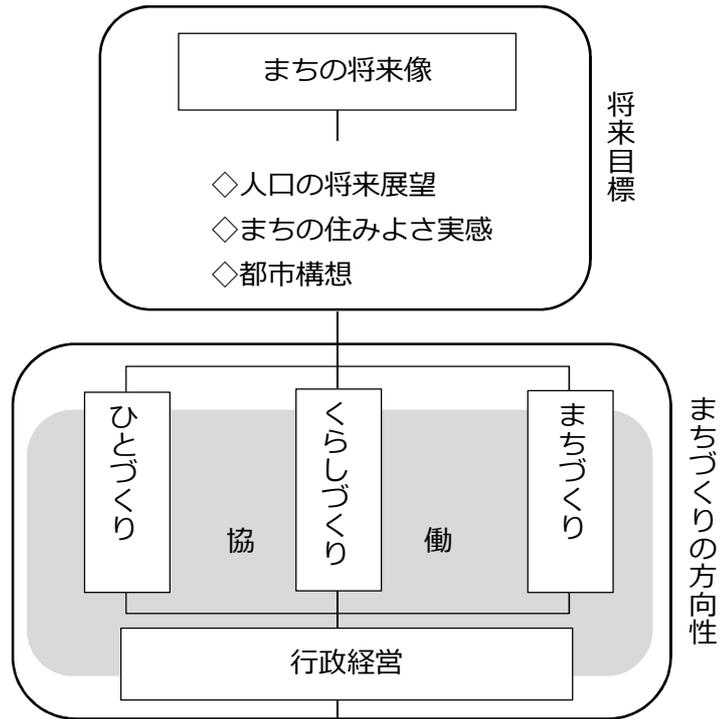


Ⅲ 基本計画

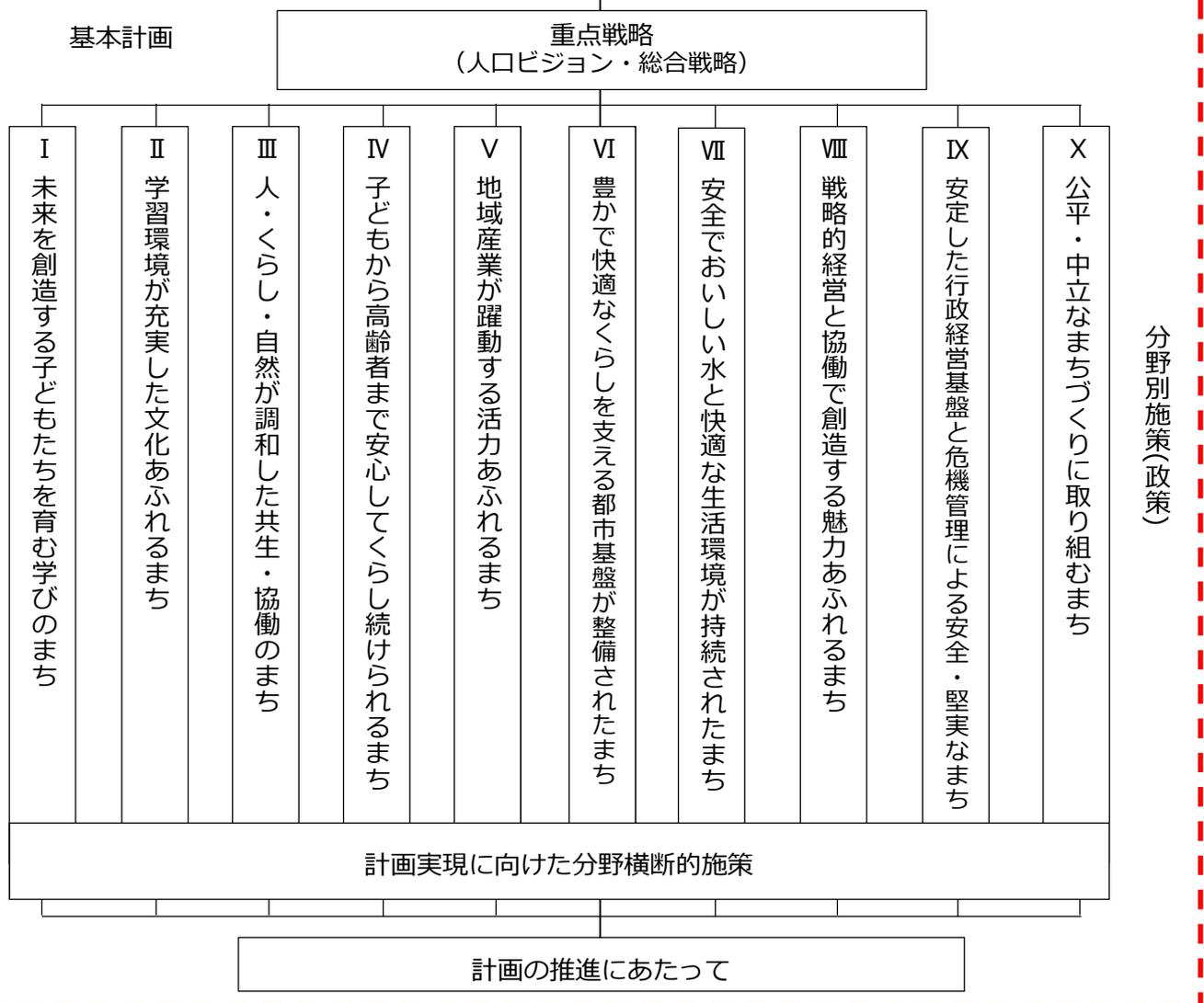
第1章	基本計画の構成	56
第2章	個別計画との関係	57
第3章	重点戦略	59
第4章	人口ビジョン・総合戦略	63
第5章	分野別施策	64
第6章	計画実現に向けた分野横断的施策	184
第7章	計画の推進にあたって	186

第1章 基本計画の構成

基本構想



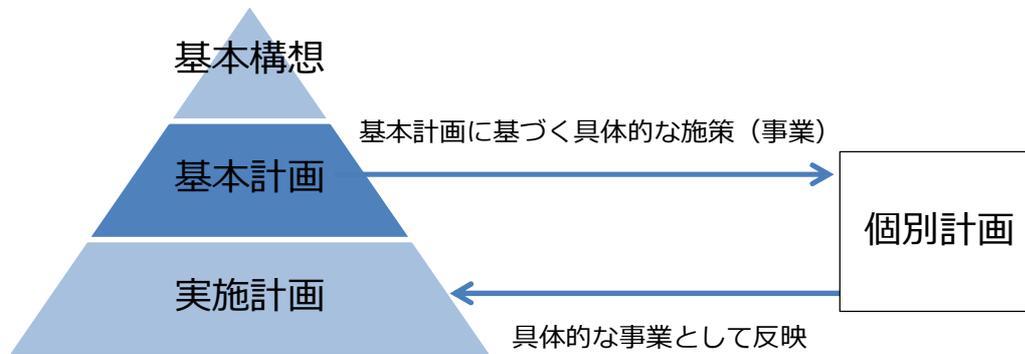
基本計画



第2章 個別計画との関係

個別計画とは、総合計画（基本計画）に基づき、各分野において取り組むべき施策をより具体的に示すものです。

■総合計画と個別計画の体系図



■総合計画（基本計画）の体系ごとの関連する個別計画（国・県等の計画を含む。）

分野別施策（政策）	関連する個別計画	
I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち	<ul style="list-style-type: none"> ・教育大綱 ・公共施設等総合管理計画 ・電子自治体推進計画 ・環境基本計画及び行動方針 ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画 ・地域公共交通網形成計画 ・人権尊重のまちづくり基本計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
II 学習環境が充実した文化あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・教育大綱 ・公共施設等総合管理計画 ・電子自治体推進計画 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育振興基本計画 ・学校ICT環境整備計画 ・社会教育振興基本計画【加東市社会教育委員の会】
III 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画及び行動方針 ・一般廃棄物処理実施計画 ・電子自治体推進計画 ・特定健康診査等実施計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・教育振興基本計画 ・男女共同参画プラン ・特定事業主行動計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理基本計画 ・加東市役所地球温暖化対策実行計画 ・健康増進計画 ・データヘルス計画 ・教育大綱 ・人権尊重のまちづくり基本計画 ・配偶者等暴力（DV）対策基本計画

分野別施策（政策）	関連する個別計画	
IV 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療計画【県】 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ・新型インフルエンザ等対策行動計画 ・男女共同参画プラン ・配偶者等暴力（DV）対策基本計画 ・教育振興基本計画 ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想【県】 ・加東市民病院経営健全化基本計画 ・健康増進計画 ・人権尊重のまちづくり基本計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 ・公共施設等総合管理計画 ・地域公共交通網形成計画
V 地域産業が躍動する活力あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業活性化ビジョン ・農業経営基盤の強化に関する基本的な構想 ・酪農生産近代化計画 ・鳥獣被害防止計画 ・創業支援事業計画 ・男女共同参画プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画 ・果樹産地構造改革計画 ・森林整備計画 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン ・公共施設等総合管理計画
VI 豊かで快適な暮らしを支える都市基盤が整備されたまち	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン ・公共施設等総合管理計画 ・公園長寿命化修繕計画 ・住生活基本計画（住宅マスタープラン） ・空家等対策計画 ・市営住宅長寿命化計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋長寿命化修繕計画 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン ・加古川水系河川整備計画【国土交通省近畿地方整備局】 ・地域公共交通網形成計画 ・耐震改修促進計画
VII 安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画 ・水道事業経営戦略 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道ビジョン ・下水道事業経営戦略
VIII 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン ・地域公共交通網形成計画 ・定員適正化計画 ・職員研修基本方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育大綱 ・電子自治体推進計画 ・都市計画マスタープラン ・特定事業主行動計画 ・男女共同参画プラン
IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち	<ul style="list-style-type: none"> ・電子自治体推進計画 ・公共施設等総合管理計画 ・水防計画 ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画 ・地域防災計画 ・国民保護計画
X 公平・中立なまちづくりに取り組むまち	<ul style="list-style-type: none"> ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン ・農業振興地域整備計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農業活性化ビジョン

第3章 重点戦略

基本構想に掲げるまちの将来像の実現に向けて、少子高齢化や人口減少社会の進行などの社会潮流や、本市の特性や課題を踏まえ、魅力や限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用しながら、選択と集中により施策を展開していく必要があります。

そのため、本計画期間内において、それぞれの分野別施策を連携させながら、重点的に取り組んでいく施策を重点戦略として次のとおり位置付けます。

また、重点戦略は、人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向と整合させるとともに、総合戦略の基本目標に位置付けます。

重点戦略1 力強い産業としごとづくり

- ①産業の振興 ②雇用の創出

重点戦略2 誇れる選ばれる加東ブランドづくり

- ①まちの魅力の維持・向上とにぎわいの創出 ②定住・移住の促進と交流人口の拡大

重点戦略3 加東の未来を担う若い世代の希望実現と親子の絆づくり

- ①未来を担う子どもの育成 ②出会いから結婚・出産・子育て支援

重点戦略4 安全・安心で快適な住みよいまちづくり

- ①集約と連携による都市構造の創造 ②災害に強いまちづくり
③保健・医療・福祉の充実

■ 分野別施策（政策）との関係〔連携する主な分野別施策（政策）〕

分野別施策（政策）	重点戦略			
	1 力強い産業としごとづくり	2 誇れる選ばれる加東ブランドづくり	3 加東の未来を担う若い世代の希望実現と親子の絆づくり	4 安全・安心で快適な住みよいまちづくり
I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち			○	
II 学習環境が充実した文化あふれるまち		○	○	
III 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち		○	○	
IV 子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち			○	○
V 地域産業が躍動する活力あふれるまち	○	○		
VI 豊かで快適なくらしを支える都市基盤が整備されたまち		○		○
VII 安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち				○
VIII 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち	○	○	○	○
IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち				○
X 公平・中立なまちづくりに取り組むまち	○			

重点戦略1 力強い産業としごとづくり

本市の基幹産業である商工業、農業の振興をはじめ、創業の促進などにより、地域産業力の向上を図るとともに、若者や女性をはじめ、市民が安心して働ける環境づくりを推進します。

①産業の振興

商工業者の経営基盤の安定化や創業などを支援するとともに、市内農産物の商品価値の向上や、農業の担い手育成、農地の流動化や集約化などにより、地域産業の振興に取り組みます。

関連する「協働の取組」

経営基盤の安定化と事業承継支援、創業支援の充実、加東市産山田錦のブランド力の向上、地域農業活性化ビジョンの推進と実現、農業の担い手育成、農地の流動化と集約化等の推進、農地の適正管理の推進 など

②雇用の創出

企業や事業者などの操業継続や承継を支援し、雇用の安定を図るとともに、さらなる雇用の創出を図るため、広域交通アクセスの良さなどの本市の強みを活かした優良企業を誘致するための新たな工業団地用地の創出に向けて取り組みます。また、女性や若者への就労支援を強化するなど、市民が安心して働ける環境づくりに取り組みます。

関連する「協働の取組」

企業誘致と操業継続支援等の充実、経営基盤の安定化と事業承継支援、まちなにぎわいと活力の創造、就労環境の充実、地元就労の促進 など

重点戦略2 誇れる選ばれる加東ブランドづくり

まちの魅力を一層高め、効果的に市内外に発信するとともに、その魅力を活かしながら、にぎわいを創出し、市民の住みよさ実感を向上させることにより、定住・移住の促進と交流人口の拡大を目指します。

①まちの魅力の維持・向上とにぎわいの創出

歴史や自然、観光施設などの地域資源を活用し、まちの魅力を最大限に引き出すとともに、多様な主体との協働により、まちなにぎわいを創出します。また、増加する在住外国人に対する施策の充実により、多文化共生のまちづくりを進めます。

関連する「協働の取組」

観光資源の育成・活用、観光資源の創出と再生、多様化する観光ニーズへの対応、文化財等の保存と活用、中間支援組織（地域づくり活動支援組織）によるまちづくりの推進、まちづくり活動団体の育成・支援、在住外国人施策の充実 など

②定住・移住の促進と交流人口の拡大

まちの魅力の維持・向上とあわせて、市民の住みよさ実感を高め、ふるさと加東への愛着や誇りを醸成し、市内外へ効果的にまちのよさを発信するとともに、定住・移住希望者の受入れ体制を充実することにより、定住・移住の促進と交流人口の拡大を図ります。

関連する「協働の取組」

まちの認知度・イメージの向上、情報発信媒体等の効果的な活用、定住・移住推進体制の構築、住宅取得支援による定住・移住促進、良好な市街地の形成、空家等の適切な管理と利活用の推進、地元就労の促進 など

重点戦略3 加東の未来を担う若い世代の希望実現と親子の絆づくり

教育を未来への投資と捉え、学校、家庭、地域など、それぞれの教育力を高め、共に育てる環境を整えることで、加東の教育ブランドを確立し、未来を担う人間性豊かな「生きる力」を備えた加東の子どもを育成します。

また、出会いから結婚・出産・子育てに至るライフステージに応じた切れ目のない支援を行うことで、若い世代が希望のもてる、魅力を感じるまちの実現を目指します。

①未来を担う子どもの育成

小中一貫教育などを通して、学力向上をはじめ、主体的に学ぶ態度の育成、英語コミュニケーション能力の向上、自尊感情や思いやりの心の醸成、食育の推進など、学校と家庭、地域が一体となって「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育む、加東らしい質の高い教育を進めます。

関連する「協働の取組」

教育施策の総合的推進、小中一貫校の整備、小中一貫教育カリキュラムの作成・活用、効果的な授業の展開、ICT機器を活用した教育活動の充実、ICT教育環境の整備充実、英語教育の充実、国際交流・国際化施策の推進、家庭や地域と連携した道徳教育等の充実、食育の推進、運動の習慣化・保健教育と食育の推進、地域に根ざした学校づくり、学校と家庭・地域等の連携による子どもの教育体制づくり、地域における子どもの安全と健全育成、インクルーシブ教育の充実 など

②出会いから結婚・出産・子育て支援

出会いの機会創出、若い世代や子育て世代の経済的負担の軽減、相談支援体制や就学前教育・保育の充実など、希望をもって安心して子どもを生み育てられる環境を整えることにより、若い世代や子育て世代にやさしいまちづくりを進めます。

関連する「協働の取組」

出産・子育て環境の充実、福祉医療制度の充実、生活習慣の確立、子育てに関する相談体制の充実、就学前教育・保育の充実、児童館等の地域子育て支援拠点の充実、保育サービス等の充実、中間支援組織（地域づくり活動支援組織）によるまちづくりの推進 など

重点戦略4 安全・安心で快適な住みよいまちづくり

効率的で機能的な都市構造の創造をはじめ、災害に強いまちづくりの推進や保健・医療・福祉などの充実により、安全・安心で快適なまちの実現を目指します。

①集約と連携による都市構造の創造

中心市街地機能の充実強化をはじめ、道路ネットワークや地域公共交通ネットワークの整備、効果的な土地利用の推進などにより、都市機能を充実させ、多極ネットワーク型の都市構造を創造します。

関連する「協働の取組」

まちのにぎわいと活力の創造、集約と連携による都市構造の創造、まちの拠点形成の推進、良好な市街地の形成、道路の体系的整備の促進、新たな交流拠点（バスターミナル）等の整備によるまちの活性化、地域公共交通ネットワークの形成、地域の主体的な取組による地域公共交通の維持・拡大 など

②災害に強いまちづくり

河川改修などによる浸水対策をはじめ、ライフライン施設の耐震化、災害に強い住まいづくりの推進、消防・防災体制の充実強化、地域防災力の向上など、自助・共助・公助の役割分担の下、ハード・ソフトの両面から、まちの防災・減災力を高め、災害に強いまちをつくれます。

関連する「協働の取組」

加古川河川改修の促進、雨水排水施設の整備、上水道の安定供給、安全で安心な住まいづくり、消防体制の維持・強化、総合的な防災施策の推進、地域防災力の向上 など

③保健・医療・福祉の充実

地域医療の確保をはじめ、多様な主体との協働による福祉・介護サービスの提供、高齢者・障害者の社会参加の促進などにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉のさらなる充実と連携強化に取り組めます。

関連する「協働の取組」

地域医療体制の整備、病院事業の運営方針の確立、病院事業の経営改善、地域福祉活動の推進、介護サービスの充実、高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりの推進、福祉総合相談体制の充実、障害者の社会参加の促進、生活習慣病予防の推進、保健・医療・福祉の連携強化、地域包括ケアシステムの構築 など

第4章 人口ビジョン・総合戦略

1 策定趣旨

我が国における急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、日本全体、特に、地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、2014（平成26）年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国において、同年12月に、人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の政府の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017（平成29）年12月改訂）」が閣議決定されました。また、県においても2015（平成27）年3月に、県における地域創生の目標や施策等を定める「兵庫県地域創生戦略（2016（平成28）年3月改訂）」が策定されました。

これらを勘案し、県下市町においても、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に努めることとされたことから、本市における人口の現状や将来展望などを示す人口ビジョン及びこれを踏まえた施策の方向を示す総合戦略を策定します。

2 総合計画との関係

人口ビジョン及び総合戦略は、最上位計画である本総合計画と整合を図りながら別途策定し、連携しながら推進します。

(1) 人口ビジョン

本市における人口の現状分析により、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもので、目指すべき将来の方向は基本計画の重点戦略と、人口の将来展望は基本構想の将来目標（人口の将来展望）と、整合を図ります。なお、人口ビジョンについては、後期基本計画の策定にあわせて改訂します。

(2) 総合戦略

将来にわたって活力ある地域を維持していくために、人口ビジョンを踏まえ、本市の実情に応じた人口減少や少子化対策について、基本計画の重点戦略と整合させる基本目標や、基本目標の達成に向けた基本的方向、具体的な施策などを示す計画で、基本計画の重点戦略に基づき、より効果的な施策を整理し、戦略的に進めていくために定めます。

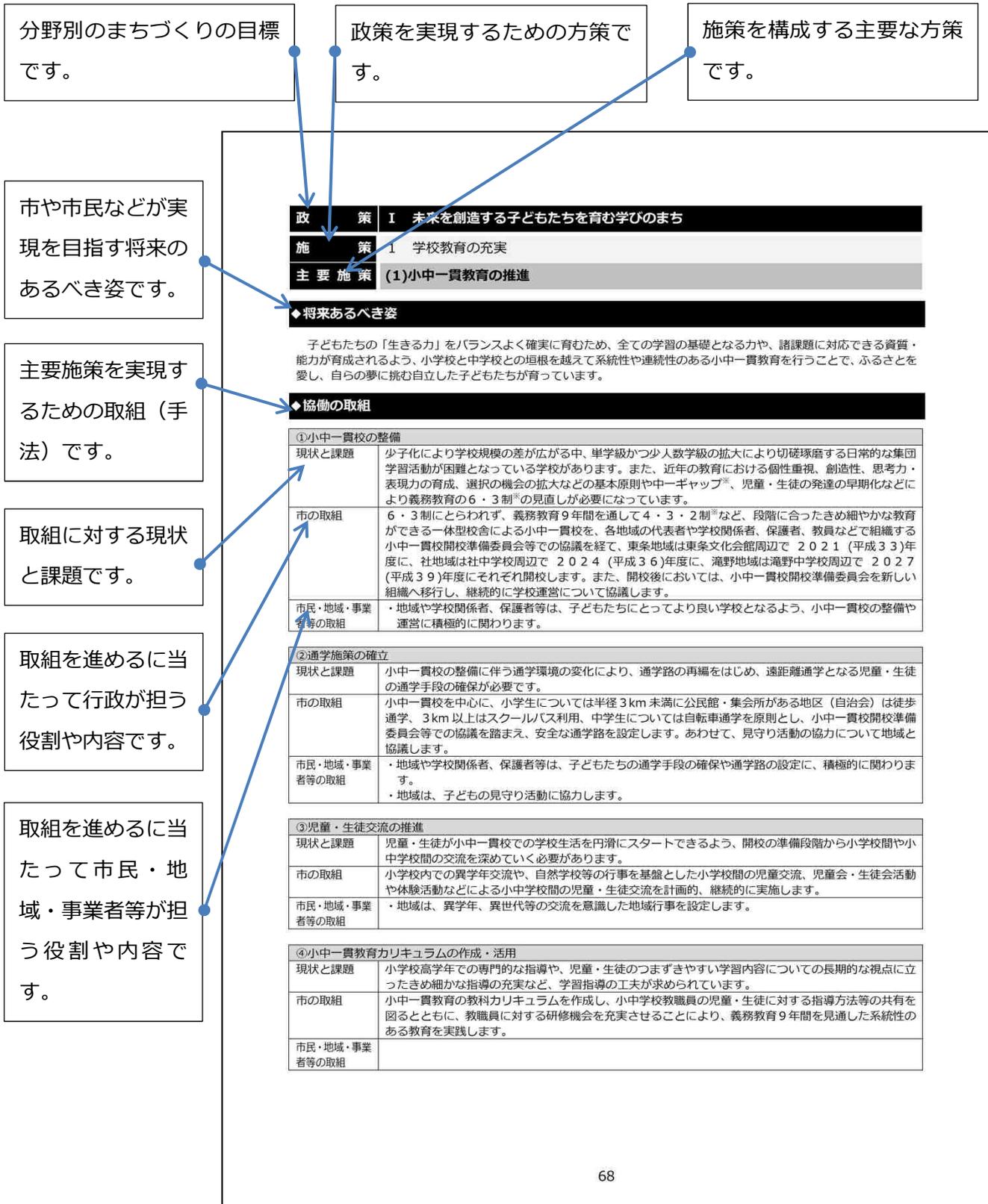
第5章 分野別施策

1 分野別施策の体系と目次

政策Ⅰ 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち				
施策1	学校教育の充実	主要施策(1)	小中一貫教育の推進	P68
		主要施策(2)	確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成	P70
		主要施策(3)	心の教育の推進	P72
施策2	学びや育ちを支える環境づくり	主要施策(4)	健全な子どもを育てる環境づくり	P74
		主要施策(5)	インクルーシブ教育の充実	P76
		主要施策(6)	幼児教育と保育サービス等の充実	P78
政策Ⅱ 学習環境が充実した文化あふれるまち				
施策1	学校教育環境の充実	主要施策(7)	学校教育環境の整備充実	P80
施策2	生涯学習の充実	主要施策(8)	市民文化の創造の促進	P82
		主要施策(9)	社会教育を支える土台づくり	P84
		主要施策(10)	生涯スポーツ・レクリエーションの推進	P86
		主要施策(11)	図書館機能の充実	P88
政策Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち				
施策1	環境にやさしいくらしづくり	主要施策(12)	廃棄物の減量・リサイクルの推進と処理体制の効率化	P90
		主要施策(13)	地球環境の保全に向けた取組の推進	P92
		主要施策(14)	良好な生活環境等の確保に向けた取組の推進	P94
施策2	便利で安心なくらしの実現	主要施策(15)	総合窓口サービス等の充実	P96
		主要施策(16)	医療保険制度等の充実と適正運用	P98
施策3	協働のまちづくりの確立	主要施策(17)	協働のまちづくりによる地域の活性化	P100
施策4	人権尊重のまちづくり	主要施策(18)	人権施策の総合的推進	P102
		主要施策(19)	男女共同参画社会の推進	P104
政策Ⅳ 子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち				
施策1	医療の充実	主要施策(20)	地域医療の確保	P106
		主要施策(21)	病院事業の安定運営	P108
施策2	健康づくりと子育て支援の充実	主要施策(22)	健康増進の推進	P110
		主要施策(23)	出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり	P112
		主要施策(24)	支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実	P114
施策3	地域福祉の推進	主要施策(25)	福祉社会づくりの推進	P116
		主要施策(26)	障害者・要援護者福祉の充実	P118
		主要施策(27)	介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進	P120
		主要施策(28)	介護保険制度の健全かつ円滑な運営	P122
		主要施策(29)	地域包括ケアの推進	P124

政策Ⅴ 地域産業が躍動する活力あふれるまち				
施策1	活力ある農業の実現	主要施策(30)	力強い農業経営の実現	P126
		主要施策(31)	農産物のブランド力向上と生産拡大	P128
		主要施策(32)	農村環境の整備等の推進	P130
		主要施策(33)	鳥獣被害対策の推進	P132
施策2	商工業・観光産業の活性化と雇用対策の充実	主要施策(34)	商工業の振興	P134
		主要施策(35)	観光の振興	P136
		主要施策(36)	労働・雇用の促進	P138
政策Ⅵ 豊かで快適な暮らしを支える都市基盤が整備されたまち				
施策1	都市基盤の整備充実	主要施策(37)	安全・快適で機能的な道路整備等の推進	P140
		主要施策(38)	河川改修等の推進	P142
		主要施策(39)	持続可能な都市基盤整備の推進	P144
		主要施策(40)	安全・安心で良好な住環境の形成	P146
政策Ⅶ 安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち				
施策1	上下水道事業の充実	主要施策(41)	上水道事業の充実	P148
		主要施策(42)	下水道事業の充実	P150
政策Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち				
施策1	戦略的行政経営の創造	主要施策(43)	社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進	P152
		主要施策(44)	新たな行政需要に対応した施策の展開	P154
		主要施策(45)	効率的で効果的な交通サービスの実現	P156
		主要施策(46)	国際交流の推進	P158
		主要施策(47)	適正な職員数の確保と人材育成	P160
施策2	定住・移住の促進とにぎわいの創出	主要施策(48)	シティプロモーションの推進	P162
		主要施策(49)	にぎわいと活力があふれるまちづくり	P164
施策3	広報・広聴の推進	主要施策(50)	広報・広聴活動の充実	P166
政策Ⅸ 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち				
施策1	安定した行政経営基盤の確立	主要施策(51)	ICTの利活用による市民サービスの安定化と利便性の向上	P168
		主要施策(52)	健全な財政運営	P170
		主要施策(53)	適正な財産管理と契約事務の推進	P172
		主要施策(54)	市税の適正課税の推進と収納率の向上	P174
施策2	危機管理・交通防犯体制の強化	主要施策(55)	交通安全・防犯対策の推進	P176
		主要施策(56)	消防・防災力の充実強化	P178
政策Ⅹ 公平・中立なまちづくりに取り組むまち				
施策1	公正で適正な行政の確保	主要施策(57)	透明で公正な行政の推進	P180
		主要施策(58)	農地等の利用の最適化の推進	P182

2 分野別施策の見方



⑤地域に根ざした学校づくり	
現状と課題	地域に根ざし、地域と共に歩む小中一貫校とするため、地域との結びつきの深い学校づくりを展開していく必要があります。あわせて、児童・生徒が伝統や文化を尊重し、郷土への愛着を深めるためのより一層の取組が求められます。
市の取組	地域人材や地域資源 [※] を活用して、郷土のよさを伝え考える、ふるさと学習「かとう学」の副読本を作成し、授業等で実施します。また、子どもたちの地域活動への積極的な参加などを通して、地域と共に次代の郷土をつくる人材育成に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	・地域は、地域の良さを伝え、地域について学ぶ「ふるさと学習」に積極的に協力します。また、地域の人々と子どもたちが交流できる機会を積極的につくります。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	小中一貫校開校数	小中一貫校の開校状況【累計】	校	↑	—	—	1 2021(H33)
①	小中一貫校開校準備委員会等設置校数	小中一貫校開校準備委員会(学校運営協議組織)の設置状況【累計】	校	↑	—	1	3
②	小中一貫校スクールバス運行及び通学路再編校数	小中一貫校における、スクールバス運行及び通学路再編の状況【累計】	校	↑	—	—	1 2021(H33)
③	小学校・小中学校間の交流活動実施率	統合する小学校間又は小中学校間において、児童・生徒の交流活動を実施した学級の割合【累計】	%	↑	—	40.0	70.0
④	小中学校教員の合同研修会実施回数	小中学校教員を対象とした合同研修会の実施状況【累計】	回	↑	—	18	48
⑤	「かとう学」副読本作成進捗率	ふるさと学習「かとう学」の副読本作成の進捗状況【累計】	%	↑	—	20.0	100.0 2020(H32)

◆関連する主要施策

- ・(11) 図書館機能の充実
- ・(44) 新たな行政需要に対応した施策の展開
- ・(45) 効率的で効果的な交通サービスの実現

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・地域公共交通網形成計画

◆用語解説

中一ギャップ
児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不応を起すこと。

6・3制
現行の義務教育制度で、児童・生徒は6年間の小学校教育、3年間の中学校教育により、9年間の普通教育を修了すること。

4・3・2制
児童・生徒のさまざまな成長の段階に対応する等の観点から、現行義務教育の6・3制の大きな枠組みを維持しつつ、学年段階の区切りを4年、3年、2年の3期に分け、その区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、9年間の普通教育を修了すること。

地域資源
特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉えた総称。

主要施策の進捗状況を定量的に測定するために設定した指標です。実績値と基準値、2022(平成34)年度に達成を目指す目標値を示しています。なお、目標値は社会経済情勢や制度にあわせて見直すことがあります。

関連する「協働の取組」の番号です。

関連する他の主要施策です。

主要施策に関連する市の個別計画です。
※国・県等の計画を含みます。

政 策	I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち
施 策	1 学校教育の充実
主要施策	(1)小中一貫教育の推進

◆将来あるべき姿

子どもたちの「生きる力」をバランスよく確実に育むため、全ての学習の基礎となる力や、諸課題に対応できる資質・能力が育成されるよう、小学校と中学校との垣根を越えて系統性や連続性のある小中一貫教育を行うことで、ふるさとを愛し、自らの夢に挑む自立した子どもたちが育っています。

◆協働の取組

①小中一貫校の整備	
現状と課題	少子化により学校規模の差が広がる中、単学級かつ少人数学級の拡大により切磋琢磨する日常的な集団学習活動が困難となっている学校があります。また、近年の教育における個性重視、創造性、思考力・表現力の育成、選択の機会の拡大などの基本原則や中一ギャップ [*] 、児童・生徒の発達の早期化などにより義務教育の6・3制 [*] の見直しが必要になっています。
市の取組	6・3制にとらわれず、義務教育9年間を通して4・3・2制 [*] など、段階に合ったきめ細やかな教育ができる一体型校舎による小中一貫校を、各地域の代表者や学校関係者、保護者、教員などで組織する小中一貫校開校準備委員会等での協議を経て、東条地域は東条文化会館周辺で2021(平成33)年度に、社地域は社中学校周辺で2024(平成36)年度に、滝野地域は滝野中学校周辺で2027(平成39)年度にそれぞれ開校します。また、開校後においては、小中一貫校開校準備委員会を新しい組織へ移行し、継続的に学校運営について協議します。
市民・地域・事業者等の取組	・地域や学校関係者、保護者等は、子どもたちにとってより良い学校となるよう、小中一貫校の整備や運営に積極的に関わります。

②通学施策の確立	
現状と課題	小中一貫校の整備に伴う通学環境の変化により、通学路の再編をはじめ、遠距離通学となる児童・生徒の通学手段の確保が必要です。
市の取組	小中一貫校を中心に、小学生については半径3km未満に公民館・集会所がある地区(自治会)は徒歩通学、3km以上はスクールバス利用、中学生については自転車通学を原則とし、小中一貫校開校準備委員会等での協議を踏まえ、安全な通学路を設定します。あわせて、見守り活動の協力について地域と協議します。
市民・地域・事業者等の取組	・地域や学校関係者、保護者等は、子どもたちの通学手段の確保や通学路の設定に、積極的に関わります。 ・地域は、子どもの見守り活動に協力します。

③児童・生徒交流の推進	
現状と課題	児童・生徒が小中一貫校での学校生活を円滑にスタートできるよう、開校の準備段階から小学校間や小中学校間の交流を深めていく必要があります。
市の取組	小学校内での異学年交流や、自然学校等の行事を基盤とした小学校間の児童交流、児童会・生徒会活動や体験活動などによる小中学校間の児童・生徒交流を計画的、継続的に実施します。
市民・地域・事業者等の取組	・地域は、異学年、異世代等の交流を意識した地域行事を設定します。

④小中一貫教育カリキュラムの作成・活用	
現状と課題	小学校高学年での専門的な指導や、児童・生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細かな指導の充実など、学習指導の工夫が求められています。
市の取組	小中一貫教育の教科カリキュラムを作成し、小中学校教職員の児童・生徒に対する指導方法等の共有を図るとともに、教職員に対する研修機会を充実させることにより、義務教育9年間を見通した系統性のある教育を実践します。
市民・地域・事業者等の取組	

⑤地域に根ざした学校づくり	
現状と課題	地域に根ざし、地域と共に歩む小中一貫校とするため、地域との結びつきの深い学校づくりを展開していく必要があります。あわせて、児童・生徒が伝統や文化を尊重し、郷土への愛着を深めるためのより一層の取組が求められます。
市の取組	地域人材や地域資源※を活用して、郷土のよさを伝え考える、ふるさと学習「かとう学」の副読本を作成し、授業等で実施します。また、子どもたちの地域活動への積極的な参加などを通して、地域と共に次代の郷土をつくる人材育成に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	・地域は、地域の良さを伝え、地域について学ぶ「ふるさと学習」に積極的に協力します。また、地域の人々と子どもたちが交流できる機会を積極的につくります。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	小中一貫校開校数	小中一貫校の開校状況【累計】	校	↑	—	—	1 2021(H33)
①	小中一貫校開校準備委員会等設置校数	小中一貫校開校準備委員会(学校運営協議組織)の設置状況【累計】	校	↑	—	1	3
②	小中一貫校スクールバス運行及び通学路再編校数	小中一貫校における、スクールバス運行及び通学路再編の状況【累計】	校	↑	—	—	1 2021(H33)
③	小学校・小中学校間の交流活動実施率	統合する小学校間又は小中学校間において、児童・生徒の交流活動を実施した学級の割合【累計】	%	↑	—	40.0	70.0
④	小中学校教員の合同研修会実施回数	小中学校教員を対象とした合同研修会の実施状況【累計】	回	↑	—	18	48
⑤	「かとう学」副読本作成進捗率	ふるさと学習「かとう学」の副読本作成の進捗状況【累計】	%	↑	—	20.0	100.0 2020(H32)

◆関連する主要施策

- ・(11) 図書館機能の充実
- ・(44) 新たな行政需要に対応した施策の展開
- ・(45) 効率的で効果的な交通サービスの実現

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・地域公共交通網形成計画

◆用語解説

中一ギャップ

児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不応を起すこと。

6・3制

現行の義務教育制度で、児童・生徒は6年間の小学校教育、3年間の中学校教育により、9年間の普通教育を修了すること。

4・3・2制

児童・生徒のさまざまな成長の段階に対応する等の観点から、現行義務教育の6・3制の大きな枠組みを維持しつつ、学年段階の区切りを4年、3年、2年の3期に分け、その区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、9年間の普通教育を修了すること。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉えた総称。

政 策	I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち
施 策	1 学校教育の充実
主 要 施 策	(2)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

◆将来あるべき姿

自らの個性や能力を伸ばし、確かな学力、豊かな心、健やかな身体をバランスよく備えて、大きく変化する社会でも自立した一人の人間として力強く生きていく子どもたちが育っています。

◆協働の取組

①効果的な授業の展開	
現状と課題	基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、思考力、判断力、表現力など、知識・技能を活用する力とともに、深い学びにつなげるため、主体的に学ぶ態度を育成することが求められています。
市の取組	学力向上プロジェクト委員会を中心に、指導方法の工夫改善を図り、学力向上に取り組みます。また、少人数指導や補充指導の実施により、主体的に学ぶ態度を育成するなど、効果的な授業を展開します。
市民・地域・事業者等の取組	

②家庭学習の習慣化の推進	
現状と課題	児童・生徒の学習内容をより確かに定着させ、学力を伸ばすためには、学校教育と家庭学習が連動することが大切であることから、児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習の充実が求められています。
市の取組	地域人材の活用を推進し、放課後補充学習や長期休暇中の自主的学習をサポートする加東スタディライフ [※] の充実を図ることで、主体的に学ぶ子どもを育成します。また、「家庭学習の手引き」等を活用し、家庭と連携して、家庭学習の習慣化、充実を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・保護者は、子どもたちの家庭学習に関心をもって生活環境を整え、温かく見守り励まします。 ・市民は、放課後補充学習や加東スタディライフの取組に協力します。

③英語教育の充実	
現状と課題	2020（平成32）年度からの小学校英語教科化に向け、英語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチング [※] を核に授業研究を進める必要があります。また、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語教育のさらなる充実が求められています。
市の取組	ALT等を活用した対話、討論等の機会を充実させるなど、小中9年間に亘って一貫した英語教育の充実に取り組みます。また、研修などを通して小中学校教員の英語指導力の向上を図るとともに、「かとう英語ライセンス制度 [※] 」や「加東わくわく英語村 [※] 」、オリンピック市との国際交流等の内容を充実させ、より実践的な英語力やコミュニケーション能力の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、小学校の英語教育に指導助手として協力します。 ・国際交流協会は、子どもたちが国際交流や異文化体験活動、英語コミュニケーション活動に取り組みめる機会や場を提供します。

④運動の習慣化・保健教育と食育の推進	
現状と課題	子どもの生活習慣や体力・運動能力の状況を把握した指導とともに、健康寿命の延伸につながる望ましい食習慣の形成のための食育 [※] が求められています。
市の取組	保健指導等を通して、健康的な生活を送ろうとする態度や能力を育成します。特に、食育においては、学校給食や「かとう和食の日 [※] 」を通して、家庭や社高等学校と連携しながら、食文化・食生活への関心や理解を深め、望ましい食習慣の形成に取り組みます。また、中学校部活動の外部指導者を拡充し、部活動の活性化と生徒の技能向上を図るとともに、運動能力テストの結果を踏まえた体育授業を行い、体力向上と豊かなスポーツライフの実現を目指します。
市民・地域・事業者等の取組	・保護者は、子どもに、「早寝、早起き、朝ごはん」などの生活習慣を家庭で身に付けさせるよう努めます。 ・社高等学校は、小中学校と連携し食育活動の拡充を図ります。

⑤ ICT機器を活用した教育活動の充実	
現状と課題	社会の情報化が急速に進展する中、児童・生徒がICT※機器を活用する学習活動を展開し、発達段階に応じた情報活用能力の向上を図ることが求められています。
市の取組	授業研究や研修などにより教員の情報活用能力の向上を図るとともに、電子黒板※やタブレット機器※などのICT機器を活用した授業を展開し、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力をバランスよく育成します。また、情報モラル学習を実施し、正しく安全にインターネットを利用する態度や能力を育成します。
市民・地域・事業者等の取組	・保護者は、正しく安全なインターネットの利用の仕方について、子どもと話し合う機会をつくります。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	児童・生徒の授業理解度	質問紙調査※において、学校の授業がわかると答えた児童・生徒の割合	%	↑	—	74.9 (国:75.1)	80.0
②	児童・生徒の学校外学習実施率	質問紙調査において、学校の授業以外で、平日に1時間以上学習すると答えた児童・生徒の割合	%	↑	—	65.6 (国:65.2)	75.0
③	中学3年生の英検3級相当以上の英語力習得率	英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の状況	%	↑	—	39.9	56.0
④	児童・生徒の朝食摂取率	生活アンケートにおいて、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合	%	↑	—	87.7	94.0
⑤	児童・生徒の情報活用能力の育成度	情報アンケートにおいて、収集した情報を整理して、発表資料を作成することが得意であると答えた児童・生徒の割合	%	↑	—	—	20.0

◆関連する主要施策

- ・(22) 健康増進の推進
- ・(23) 出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり
- ・(46) 国際交流の推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・電子自治体推進計画

◆用語解説

加東スタディライフ

児童・生徒の学習意欲に応えるため、長期休業中に、自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供する活動のこと。

ティーム・ティーチング

授業において、複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導する方法。

かとう英語ライセンス制度

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や態度を育成することを目的とする市独自の取組。加東市「レッスンブック」を中学校授業や家庭学習で活用して力を付けるとともに、インタビューテストも含んだ「かとう英語ライセンス検定」を実施して、英語力を評価し、学習の励みとする。

加東わくわく英語村

子どもたちが、将来、国際社会で活躍できるよう、英語によるコミュニケーション能力や主体性・積極性等を身に付けさせるため、夏季休業中に、各中学校で実施しているALTとの活動を通して、英会話や異文化について学ぶことを行う。

食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

かとう和食の日

記念日の制定やユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることから、11月24日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めたもの。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、IT(情報技術)に、情報通信を表すCommunication(コミュニケーション)を加えたものをいう。

電子黒板

パソコンの画像をディスプレイに映し出し、文字や絵の書き込み、文字や画像の移動や拡大・縮小などができる機器。

タブレット機器

薄い板状の本体に、ペン入力操作やタッチ操作が可能な液晶画面が組み込まれたパソコンやネットワーク上のサービスを利用するための端末。

質問紙調査

全国学力・学習状況調査の一部であり、全国的な児童・生徒の学習状況等を把握・分析する調査のことをいう。小学6年生、中学3年生を対象としている。

政 策	I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち
施 策	1 学校教育の充実
主 要 施 策	(3)心の教育の推進

◆将来あるべき姿

子どもたちに、他者への思いやりや感動する心、自分と他者の互いの個性や価値観の尊重、人権意識など、豊かな人間性が備わり、個人として、社会の一員としての生きる力が育まれています。

◆協働の取組

①家庭や地域と連携した道徳教育等の充実	
現状と課題	道徳教育の実質化や質的転換を図ることを目的に、「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」(道徳科)となることに伴い、子どもたちの道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるため、学校・家庭・地域が連携した取組をより一層推進する必要があります。
市の取組	オープンスクール等で道徳の授業を公開し、家庭・地域と連携した道徳教育を推進するとともに、道徳の教科化に伴う年間指導計画の見直しや評価導入等を通して、考え、議論する道徳の授業を展開します。さらに、各教科等における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳的実践力を育成します。また、人権講演会などを通して児童・生徒一人ひとりの人権に対する正しい理解とあらゆる偏見を見抜く力を育成します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や保護者は、講演会など、人間性を高めるための学びの場に積極的に参加します。 ・保護者は、道徳の授業や教材の内容について、子どもと家庭で話し合う機会をつくれます。

②体験活動の充実	
現状と課題	少子化や科学技術の進展など、社会の変化に伴って、子ども同士が関わり合ったり豊かな自然に触れたりする機会や生活上の困難を克服する体験が減少しており、命を大切にすることや思いやりの心、自尊心や規範意識 [*] を養う教育の充実が求められています。
市の取組	環境体験事業(小3)、自然学校推進事業(小5)、わくわくオーケストラ教室(中1)、トライやる・ウィーク(中2)など、系統性やキャリア教育の視点を踏まえた、自主性や協同性を培うことができる学習を展開するとともに、学んだことをその後の生活や学習に活かすための事前・事後指導の工夫に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、体験活動の趣旨を理解し、子どもと十分にコミュニケーションを図るとともに、社会的な自立を促すよう努めます。 ・地域は、地域の良さや伝統を子どもたちに伝えるため、積極的に体験活動に協力します。 ・事業者は、トライやる・ウィークなどにおいて、より幅広い職種で生徒を受け入れ、社会のルールや仕事に対する姿勢等について指導します。

③互いを高めあえる授業・集団づくり	
現状と課題	いじめや不登校など、子どもの問題行動の未然防止と早期発見・対応のため、学校と家庭、地域が連携した取組が求められています。
市の取組	教育活動全体を通して、児童・生徒間の絆づくりを意識した授業や集団づくりにより、豊かな心や人間関係を構築する力を育成するとともに、児童・生徒が楽しく充実した学校生活を送れるよう、内面理解に基づく組織的な指導を推進します。また、保護者や地域と連携して、あいさつ運動や見守り活動を通して児童・生徒の規範意識やマナーの向上に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域は、児童・生徒に関する互いの気づきを共有できるよう、日頃から学校と相談し合える関係づくりに努めます。 ・市民は、あいさつや温かい声かけ、社会のマナー・ルール遵守など、子どもの模範になります。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	保護者・地域の道徳授業 に対する満足度	道徳授業について満足と感じ る保護者・地域の割合	%	↑	—	—	80.0
②	児童・生徒の自尊感情醸 成率	質問紙調査※において、自分 には良いところがあると思っ ている児童・生徒の割合	%	↑	—	32.8 (国:31.8)	47.0
③	児童・生徒の学校生活満 足度	質問紙調査において、学校生 活に満足する児童・生徒の割 合	%	↑	—	54.5 (国:51.8)	64.0

◆関連する主要施策

- ・(13) 地球環境の保全に向けた取組の推進
- ・(18) 人権施策の総合的推進
- ・(19) 男女共同参画社会の推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・人権尊重のまちづくり基本計画
- ・環境基本計画及び行動方針

◆用語解説

自尊感情

自己に対して肯定的な評価を抱いている状態のこと。

Self-esteem の日本語訳。

規範意識

きまり等を進んで守ろうとする意識。

質問紙調査

全国学力・学習状況調査の一部であり、全国的な児童・生徒の学習状況等を把握・分析する調査のことをいう。小学6年生、中学3年生を対象としている。

政 策	I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち
施 策	2 学びや育ちを支える環境づくり
主 要 施 策	(4)健全な子どもを育てる環境づくり

◆将来あるべき姿

学校・家庭・地域の密接な連携の中で、次代の担い手としての子どもたちが健やかに育ち、地域や社会の関わりを自覚しつつ、健全な自己を確立しています。

◆協働の取組

①保護者等の学びの機会の提供と家庭を支える体制づくり	
現状と課題	人間関係が希薄化する一方、複雑化・多様化する社会の変化の中で、ネットトラブルやいじめなど、保護者自身が子どもの抱える課題に対応できない状況が見られることから、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭を支える体制づくりを推進する必要があります。
市の取組	青少年健全育成懇談会や情報モラル学習会など、保護者等の学びの場を、PTAや補導委員会、警察などの関係機関と連携しながら、計画的に、かつニーズに応じて提供し、家庭や地域の教育力の向上に努めます。また、スクールカウンセラー [※] やスクールソーシャルワーカー [※] などを有効に活用するとともに、福祉部局、県中央子ども家庭センターなどの関係機関と連携して、家庭を支える体制づくりを推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や市民は、誘い合って学びの機会に積極的に参加し、子どもを取り巻く課題について学びます。 ・地域は、相談しやすい人間関係づくりを進め、子育て世代を支える温かい地域づくりに努めます。

②学校と家庭・地域等の連携による子どもの教育体制づくり	
現状と課題	子どもたちが地域の中で多様な経験や学びを得られるよう、地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりが求められています。
市の取組	学校行事の運営支援、部活動や学習活動の指導等、学校の教育活動に地域住民が参画する取組を推進します。また、学校評議員会 [※] の活性化を図り、学校における特色ある教育活動の推進を促進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や市民は、PTA活動や体験活動など、学校教育を支援する活動に進んで参加します。

③地域における子どもの安全と健全育成	
現状と課題	交通事故や不審者のニュースが絶えない中、学校や通学路、地域における子どもたちの安全確保について継続した取組が必要です。また、子どもたちがトラブルや犯罪に巻き込まれない社会の構築が求められています。
市の取組	地域子ども見守り隊の協力を得た登下校時の子どもの安全確保、ネット見守り隊によるSNS [※] の監視活動、PTAによるあいさつ運動や補導活動など、保護者や地域、関係機関と連携して、子どもの安全・安心を確保するとともに、健全育成に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域子ども見守り隊や補導活動、ネット見守り隊に積極的に参加し、子どもの健全育成に協力します。 ・市民や地域、事業者等は、地域全体で子どもたちを見守り育てます。 ・事業者は、青少年愛護条例等を遵守し、青少年の非行防止に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	保護者等の学習会等実施回数	保護者や地域住民等を対象とした情報モラル教育や人権教育、特別支援教育等に関する学習会等の実施状況	回	↑	—	32	45
②	子どもの教育活動に協力する市民の割合	市民アンケートにおいて、オープンスクールなどの学校行事や学校でのボランティア活動に参加する市民の割合	%	↑	30.6	44.9 2017(H29)	50.0
③	子ども(青少年)の安全対策や健全育成に協力する市民の割合	市民アンケートにおいて、青少年の補導活動や地域子ども見守り隊などの活動に参加する市民の割合	%	↑	29.9	31.4 2017(H29)	36.0

◆関連する主要施策

- ・(6) 幼児教育と保育サービス等の充実
- ・(24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実
- ・(55) 交通安全・防犯対策の推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画

◆用語解説

スクールカウンセラー（SC）

学校現場で、臨床心理の知見に基づいて児童・生徒に向き合い、教員と共にサポートする心理面の専門スタッフ。児童・生徒や保護者の悩みの相談や心のケア、教職員への助言や研修などを行っている。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

子どもの家庭環境による問題に対処し、子どもと家族を支えるための福祉の専門スタッフ。学校を中心として、保護者や専門機

関など、子どもを取り巻く環境に働きかけ、子どもの困りごとの解決に向けて支援する。

学校評議員会

地域社会全体の教育力を活かして特色ある教育活動を推進できるよう、学校を支援するための組織のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスをいう。

政 策	I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち
施 策	2 学びや育ちを支える環境づくり
主 要 施 策	(5)インクルーシブ教育の充実

◆将来あるべき姿

障害等のある支援が必要な子どもたちに対して、発達サポートセンター「はびあ」が中心になって、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目ない支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れています。

◆協働の取組

①総合的な相談体制の充実	
現状と課題	発達障害をはじめ、支援が必要な乳児から成人までのさまざまなニーズに対応できる総合的な相談体制の充実が求められています。
市の取組	保健師や教育相談支援員、心理士による相談や医師による診察等を継続して実施するとともに、心理士による発達検査を常時実施するなど、より専門的で総合的な相談体制を構築し、その人らしく生活できるように、それぞれの状態に応じて適切にサポートします。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、乳幼児健康診査や乳幼児相談・教室を積極的に受け、早期から子どもの発達状態を把握します。 ・事業者は、発達障害等に対する理解を深め、保護者が乳幼児相談等に気兼ねなく参加できる職場環境の整備に努めます。また、児童発達支援事業や、放課後等デイサービス事業を充実させ、個々のニーズに合ったサービスを提供します。

②インクルーシブ教育の充実	
現状と課題	集団生活の中で、困り感をもった子どもたちが増えており、子どもたち個々の特性を理解した適切な支援が求められていることから、保育教諭や教職員等の資質をより一層高める必要があります。
市の取組	発達サポートセンター「はびあ」が、学校・園を巡回し、子ども一人ひとりの障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮 [※] 等について指導や助言を行うとともに、必要に応じて専門家のアドバイスを受け、子どもたちが過ごしやすい環境を整えます。さらに、支援が必要な子どもについてサポートファイル [※] の作成を促し、関係機関が共通理解を得ることで、一貫した支援につなげます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、学校・園との連絡を密にし、子どもの状態を把握します。 ・市民は、積極的に研修に参加し、インクルーシブ教育[※]についての理解を深めます。

③早期療育の推進	
現状と課題	乳幼児期に言語発達の遅れや落ち着きがないなど、行動面でのやりにくさがある、就園後に個別支援が必要になる、また、就学後に学習面での配慮が必要になるなどの子どもたちが集団に適応し、将来、自立や社会参加を可能にするためには、早期発見、早期支援が重要です。
市の取組	関連部局などと密接に連携しながら、支援の必要な子どもの早期発見に努め、適正かつ効果的な支援につなげます。また、未就園の子どもと保護者を対象に、遊びを通して集団生活に必要な能力を身に付けるため、集団療育 [※] を実施します。さらに、就学前の子どもや小中学生に対しても、対人関係のトラブルを回避する術を身に付け、良好な人間関係を築けるよう、個別・集団療育を実施します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、早期療育の重要性を理解します。 ・事業者は、療育事業への保護者の参加を支援します。

④研修・啓発の充実	
現状と課題	発達障害などにより生きづらさがある人たちが、自分らしく生活できる環境を整えるため、みんなが発達障害についての理解を深める必要があります。
市の取組	教育・福祉・保健などの関係者だけでなく、これまで関わりの浅かった市民も含めて、それぞれのニーズや状況に応じた研修を実施し、誰もが発達障害等に関する知識や理解を深め、適切な対応を学び、良好な人間関係を築くことで共生社会の形成を目指します。また、何らかの支援が必要な子どもの保護者に対して、ペアレントトレーニング [※] を実施し、親と子の良好な関係づくりを進めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、積極的に研修に参加するなど、発達障害等に対する理解を深めます。 関係機関従事者は、積極的に研修に参加するなど、発達障害等に対する理解を深め、指導力向上に努めます。 事業者は、発達障害等について理解を深めることにより、保護者の研修への参加を支援します。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	発達サポートセンターにおける相談件数	発達サポートセンターにおける発達・学習面・対人面等についての相談状況	件	↑	—	—	2,500
②	児童・生徒の自立割合	特別な支援なく集団生活を送れるようになった(サポートファイルによる支援が不要になった)児童・生徒の割合	%	↑	—	3.4	7.0
③	集団療育参加者数	集団療育への参加状況	人	↑	—	20 2017(H29)	30
④	市民・保護者向け研修参加者数	発達障害等に関する研修への市民・保護者の参加状況	人	↑	—	72 2017(H29)	120

◆関連する主要施策

- ・(23) 出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり
- ・(24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実
- ・(26) 障害者・要援護者福祉の充実

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

◆用語解説

合理的配慮

障害者から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

サポートファイル

何らかの支援が必要である幼児・児童・生徒について、切れ目ない支援を行うために、その支援のコツやポイントをまとめたもの。

インクルーシブ教育

身体障害や知的障害などの有無に関係なく、誰でも地域の学校で学べるようにする教育のこと。

療育

言葉や身体機能など発達に遅れのある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療と教育で、指導員の受けもつ人数や内容によって個別療育と集団療育に分けて行う。

ペアレントトレーニング

言葉や身体機能など発達に遅れの見られる子どもの「行動」に焦点をあて、子どもの「しつけ」や「育て方」を学ぶための保護者向けの支援プログラム。

政 策	I 未来を創造する子どもたちを育む学びのまち
施 策	2 学びや育ちを支える環境づくり
主 要 施 策	(6)幼児教育と保育サービス等の充実

◆将来あるべき姿

幼児教育・保育を充実させるとともに、子どもや子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスなどを提供することで、地域で安心して子育てができ、人間性豊かな子どもたちがすくすくと育っています。

◆協働の取組

①就学前教育・保育の充実	
現状と課題	核家族化の進行や女性の社会進出の増加などにより、就学前教育・保育のニーズが年々高まっています。特に、0歳から2歳児の保育の利用希望が増加しており、将来的に、待機児童 [※] の発生が見込まれることから、保育の受け皿を確保する必要があります。また、幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであることから、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう努めていく必要があります。
市の取組	新たに、公立認定こども園 [※] を整備するとともに、段階的に、公立幼稚園や認定こども園、保育所を集約し、職員を効率的に配置することに加え、私立保育所の施設整備を支援することで、幼稚園教育と保育の両面の良さを最大限に活かしながら、保育の量を確保し、「待機児童0」の維持に努めます。あわせて、幼児教育の重要性に鑑み、3歳児から5歳児までの幼稚園保育料に相当する費用を助成します。また、幼児期に「思いやり」や「いたわり」といった心を育み、「違いを違いと思わない」絶対人権感覚 [※] が発達した子どもを育成します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、子どもに適切な就学前教育を受けさせるよう努めます。 ・事業者は、質の高い就学前教育・保育を提供します。

②保育サービス等の充実	
現状と課題	女性の社会進出の増加や、就労・生活スタイルの多様化により、一時預かりや延長保育、病児（病後児）保育 [※] 、アフタースクール [※] など、多様な保育サービスの提供や地域で子育てを支えるための活動が求められています。
市の取組	休日保育、病児（病後児）保育など、民間事業者では実施が困難なサービスについては、公立園が実施することとし、民間事業者において実施が可能なものについては、民間活力を活用したサービス提供に取り組みます。また、アフタースクールについては、小中一貫校の開校後も適切に運営するとともに、ファミリー・サポート・センターを継続して運営し、地域における子育て相互援助活動を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域における子育て相互援助活動に協力します。 ・事業者は、多様な保育サービスの提供に努めます。また、子育てと仕事が両立できる職場づくりに取り組むとともに、勤務時間等についての配慮に努めます。

③児童館等の地域子育て支援拠点の充実	
現状と課題	家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化により、子育てに不安を抱いている子育て家庭があることから、身近な場所において、親子の交流機会を提供するとともに、子育て支援に関する情報提供や相談・助言等を行うことが重要です。
市の取組	社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館、東条鯉こいランドに加え、地域子育て支援拠点とした兵庫教育大学の「かとう GENKI [※] 」において、未就園児を中心とした親子の交流と子育て相談を実施し、保護者の孤立化やストレスの軽減を図ります。また、東条鯉こいランドにおいて、利用者支援事業 [※] をあわせて実施します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は、地域や子育て支援拠点の行事等に積極的に参加し、交流を深めます。 ・地域は、地域と子育て世代との交流の場をつくり、子育て世代との交流を図るとともに、地域ぐるみで子どもを見守ります。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	認定こども園待機児童数	待機児童の発生状況	人	→	0	0	0
②	病児（病後児）保育利用登録者数	病児病後児保育施設「かところ」の利用登録状況	人	↑	—	258	310
③	児童館等来館者数	社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館、東条鯉こいランド及びかとう GENKi の利用状況	人	↑	64,612	70,999	77,000

◆関連する主要施策

- ・(4) 健全な子どもを育てる環境づくり
- ・(23) 出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり
- ・(24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実
- ・(36) 労働・雇用の促進

◆関連する個別計画

- ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・公共施設等総合管理計画

◆用語解説

待機児童

保育所等への入所資格があるにもかかわらず、保育所が不足していたり定員がいっぱいであるために、入所できずに入所を待っている児童のこと。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもち、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設で、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できる。

絶対人権感覚

「絶対音感」のように、偏見や差別意識に気づくことが自然にできる人権感覚（神戸大学の鈴木正幸名誉教授が提唱された幼児期からの人権教育理論より）。

病児（病後児）保育

病気（病気の回復期を含む。）などで、保育所等での集団生活が困難な児童を一時的に保育すること。

アフタースクール

保護者の就労等の理由で放課後に保育を受けることができない小学生を対象に、家庭に代わる生活の場として、児童の安全確保と健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的とした事業のこと。

かとうGENKi

市の委託により兵庫教育大学が実施する「地域子育て支援拠点事業」の名称。

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

政 策	Ⅱ 学習環境が充実した文化あふれるまち
施 策	1 学校教育環境の充実
主要施策	(7)学校教育環境の整備充実

◆将来あるべき姿

子どもたちが、安心して充実した学校生活を送られる、安全で快適な教育環境が整っています。

◆協働の取組

① ICT教育環境の整備充実	
現状と課題	分かりやすい授業の推進や校務の効率化のため、これまで、大型掲示装置（電子黒板※、プロジェクター）や教育用コンピュータを計画的に整備してきましたが、情報化社会のさらなる進展を踏まえ、児童・生徒の情報活用能力の向上がますます重要となっています。また、教員の負担が増加する中、校務の情報化による事務効率のさらなる向上を図る必要があります。
市の取組	新設する小中一貫校の整備を見据えた学校ICT※環境整備計画を新たに策定し、大型掲示装置の更新に加え、タブレット機器※などの新しいICT機器を、既存の教育用コンピュータの更新にあわせて計画的に導入し、ICT機器による教育環境の充実を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・事業者は、効率的かつ効果的なICT環境の整備について提案します。

② 学校施設等の適切な維持管理	
現状と課題	小中一貫校の整備を踏まえ、既存学校施設の老朽化などを見極めながら、公共施設の適正化の取組に基づく適切な維持管理とともに、閉校となる施設の活用方針を検討していく必要があります。また、引き続き、児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食の安全・安心を確保していく必要があります。
市の取組	学校施設の適切な維持管理により、安全・安心で快適な教育環境を維持しながら、計画的かつ効率的な改修により長寿命化を図ります。あわせて、小中一貫校の開校により閉校となる施設については、地域の関係者などとの協議調整を踏まえて活用方針を決定します。また、給食センターの安全・衛生管理を徹底し、地産地消の推進とともに、食品の安全確保に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・地域や事業者は、閉校となる学校施設の活用について、生涯学習や地域福祉の観点などを基本に検討し、市と協議調整します。 ・地元生産者は、学校給食のための安全な食材を提供します。

③ 就学援助等の実施	
現状と課題	義務教育の円滑な実施に資するため、経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に対し、適切な援助を実施する必要があります。
市の取組	ひとり親家庭や生活困窮などで経済的に就学困難な児童・生徒の保護者へ、学用品費や給食費などを援助します。また、子どもの貧困対策としてのさまざまな支援が効果的に実施されるよう、関係部局と連携し、情報交換・共有に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	・援助を必要とする保護者は、積極的に学校に相談します。

④ 新教育委員会制度への移行	
現状と課題	教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築など、教育委員会制度の抜本的な改革を目的とした、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」の設置をはじめとする新たな教育委員会制度へ移行する必要があります。
市の取組	新教育長が教育委員会の代表者としてリーダーシップを発揮することで、迅速かつ的確に委員会を運営します。また、教育委員と共に、教育現場の視察や教育研修などを通して、本市の教育の現状や課題を的確に把握し、教育における施策、学校教育や社会教育についての方針決定などの審議を活性化させます。さらに、総合教育会議※などで、市長と十分な意思疎通を図り、教育大綱に示す教育やそのあるべき姿を共有しながら、一体となって教育行政を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	タブレット機器導入台数	教育用タブレット機器の導入状況【累計】	台	↑	0	73	404
①	電子黒板更新状況	ユニット型電子黒板※(49台)の更新状況【累計】	台	↑	0	0	49
②	閉校施設活用方針決定数	小中一貫校の整備に伴い閉校する学校の施設活用方針決定状況【累計】	校	↑	—	—	2

◆関連する主要施策

- ・(9) 社会教育を支える土台づくり
- ・(24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実
- ・(26) 障害者・要援護者福祉の充実
- ・(44) 新たな行政需要に対応した施策の展開

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・学校ICT環境整備計画
- ・電子自治体推進計画

◆用語解説

電子黒板

パソコンの画像をディスプレイに映し出し、文字や絵の書き込み、文字や画像の移動や拡大・縮小などができる機器。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、IT（情報技術）に、情報通信を表す Communication（コミュニケーション）を加えたものをいう。

タブレット機器

薄い板状の本体に、ペン入力操作やタッチして操作が可能な液晶画面が組み込まれたパソコンやネットワーク上のサービスを利用するための端末。

総合教育会議

教育を行うための諸条件の整備などについて協議・調整する、市長と教育委員会により構成する会議をいう。

ユニット型電子黒板

ユニット（センサー）を設置したホワイトボードなどに、プロジェクターを使用して映像を写すタイプの電子黒板。

政 策	Ⅱ 学習環境が充実した文化あふれるまち
施 策	2 生涯学習の充実
主要施策	(8)市民文化の創造の促進

◆将来あるべき姿

文化芸術の発表や鑑賞の機会が提供され、地域の文化芸術を支える人材が育つとともに、多世代が関わり合う地域文化が形成されています。

また、歴史、伝統、民俗、行事などの文化財を地域で守り、継承し、活用しながら後世に引き継いでいます。

◆協働の取組

①文化芸術の継承・創造	
現状と課題	市民が生涯を通して身近に文化芸術に触れ、親しむことができるよう、個性豊かな地域の文化芸術活動を活発に行うことができる場や機会を提供していく必要があります。また、地域で伝承されている踊りや祭礼等の伝統文化の担い手が減少しており、次代に向けた後継者育成を推進していく必要があります。
市の取組	美術や踊り、合唱、楽器演奏など、世代を超えて活動できる文化芸術の場を提供するとともに、気軽に参加し、触れ合い、体験できる機会を確保することにより、市民の文化芸術についての理解と関心を深めます。また、地域で文化芸術活動に取り組む団体等の活動や後継者育成を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、文化芸術に触れる機会に積極的に参加するとともに、地域の伝統文化に愛着と誇りをもち、次代に伝えます。 活動団体は、文化芸術活動に取り組むことにより、市の文化芸術水準を高めるとともに、地域の伝統文化を継承する人材を育成し、伝統文化に対する意識の向上を図ります。 文化会館の指定管理者は、イベントやセミナーを開催し、地域の文化芸術の振興に取り組めます。

②文化交流の推進	
現状と課題	文化交流は、市民の文化芸術意識の高揚や文化芸術活動の創造はもとより、人と人との絆を深め、地域活力を維持・向上させる上で、非常に重要な役割を果たしています。
市の取組	多分野、多世代の文化芸術団体が一堂に会する発表の場や機会、市外の団体等との交流機会を提供するとともに、文化連盟や美術協会などの団体への支援を通して文化交流を推進し、地域の文化芸術の振興を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、文化芸術に触れる機会に積極的に参加することで、交流を深めます。 活動団体・サークルは、相互の交流を促進し、新たな発見と生きがいづくりにつなげます。

③文化財等の保存と活用	
現状と課題	市内の文化財等の価値を見極め、地域の貴重な財産として、適切に保護・保存し、継承するとともに、市民の歴史と文化に対する理解を深め、郷土への愛着と誇りを培うため、より一層文化財等を広く公開するなど、有効に活用していくことが重要です。
市の取組	法律等に基づき文化財等を適切に保護・保存し、継承するとともに、多様なイベントなどにより、市民に対して広くその価値や魅力を周知します。また、市内における潜在的な歴史的事象や地元の著名な人物等を掘り起こし、文化財等とあわせて歴史民俗資料館を有効に活用しながら市内外に発信します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、イベントや体験学習などに積極的に参加し、郷土の歴史や文化財等について理解を深め、愛着と誇りをもち、次代に伝えるとともに、市外へ積極的に発信します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①②	公募美術展の来場者数	公募美術展への来場状況（延べ人数）	人	↑	1,807	2,461	2,600
①②	芸術・文化施策の重要性	市民アンケートにおいて、芸術・文化に関する施策を重要だと感じる市民の割合	%	↑	51.8	52.3 2017(H29)	55.0
③	資料館等の来場者数	歴史民俗資料館と三草藩武家屋敷への来場状況	人	↑	1,524	1,200	1,450
③	文化財等の啓発活動回数	文化財の価値や魅力を伝える啓発活動の実施状況	回	↑	8	8	11
③	文化財指定数	市内の文化財の国・県・市における指定・登録状況【累計】	件	↑	91	94	99

◆関連する主要施策

- ・(35) 観光の振興
- ・(48) シティプロモーションの推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・社会教育振興基本計画（加東市社会教育委員の会）

◆用語解説

政 策	Ⅱ 学習環境が充実した文化あふれるまち
施 策	2 生涯学習の充実
主 要 施 策	(9)社会教育を支える土台づくり

◆将来あるべき姿

魅力ある学習環境・機会が整うことで、市民の豊かな心や人間力が育まれ、生きがいをもって地域社会に参画しています。

◆協働の取組

①学習環境の充実	
現状と課題	地域の学習拠点、コミュニティの場としての役割を果たす公民館などの社会教育施設を効率的かつ効果的に運営し、多種多様な市民ニーズに応えられる学習環境を整える必要があります。
市の取組	地域の特性を活かした活動やイベント等の実施により、地域に根ざした拠点施設としての公民館などの社会教育施設の機能と役割を充実させるとともに、施設の適切な維持管理とあわせて、効率的な管理運営手法について検討します。また、公共施設の適正化の取組を踏まえ、地域コミュニティ活動施設等に転用する学校施設の活用方法等について検討を進めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や活動団体・サークルは、気軽に利用できる身近な社会教育施設等を積極的に活用します。

②学習機会の充実	
現状と課題	多種多様な市民の学習ニーズに応じていくためには、学習機会の充実とともに、団体・サークルなどの活動の活性化や育成が重要です。
市の取組	幅広い年齢層に対する学習機会を提供するとともに、学習した成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに取り組みます。また、団体・サークルへの活動支援などを通して、学習活動の担い手となる団体・サークルや人材の育成に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、学習活動に参加し、学習した成果を地域活動に活かします。また、個人の技能や知識を学習の場に提供します。 ・活動団体・サークルは、活動や実施事業の積極的なPRにより、新しい加入者を増やし、組織を活性化させるとともに、交流を深めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	公民館利用者数	社・滝野・東条公民館の利用状況	人	↑	57,635	73,869	74,150
①	コミュニティセンター等利用者数	コミュニティセンター東条会館とさんあいセンター、明治館の利用状況	人	↑	26,238	35,548	37,500
②	講師・補助員にボランティアとして参加する市民の割合	市民アンケートにおいて、生涯学習などの講座で、講師・補助員にボランティアとして参加する市民の割合	%	↑	2.9	3.3 2017(H29)	4.0
②	活動団体・サークル届出数	社・滝野・東条公民館とコミュニティセンター東条会館、さんあいセンター、明治館における生涯学習に関する団体・サークルの届出状況	団体	↑	118	135	139

◆関連する主要施策

- ・(7) 学校教育環境の整備充実
- ・(27) 介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・社会教育振興基本計画（加東市社会教育委員の会）
- ・公共施設等総合管理計画

◆用語解説

政 策	Ⅱ 学習環境が充実した文化あふれるまち
施 策	2 生涯学習の充実
主 要 施 策	(10)生涯スポーツ・レクリエーションの推進

◆将来あるべき姿

市民がそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して、市民相互の親睦や理解が深められ、健康増進や体力向上が図られています。

◆協働の取組

①生涯スポーツの推進	
現状と課題	市民の健康・体力づくりや、スポーツを通じた市民相互の理解や親睦が深められるよう、ソフトボール大会やグラウンドゴルフ大会などの各種大会を開催していますが、参加者やその年代などが固定化する傾向があることから、多世代の市民が参加できる機会の提供が求められています。
市の取組	幅広い世代の市民が参加できる機会や市外の団体等との交流機会の提供に向けて、スポーツ推進委員や各協会、協力団体、近隣市町などと協議しながら企画運営について検討を進めます。あわせて、地域との連携を深め、地域主体のスポーツやレクリエーションの実施を促進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、スポーツ活動により、健康・体力を増進します。また、各種スポーツ大会などに積極的に参加し、地域や多世代の交流を深めます。 地域は、地域内においてスポーツ・レクリエーション活動を企画し開催することで、住民の交流と健康・体力の増進を図ります。また、各種スポーツ大会へ積極的に参加し、他地域との交流を深めます。 スポーツ推進委員は、各種スポーツ大会の運営や生涯スポーツの普及と振興を目指して、地域やスポーツクラブ21*が活動しやすいようにコーディネートします。

②スポーツ等指導者の育成	
現状と課題	研修会などさまざまな機会を通して地域のスポーツ・レクリエーション指導者の育成に取り組んでいますが、スポーツ推進委員の減少に加え、市民のスポーツに対するニーズが多様化していることから、地域における日常の指導者のスキルアップが求められています。
市の取組	スポーツ推進委員の確保とあわせて、スポーツ推進委員や各協会と連携し、ニュースポーツ*をはじめ各種スポーツ・レクリエーションについての地域の指導者の育成を図ることにより、市民のスポーツに対する多様なニーズに応えられる体制づくりを進めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、自ら、スポーツに対する知識や技能を高め、各種スポーツ大会の運営に参加・協力します。 地域は、地域内においてスポーツ指導者を育成し、各種スポーツ大会の運営に協力します。

③スポーツ施設などの効率的な管理運営	
現状と課題	今後、社会体育施設の老朽化などによる維持管理経費の負担増が見込まれることを踏まえ、数ある社会体育施設をより効率的に管理運営していく必要があります。
市の取組	公共施設の適正化の取組を踏まえ、社会体育施設を適切に管理するとともに、効率的な管理運営や費用対効果の観点から、指定管理者制度*の導入に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民や地域は、施設を適切に使用し、適正な維持管理に協力します。 事業者は、効率的な管理運営について提案します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28) 2017(H29)	2022(H34)
①	スポーツ活動支援の重要性	市民アンケートにおいて、スポーツ活動の支援を重要だと感じる市民の割合	%	↑	64.8	67.3 2017(H29)	80.0
②	地域スポーツ指導者数	地域のスポーツ指導者の育成状況	人	↑	163	148 2017(H29)	185
②	スポーツ推進委員数	スポーツ推進委員の委嘱状況	人	↑	32	20 2017(H29)	25
③	体育施設の利用件数	市内体育施設の利用状況	件	↑	16,290	11,030	13,120

◆関連する主要施策

- ・(22) 健康増進の推進
- ・(53) 適正な財産管理と契約事務の推進

◆関連する個別計画

- ・教育振興基本計画
- ・社会教育振興基本計画（加東市社会教育委員の会）
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン
- ・公共施設等総合管理計画

◆用語解説

スポーツクラブ21

県が21世紀に向けて、豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、2000（平成12）年度から、全県下の小学校区を単位とした地域スポーツクラブを設置した。地域スポーツクラブは「だれもが、いつでも、身近なところで」スポーツができることを目指し、地域住民により自発的・主体的に運営されている。

ニュースポーツ

新しく考案又は日本に紹介された競技性を重視せず、誰でも気軽に参加できることを目的としたスポーツの総称。勝敗よりもスポーツを楽しむことを重視して体力向上や地域の交流手段として、活用されている。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人その他の団体に、包括的に代行させることができる制度をいう。

政 策	Ⅱ 学習環境が充実した文化あふれるまち
施 策	2 生涯学習の充実
主 要 施 策	(11)図書館機能の充実

◆将来あるべき姿

身近で暮らしに役立つ図書館運営により、生涯学習が促進され、市民の教育と文化の発展に寄与しています。

◆協働の取組

①図書館サービスの充実	
現状と課題	時代の変化に伴い、学習目的や学習手法が高度化・多様化していることから、新たなニーズへの対応とともに、利用しやすく、暮らしに役立つ図書館づくりを進めていく必要があります。
市の取組	公共施設の適正化の取組による3館体制への移行を踏まえ、開館時間の延長や休館日の変更、レファレンスサービス [*] の充実、図書館ネットワークの拡充などにより、市民が利用しやすい図書館運営に努めます。また、郷土資料 [*] ・地域資料 [*] の充実を図り、学校教育の「ふるさと学習」を支えます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、図書館を活用し、知識を高め、仕事や暮らしに活かします。

②読書活動の推進	
現状と課題	情報メディアの普及や生活環境の変化などにより、子どもの読書離れが指摘されており、本市の図書館においても子どもに対する貸出冊数が減少傾向にあります。人生をより深く生きる力を身に付けていく上で非常に重要な役割を果たす読書活動のさらなる推進が求められています。
市の取組	「こども図書館員」や「ぬいぐるみおとまりかい」など、子どもに興味をもってもらえる読書活動を実施することで、子どもたちが本と親しむきっかけづくりを進めます。また、学校と連携し、「おとどけ図書館 [*] 」「おでかけ図書館 [*] 」を継続して実施し、子どもに読書の輪を広げます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、読書活動に関心と理解を深め、積極的に図書館を利用します。 ・保護者は、読書活動の重要性を理解し、子どもの行事参加を促進するとともに、読書活動の習慣化に努めます。

③図書館施設の効率的な管理運営	
現状と課題	今後、図書館施設の老朽化などによる維持管理経費の負担増が見込まれることを踏まえ、図書館施設をより効率的に管理運営していく必要があります。
市の取組	公共施設の適正化の取組を踏まえ、図書館施設を適切に管理するとともに、効率的な管理運営や費用対効果の観点から、指定管理者制度 [*] の導入を検討します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、施設を有効に活用し、適正な維持管理に協力します。 ・事業者は、効率的な管理運営について提案します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	図書館利用者数	市民の図書館の利用状況（登録者数）	人	↑	16,723	19,887	23,000
②	読書推進活動参加者数	子どもを対象とした読書推進活動への参加状況	人	↑	—	165	200

◆関連する主要施策

- ・(1) 小中一貫教育の推進
- ・(53) 適正な財産管理と契約事務の推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

レファレンスサービス

利用者の問い合わせに、図書館の資料を用いて答えを出す手助けをすること。調査・相談業務。

郷土資料

郷土を知り、郷土を研究する手がかりとなる資料。

地域資料

特定の地域で刊行され、その地域に関して記述されている資料。

おとどけ図書館

市内9小学校へ図書をお届けするサービス。

おでかけ図書館

図書館の見学と図書カードを作って図書を借りる体験を提供するサービス。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人その他の団体に、包括的に代行させることができる制度をいう。

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	1 環境にやさしいくらしづくり
主 要 施 策	(12)廃棄物の減量・リサイクルの推進と処理体制の効率化

◆将来あるべき姿

市民、地域、事業者、行政などが協働で3R※を推進し、ごみを出さない循環型へのライフスタイルの転換や事業活動が行われています。

◆協働の取組

①廃棄物の減量・リサイクルの推進	
現状と課題	本市におけるリサイクル率は全国平均と比べて低く、ごみの排出量抑制とあわせて、再資源化量や集団回収量の拡大・維持など、循環型社会の実現に向けたさらなる取組が必要です。
市の取組	生ごみの水切りやごみの分別の推進、3R意識の向上に向けた啓発などにより、生活系ごみ※の排出量抑制を図るとともに、事業所等に対する啓発を強化し、事業系ごみ※の排出量抑制に取り組みます。また、新たな品目の再資源化を検討するとともに、地区（自治会）や団体による資源ごみ集団回収などの主体的な活動を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、ごみに関するリサイクル懇談会に参加するなど、3R意識を高め、3R活動を積極的に推進します。 地域や団体は、資源ごみ集団回収に積極的に取り組みます。 事業者は、産業廃棄物・一般廃棄物に対する理解を深めるとともに、従業員のごみの減量・リサイクル意識の高揚を図るなど、3R活動を積極的に推進します。

②廃棄物の適正処理の推進と効率的な処理体制の構築	
現状と課題	現在、社・東条地域と滝野地域の2つの区域に分けてごみ処理を行っていますが、市民サービスを平準化するとともに、処理経費を削減するためには、市域のごみ処理を一元化する必要があります。
市の取組	2019（平成31）年度から滝野地域のごみ処理を小野加東加西環境施設事務組合へ移行し、市内全域のごみ処理を一元化します。あわせて、資源ごみ積替・保管施設を活用した収集運搬体制の効率化を図ることにより、ごみ処理経費を削減します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民や地域は、ごみ処理一元化の取組についての理解を深めます。また、ごみの適正かつ効率的な処理・処分が行えるよう、分別を徹底します。 事業者は、産業廃棄物と一般廃棄物を適切に分別し処理します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	生活系ごみ排出量（全体）	市民1人1日当たりの生活系ごみの排出状況	g	→	498	470	470
①	生活系ごみ排出量（燃えるごみのみ）	市民1人1日当たりの生活系ごみ（燃えるごみ）の排出状況	g	↓	327	322	304
①	事業系ごみ排出量（全体）	市民1人1日当たりの事業系ごみの排出状況	g	↓	255	255	240
①	資源ごみ集団回収実施回数	地域や団体の主体的な取組による資源ごみ集団回収の実施状況	回	↑	55	56	60
②	ごみ処理経費	ごみ処理経費の削減状況	千円	↓	328,161	323,807	257,218

◆関連する主要施策

◆関連する個別計画

- ・環境基本計画及び行動方針
- ・ごみ処理基本計画
- ・一般廃棄物処理実施計画

◆用語解説

3R

Reduce リデュース（排出量抑制）、Reuse リユース（再使用）、Recycle リサイクル（再生利用）という英語の頭文字からとった行動目標を表す標語。

生活系ごみ

一般家庭から排出される廃棄物をいう。

事業系ごみ

事業所等から排出される一般廃棄物をいう。

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	1 環境にやさしいくらしづくり
主 要 施 策	(13)地球環境の保全に向けた取組の推進

◆将来あるべき姿

市民、地域、事業者、行政などが協働で地球環境の保全に取り組むことにより、健康で安心、快適な生活を営むことができる、環境にやさしいまちになっています。

◆協働の取組

①地球環境に配慮したまちづくり	
現状と課題	地球温暖化の進行は、気温上昇や異常気象などの気候変化をはじめ、自然生態系や人間社会にも大きな影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出抑制に向けたさらなる取組が求められています。
市の取組	住宅の省エネルギー・創エネルギー [※] 設備設置に対する補助やうちエコ診断 [※] の受診促進などにより、省エネ対策の推進を図るとともに、その成果検証を踏まえて、より効果的な取組について検討を進めます。また、市民や事業者が、主体的に取り組む温室効果ガスの排出抑制に関する活動を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、住宅の環境性能の向上に積極的に取り組むとともに、地球にも家計にもやさしい新しいライフスタイルへの転換を進めます。 市民や事業者は、うちエコ診断を受診することで、環境意識を高め、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に努めます。 地域や事業者は、温室効果ガスの排出抑制に関する活動の実施に努めます。

②かとう環境パートナーシップ（連携・協力）の推進	
現状と課題	環境への負荷が少ない持続可能な地域社会を実現するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担の下に連携・協力しながら環境保全に取り組むことが重要であることから、かとう環境パートナーシップ [※] の活動を一層広げ、その相乗効果によるさらなる取組を促進する必要があります。
市の取組	かとう環境パートナーシップ協定締結事業者を増やし、それぞれの活動内容や情報の共有、市民への情報提供、研修会、イベント実施など、一体となって取り組み、効果的な環境保全活動を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者は、身近な環境に関心をもち、環境に関する活動やイベントに参加します。 事業者は、行政と連携・協力し、事業活動において環境への配慮に努めます。

③環境教育・環境学習の推進	
現状と課題	環境を保全するためには、地域全体で環境に配慮したまちづくりを進める意識を育むことが重要であり、その担い手となる人材育成や体制づくりが求められています。
市の取組	地域と学校が共同で取り組む地域資源 [※] を活かした環境教育等が行えるように、各種団体などの理解と協力を得て、組織・体制づくりを進めます。また、自然とふれあう機会や環境学習の場などを設け、市民の環境保全意識の向上と担い手となる人材育成に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、環境学習会などに積極的に参加し、環境保全についての理解を深めるとともに、自然保護活動に協力します。 地域は、地域住民に環境学習会などへの積極的な参加を呼びかけます。 環境に関する専門知識をもつ団体等は、環境学習会などに参加し、自然環境の仕組みなど、環境保全の重要性を参加者に伝えます。

④自然・生活環境や景観の保全	
現状と課題	社会の変化により、土地の造成や木竹の伐採が増加していることから、無秩序な土地利用を未然に防止し、自然環境や生活環境、景観の保全を図る必要があります。
市の取組	開発行為等に係る事前協議や住民等への説明、届出等を徹底させることより、無秩序な土地利用を防止するとともに、特に、近年の大きな課題となっている一定規模以上の太陽光発電事業について、自然環境や生活環境との調和に配慮した適切な導入が図られるよう指導することで、良好な自然環境や生活環境、景観の保全を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、環境問題に関心をもち、地域の環境維持に積極的に協力します。 地域は、環境問題に関心をもち、地域の環境維持に積極的に取り組みます。 事業者等は、開発行為等を行う場合において、地域と事前協議を行うことで良好な関係を築き、環境の保全に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28) 2017(H29)	2022(H34)
①	太陽光発電などエネルギー施策の重要性	市民アンケートにおいて、エネルギーの節約や太陽光発電など自然エネルギーの有効活用が重要だと思う市民の割合	%	↑	85.1	77.9 2017(H29)	80.4
①	うちエコ診断受診数	うちエコ診断の受診状況【累計】	件	↑	—	62	542
②	かとう環境パートナーシップ協定締結事業者数	かとう環境パートナーシップ協定を締結した事業者数【累計】	事業者	↑	1	6	18
③	環境学習参加者数	環境についての学習機会への市民の参加状況	人	↑	24	1,730	2,322

◆関連する主要施策

- ・(3) 心の教育の推進
- ・(32) 農村環境の整備等の推進
- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進

◆関連する個別計画

- ・環境基本計画及び行動方針
- ・加東市役所地球温暖化対策実行計画

◆用語解説

創エネルギー

太陽光発電システムや蓄電池などを利用してエネルギーをつくり出すこと。

うちエコ診断

受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報を、専門の診断ソフトに入力し、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、ライフスタイルを基に、無理のない省エネルギー対策を提案すること。

かとう環境パートナーシップ

市民、事業者、行政のそれぞれの責務と連携・協力により、環境に配慮した日常生活や事業活動に取り組む関係をいう。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉えた総称。

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	1 環境にやさしいくらしづくり
主 要 施 策	(14)良好な生活環境等の確保に向けた取組の推進

◆将来あるべき姿

環境美化・衛生、環境汚染などの対策にさまざまな主体が連携して取り組むことで、快適で良好な生活環境が実現しています。

また、消費者教育や啓発により、市民が消費生活に関する正しい知識を身に付け、賢い消費者になって、安全で安心に過ごしています。

◆協働の取組

①環境衛生対策などの推進	
現状と課題	地域ぐるみの活動などにより地域の環境衛生が保たれていますが、引き続き、清潔かつ快適な環境衛生を維持していく必要があります。また、犬等をペットとして飼う人が増えており、飼い主のモラル向上に向けたさらなる取組が必要です。
市の取組	地域の環境衛生活動を支援するとともに、環境衛生組織の育成強化を図ります。また、犬等の飼い主に狂犬病予防注射の接種やマナー向上の啓発を行い、衛生的で安全な地域づくりに取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの飼い主は、義務と責任を自覚し、飼育のマナーを守ります。 ・市民は、公衆トイレなどの公共施設の利用マナーを守ります。 ・保健衛生推進協議会は、環境衛生の改善と推進に取り組みます。

②環境美化等の推進	
現状と課題	不法投棄や野焼きに対する苦情が依然として多く、ごみやたばこのポイ捨てもなくなる状況が続いていることから、環境美化意識の啓発や防止対策を強化する必要があります。
市の取組	地区（自治会）や県、警察等と連携し、監視の目を光らせることにより、不法投棄や野焼き、ポイ捨ての防止とともに早期対応を図ります。また、クリーンキャンペーンの実施、ごみステーションの適切な維持管理など、地域や団体、事業所の自主的な環境美化活動を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者等は、ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。また、クリーンキャンペーンなど、地域の環境美化活動に積極的に参加し、環境意識を高めます。 ・地域や事業者等は、市と連携して不法投棄などの早期対応を図るとともに、不法投棄を許さない地域づくりを進めます。

③公害の防止	
現状と課題	公害に起因する人の健康や生活環境に係る被害を未然に防止するためには、公共水域の水質や自動車騒音に関する調査などの継続的な取組が必要です。
市の取組	水質や騒音等の調査などにより生活環境の状況を監視するとともに、公害発生源に対して実態調査、啓発活動、規制などを実施することで、公害の防止に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、公害問題に関心をもち、地域の環境維持に積極的に協力します。 ・地域は、公害問題に関心をもち、地域の環境維持に積極的に取り組みます。 ・事業者は、公害の発生を予防するとともに、地域と十分に協議し、近隣の生活環境に配慮します。

④消費者教育の推進	
現状と課題	商品・サービスの取引形態の複雑化・多様化により消費者が被害に遭うリスクが高まっており、賢い消費者を育成するためのより一層の教育推進が求められています。
市の取組	消費生活センターを十分に周知するとともに、地区（自治会）や密接に関わる各種団体との連携を強化することにより、相談体制の充実を図ります。また、市民への的確かつ効果的な情報提供や、消費者団体等との共同による出前講座の実施などを通して、賢い消費者を育成し、消費者の利益保護に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、消費生活に関する知識を高め、賢い消費者になるよう努めます。 ・消費者団体は、消費者の利益を保護するため、積極的に啓発活動や消費者教育の実施に努めます。 ・消費者団体をはじめ、地区（自治会）と密接に関わる各種団体は、行政と連携し、積極的な情報提供、啓発活動により、正しい知識を普及します。 ・地域は、市民の消費者としての意識を高めるため、学習の機会を設けます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①③	公害の防止の満足度	市民アンケートにおいて、まちの清潔さ・美観を、満足と感じる市民の割合	%	↑	72.5	81.5 2017(H29)	84.5
②	クリーンキャンペーン等の参加者数	地域が行うクリーンキャンペーンなどの環境美化活動への市民の参加状況	人	↑	8,638	14,230	14,752
④	消費者の利益保護と相談体制充実の満足度	市民アンケートにおいて、消費者の利益保護と相談体制を、満足と感じる市民の割合	%	↑	77.0	80.4 2017(H29)	84.0
④	消費者被害件数	市の消費生活センターにおいて把握する消費者被害状況（賢い消費者の育成状況）	件	↓	29	23	16
④	消費者相談件数	市の消費生活センターにおける相談状況（同センターの活用状況）	件	↑	105	130	150
④	出前講座参加者数	消費生活相談についての出前講座における市民の参加状況	人	↑	—	30	90

◆関連する主要施策

- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(40) 安全・安心で良好な住環境の形成
- ・(55) 交通安全・防犯対策の推進

◆関連する個別計画

- ・環境基本計画及び行動方針

◆用語解説

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	2 便利で安心なくらしの実現
主 要 施 策	(15)総合窓口サービス等の充実

◆将来あるべき姿

総合案内・窓口サービスの充実をはじめ、マイナンバーカードの普及などにより、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応ができ、市民の利便性が向上しています。

◆協働の取組

①総合案内・窓口サービスの充実	
現状と課題	市民ニーズの多様化に対応し、市民の利便性のさらなる向上を図るため、総合案内・窓口サービスのより一層の充実を図る必要があります。
市の取組	市民ニーズを的確に捉えながら、コンシェルジュ [※] の配置による総合案内サービスを充実させるとともに、ワンストップサービスの内容や質の向上、在住外国人に配慮した窓口対応、他部署との連携強化などにより、利便性の高い効率的な総合窓口サービスを提供し、市民の総合案内・窓口における満足度の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、総合案内・窓口サービスに関する意見の提出に協力します。

②マイナンバーカードの普及促進	
現状と課題	市民の利便性の向上をはじめ、行政事務の効率化や公平・公正な社会の実現を図るため、マイナンバーカードを利用するサービスメニューの拡大などにより、より一層マイナンバーカードを普及させていく必要があります。
市の取組	国が進める施策を見極めながら、市民にマイナンバーカードの利便性を感じていただけるよう、提供できるサービスメニューの拡大に取り組むとともに、マイナンバーカードの休日申請窓口の開設など、申請しやすい環境を整えることで、カード交付率の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、マイナンバーカードによる各種サービスの提供を受けることができるよう、積極的にマイナンバーカードを取得します。

③小野加東広域事務組合（湧水苑）の管理運営	
現状と課題	火葬の円滑な実施を維持していくためには、斎場業務を安定的に運営していく必要があります。
市の取組	斎場業務の安定運営のため、火葬炉、機器類などの保守や設備更新を計画的に行うなど、関係市町とともに斎場を適切に管理運営します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、斎場を利用する者として、公共のマナーを守りながら適切な施設利用に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	総合窓口平均待ち時間	総合窓口における平均待ち時間の状況	分	↓	—	2.0	1.5
②	マイナンバーカード交付率	マイナンバーカードの交付状況【累計】	%	↑	—	12.5	30.5

※「総合窓口平均待ち時間」の基準時は、6月から11月までの実績に基づき算出したものです。

◆関連する主要施策

- ・(51) ICTの利活用による市民サービスの安定化と利便性の向上

◆関連する個別計画

- ・電子自治体推進計画

◆用語解説

コンシェルジュ

庁舎内の窓口を総合的に案内する者のこと。

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	2 便利で安心なくらしの実現
主 要 施 策	(16)医療保険制度等の充実と適正運用

◆将来あるべき姿

国民健康保険などの医療保険制度や福祉医療制度により、安心して医療を受けられるまちになっています。

◆協働の取組

①福祉医療制度の充実	
現状と課題	県と共同で運営する福祉医療制度については、県が制度を一部縮小する中、市の独自事業でその部分を補填し助成水準を維持していますが、今後も、受給者の経済的な負担を軽減し、健康の保持や福祉の推進を図っていくためには、安定的な制度運営を継続していく必要があります。
市の取組	受給者の状況把握などに努め、その状況に応じた福祉医療制度の適正な運営を通して、安心して医療機関を受診できる環境を整えます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、福祉医療制度の適正な運営を行うため、制度の内容を正しく理解し、安易な医療機関の受診を慎みます。

②国民健康保険制度の適正な運用	
現状と課題	国民健康保険制度を安定して継続的に運用していくためには、国民健康保険税の収納率向上や医療費適正化の取組をさらに強化する必要があります。
市の取組	被保険者資格の適用適正化や国民健康保険税の収納率向上に取り組むとともに、特定健康診査 [※] の受診率向上や特定保健指導 [※] の充実、重症化予防事業の実施、レセプト点検の徹底、ジェネリック医薬品 [※] の利用啓発などにより、医療費の適正化を図ります。あわせて、県と共同で国民健康保険を運営（県広域化）することで、安定的に制度を運用します。
市民・地域・事業者等の取組	・被保険者は、国民健康保険制度を理解し、国民健康保険税を納期限内に納付します。また、積極的に特定健康診査を受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、ジェネリック医薬品の利用に努め、医療費抑制につなげます。 ・医療機関は、被保険者の求めに応じて、ジェネリック医薬品を処方します。

③後期高齢者医療制度の適正な運用	
現状と課題	後期高齢者医療制度 [※] を安定して継続的に運用していくため、兵庫県後期高齢者医療広域連合と共に、保険料の収納率向上や医療費適正化の取組を継続して推進していく必要があります。
市の取組	保険料の収納率向上に取り組むとともに、健康診査の充実による疾病予防や、ジェネリック医薬品の利用啓発などにより、医療費の適正化を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・被保険者は、後期高齢者医療制度を理解し、保険料を納期限内に納付します。また、健康診査受診などにより疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、ジェネリック医薬品の利用に努め、医療費抑制につなげます。 ・医療機関は、被保険者の求めに応じて、ジェネリック医薬品を処方します。

④国民年金制度の周知等	
現状と課題	将来にわたって安定した年金制度を維持するため、市民の国民年金制度に対する理解を深める必要があります。
市の取組	未加入者や未納者の解消に向けて、国民年金制度について十分な周知を行うとともに、日本年金機構との連携の下、年金相談を実施します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、国民年金制度の対象となったときは、速やかに加入手続を行います。 ・国民年金加入者は、国民年金制度を理解し、保険料を納期限内に納付します。 ・事業者は、雇用者の退職時において、国民年金加入について十分な説明を行います。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	福祉医療受給者証交付未申請者	福祉医療受給者証の交付に係る未申請者の状況	%	↓	—	0.41	0.23
②	国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率	国民健康保険被保険者の特定健康診査の受診状況	%	↑	32.3	37.9	43.9
②	国民健康保険被保険者への特定保健指導実施率	国民健康保険被保険者に対する特定保健指導の実施状況	%	↑	43.6	61.7	64.7
②	国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品利用率	国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品の利用状況	%	↑	—	37.1	46.1
②	国民健康保険税収納率	国民健康保険税の収納状況（合計収納率※）	%	↑	72.5	75.3	77.8
③	後期高齢者医療保険料収納率	後期高齢者医療保険料の収納状況（合計収納率）	%	↑	99.5	99.4	99.5

◆関連する主要施策

◆関連する個別計画

- ・健康増進計画
- ・特定健康診査等実施計画
- ・データヘルス計画
- ・子ども・子育て支援事業計画

◆用語解説

特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病※の予防を図ることを目的とした健康診査をいう。国民健康保険や健康保険組合などが、40歳から74歳までの加入者を対象に実施するもの。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により、予防効果が多く期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うことをいう。対象者が自分の健康状態を自覚し、自主的な取組を継続的に行うことができるよう、専門家（医師・保健師・管理栄養士等）がさまざまな働きかけやアドバイスを行う。

ジェネリック医薬品

最初につくられた薬（先発医薬品：新薬）の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の許可の下で製造・販売された、新薬より安価な薬のこと。

後期高齢者医療制度

75歳以上の方と一定の障害のある65歳以上の方を対象とする医療保険制度のこと。

合計収納率

現年分と滞納繰越分（過年の未収分）の合計額に対する収納割合。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	3 協働のまちづくりの確立
主 要 施 策	(17)協働のまちづくりによる地域の活性化

◆将来あるべき姿

市民、地域、各種団体等との協働のまちづくりが進み、活力のある元気なまちになっています。

◆協働の取組

①協働のまちづくりへの取組	
現状と課題	これからのまちづくりには、多様な主体との協働が必要不可欠であることから、市が目指すべき協働のかたち・あり方を明らかにする必要があります。
市の取組	今後の協働のかたち・あり方を定めるとともに、輝く加東まちづくりコンソーシアムやまちづくり協議会の組織を強化し、市民、地域、各種団体等との協働によるまちづくりを進めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、協働のまちづくりについての理解を深め、行政と連携・協力してまちづくりに取り組みます。 ・地域は、行政と連携・協力してまちづくりに取り組みます。

②自治会組織への支援	
現状と課題	核家族世帯や単身世帯の増加、市民意識の多様化などにより、自治会組織への帰属意識の希薄化が懸念されていることから、自治会組織の役割や重要性を市民に周知するとともに、行政の効率的な運営と協働のまちづくりを進める上で、自治会組織を支援する必要があります。
市の取組	災害時の助け合いや近隣住民との交流・つながりなど、自治会組織は今後も重要な役割を果たすことから、その役割や重要性を広く市民に周知するとともに、自治会組織の活動や組織の充実・強化に対して引き続き支援します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、自治会組織の活動に積極的に参加し、交流を深めます。 ・自治会組織は、地域づくり活動などを通して、地域住民の交流やつながりづくりに取り組みます。

③住民自治の促進	
現状と課題	小学校区単位に地域担当連絡調整員を配置して、地域の意見や要望等を市政に反映してきましたが、今後は、少子高齢化や人口減少社会における地域間格差の拡大が予想されることから、その対応とともに、小中一貫校の整備後における既存学校施設の有効活用の検討など、地域の現状や課題を把握し、地域の実情に応じたまちづくりを進める必要があります。
市の取組	まちづくり協議会が主体となって、地域担当連絡調整員や輝く加東まちづくりコンソーシアムとの協働により、地域それぞれが抱える課題を解決します。また、地域の実情に応じたまちづくりを進めるための地域リーダーの育成などに取り組むとともに、地域別計画の策定について調査・研究します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、まちづくりや地域づくり活動に積極的に参加するとともに、地域の課題解決に取り組みます。 ・まちづくり協議会は、主体的に地域づくり活動に取り組みます。また、関係機関・団体等と連携しながら課題を把握し、解決に向けて主体的に取り組みます。

④まちづくり活動団体の育成・支援	
現状と課題	まちづくり協議会や主体的にまちづくりに取り組む活動団体に対して、補助金を交付し支援してきましたが、新たな活動団体の育成と財政的な支援が終了した団体が活動を継続できる環境づくりが必要です。
市の取組	多くの団体が主体的にまちづくり活動に取り組めるように、補助制度について検証しながら、活動が活発な団体や先進的な取組事例などの情報を提供することなどにより、新たな活動団体を育成するとともに、将来にわたって継続して活動できる仕組みを整えます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、まちづくり活動に積極的に参加し、交流しながら、人と人のつながりを深めます。 ・地域は、主体的に地域づくり活動に取り組みます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①③	まちづくり協議会や輝く加東まちづくりコンソーシアムとの協働件数	まちづくり協議会や輝く加東まちづくりコンソーシアムとの協働による地域課題解決に向けた取組状況【累計】	件	↑	0	0	6
④	新たなまちづくり活動の件数	市民主体による新たなまちづくり活動の取組状況【累計】	件	↑	—	3 2017(H29)	8

◆関連する主要施策

- ・(43) 社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進

◆関連する個別計画

◆用語解説

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	4 人権尊重のまちづくり
主 要 施 策	(18)人権施策の総合的推進

◆将来あるべき姿

市民が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付け、価値観の違いや多様性を認め合う自由で平等な共生社会になっています。

◆協働の取組

①人権教育・啓発活動の推進	
現状と課題	部落差別の解消の推進に関する法律などの人権問題に関わる個別法の施行や解消に向けた体制整備が進みつつあり、市民アンケートでは、人権を日常的に意識している市民の割合が増加していますが、今なお、差別意識や偏見は根強く存在し、差別の解消には至っていません。
市の取組	差別の解消に向けて、これまでの人権教育・啓発活動に加え、家庭における人権教育に重要な役割を果たす子育て世代を対象とした講演会の実施など、あらゆる場において、さまざまな人権施策を総合的に推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、講演会などに積極的に参加し、人権意識のさらなる向上に努めます。 ・地域は、多くの住民が参加・学習できる機会を創出します。 ・事業者等は、研修を通して、人権意識のさらなる向上を図り、働きやすい職場づくりを推進します。

②相談支援体制の充実	
現状と課題	人権侵害事件や人権問題に絡む悩みごとは複雑・多様化し、深刻さが増しており、市民が安心して相談できる窓口の充実や体制づくりが求められています。また、関係機関との密接な連携により、迅速かつ適切に問題解決に努める必要があります。
市の取組	人権教育・啓発の推進拠点となる「人権センター」を設置し、関係機関と連携しながら、複合化した人権問題に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制を構築します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域行事に積極的に参加して、悩み事などを相談しやすい関係づくりに努めます。 ・地域は、悩み事などを相談しやすい地域づくりに努めます。 ・相談対応者等は、研修に積極的に参加することで資質向上に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28) 2017(H29)	2022(H34)
①	人権を意識している市民の割合	市民アンケートにおいて、人権（いじめ、虐待、差別など）を日常的に意識している市民の割合	%	↑	63.9	76.2	78.7
①	講演会等への子育て世代の参加率	人権教育・啓発のための講演会等への子育て世代の参加状況	%	↑	—	11.2	15.0
②	人権に関する相談者数	人権に関する相談状況（実人数）	人	↑	3	13	18

◆関連する主要施策

- ・(3) 心の教育の推進
- ・(19) 男女共同参画社会の推進
- ・(22) 健康増進の推進
- ・(26) 障害者・要援護者福祉の充実

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・人権尊重のまちづくり基本計画

◆用語解説

政 策	Ⅲ 人・くらし・自然が調和した共生・協働のまち
施 策	4 人権尊重のまちづくり
主 要 施 策	(19)男女共同参画社会の推進

◆将来あるべき姿

男女がお互いの人権を尊重し、固定的な役割分担意識にとらわれず、社会において個性と能力が十分に発揮できています。

◆協働の取組

①男女共同参画の推進	
現状と課題	依然として性別役割分担意識は残っており、自らの意志によって個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりが求められています。
市の取組	男女共同参画推進の活動拠点となる「男女共同参画センター」を設置し、相談や啓発事業、女性の活躍支援事業に取り組むことで、市民が性別や年齢に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるまちづくりを進めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、男女共同参画について正しい知識をもち、家庭における固定的な役割分担を見直すとともに、あらゆる場面で男女共同参画に努めます。 ・地域は、男女共同による地域づくりに取り組みます。 ・事業者は、研修等を通して、職場における男女共同参画や女性活躍を推進します。

②男女が共に活躍できる環境づくり	
現状と課題	社会において男女平等の考え方が浸透してきましたが、依然として性差に関する偏見やさまざまな社会制度・慣行が残っています。男女が共に仕事と生活の調和のとれた生活を送るためには、さらなる女性の活躍支援とあわせて男性の意識改革が必要です。
市の取組	関係機関と連携しながら、講座やセミナー等の啓発活動に取り組むことにより、男性中心の労働慣行を変革し、職場、家庭等のあらゆる場面で男女が活躍できる環境づくりを推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、男女が協力して家庭と仕事の調和に努めます。 ・地域は、地域内の団体の役員に女性の登用を進めます。 ・事業者は、職場と家庭生活を両立するための環境整備に努めます。

③ハラスメントや虐待等の防止対策の推進	
現状と課題	配偶者などからの暴力（DV [※] ）や児童虐待の相談・通報件数は増加傾向にあります。また、働く場におけるハラスメントや、高齢者や障害者への虐待なども問題となっており、暴力は重大な人権侵害であるとの認識の下、あらゆる暴力を防止し、根絶するための環境づくりが必要です。
市の取組	関係機関と連携し、暴力を生まないための教育・啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、ハラスメントや虐待等について学び、あらゆる暴力を許さないという意識をもちます。 ・事業者は、研修を通して、ハラスメント等のない職場環境をつくります。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①②	男女の地位が平等である と考える市民の割合	男女共同参画に関する市民意 識調査において、社会におけ る男女の地位が平等であると 考える市民の割合	%	↑	14.9 2008(H20)	11.5 2017(H29)	30.0
①②	性別による固定的な役 割分担意識を持たない 市民の割合	男女共同参画に関する市民意 識調査において、男性は仕事、 女性は家庭と思わない市民の 割合	%	↑	55.3 2008(H20)	67.2 2017(H29)	70.0
③	ハラスメント等の教 育・啓発回数	暴力を生まないための教育・ 啓発の実施状況	回	↑	1	4	7

◆関連する主要施策

- ・(3) 心の教育の推進
- ・(18) 人権施策の総合的推進
- ・(24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実
- ・(36) 労働・雇用の促進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・教育振興基本計画
- ・人権尊重のまちづくり基本計画
- ・男女共同参画プラン
- ・配偶者等暴力(DV)対策基本計画
- ・特定事業主行動計画

◆用語解説

DV

「Domestic Violence」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

政 策	IV 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	1 医療の充実
主 要 施 策	(20)地域医療の確保

◆将来あるべき姿

近隣病院や関係機関などとの連携により、市民が安心して必要な医療サービスを受けられる体制が整っています。

◆協働の取組

①地域医療体制の整備	
現状と課題	本市を含め、北播磨圏域の地域医療については、小児救急医療 [※] や周産期医療 [※] 、がん医療、在宅医療などの体制確保が課題となっており、圏域内病院や医師会などとの連携による地域完結型医療 [※] の構築が求められています。
市の取組	北播磨医療圏域の医療構想等に参画するとともに、加東市民病院を含めた圏域内病院や、小野市・加東市医師会、加東健康福祉事務所などと連携しながら、小児医療や在宅医療など必要とされる医療を、市民が安心して受けられる医療体制づくりに取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、日頃から健康維持・増進に気を付けるとともに、かかりつけ医をもつよう努めます。また、自らの症状に応じて適切に医療機関を受診するよう心がけます。 ・地域は、地域全体で限りある医療資源を守り支え合う意識をもちます。 ・医療機関等は、市民が安心して医療サービスを受けられるよう、市や医療機関、介護・福祉施設などとの連携を推進します。

②保健・医療・福祉の連携強化	
現状と課題	市民が安心して住み慣れた地域で生活していくために、生活習慣病 [※] 予防や重症化予防などの健康づくりや医療、在宅生活支援などが連続性をもって行われるよう、保健・医療・福祉の連携において、より顔の見えるネットワークを構築する必要があります。
市の取組	小野市・加東市医師会と市が協議を行う地域医療連絡会 [※] や、小野加東歯科医師会との歯科保健連絡会 [※] において、妊娠期・乳幼児期から成人期までの健康保持等に関して保健・医療・福祉の連携を図り、地域に関わる多職種とのネットワーク強化を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、日頃から健康維持に気を付けるとともに、かかりつけ医をもつように努めます。 ・医療機関等は、市民が安心して医療を受けられるよう、市や医療機関、介護・福祉施設などとの連携を推進します。

③播磨内陸医務事業組合の運営管理	
現状と課題	播磨内陸医務事業組合立播磨看護専門学校の教育環境の充実を図り、優秀な看護師の育成を目指すとともに、圏域内病院への看護師輩出を維持していく必要があります。
市の取組	3市1町で組合の運営経費を負担するとともに、学校への医師・看護師の講師派遣や看護実習受入れなどに協力し、圏域内病院の看護師の安定確保を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域看護実習での訪問等に協力します。 ・地域は、看護学生のボランティア活動等を通して交流を図ります。 ・医療機関は、学校への医師・看護師の講師派遣や看護実習受入れに協力します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	医療体制の満足度	市民アンケートにおいて、医療体制を、満足と感じる市民の割合	%	↑	57.6	60.2	62.2
①②	かかりつけ医をもつ割合	市民アンケートにおいて、かかりつけ医をもつ人の割合	%	↑	69.3	68.3 2017(H29)	72.9
③	圏域内病院への就職率	播磨看護専門学校卒業生の圏域内病院へ就職した割合	%	↑	63.6	53.1	55.0

◆関連する主要施策

- ・(21) 病院事業の安定運営
- ・(29) 地域包括ケアの推進

◆関連する個別計画

- ・保健医療計画（県）
- ・地域医療構想（県）※
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

小児救急医療

15歳未満の小児を対象とした救急患者に対する医療をいう。

周産期医療

「周産期」とは妊娠22週から生後満7日未満までの期間をいい、この期間は、母子ともに異常が生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要とされていることから「周産期医療」と表現される。

地域完結型医療

「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制のこと。

※ここでの「地域医療」エリアは、人口推計、地理的条件、日常生活の需要の充足状況又は交通事情等を考慮し、県が一体の区域として、病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として定めた二次保健医療圏（北播磨圏域）をいう。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。

地域医療連絡会

市と小野市・加東市医師会との連絡会。市と市内医療機関（会員）が出席し、市における地域医療についての連絡調整や協議を行う。

歯科保健連絡会

市と小野加東歯科医師会との連絡会。市と歯科医師会の代表が出席し、市における地域歯科保健の連絡調整や協議を行う。

地域医療構想（県）

医療法第30条の4第2項の規定に基づく兵庫県保健医療計画の一部として、県民の理解の下、各圏域において協議の場を設け、国・県・市町の取組の推進と医療機関等の自主的取組の促進により、「地域完結型医療」を整備することを目的として策定されているもの。

政 策	IV 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	1 医療の充実
主 要 施 策	(21)病院事業の安定運営

◆将来あるべき姿

病院事業の経営が安定し、市民にとって必要な医療・介護を、北播磨圏域における関係機関の相互協力体制の下で提供しています。

◆協働の取組

①病院事業の運営方針の確立	
現状と課題	病院事業として、加東市民病院をはじめ、介護老人保健施設ケアホームかとうと訪問看護ステーションを運営していますが、地域医療・介護の基幹的な役割を果たす公立施設として運営方針を確立し、市民にとって必要な医療・介護を継続して提供していく必要があります。
市の取組	加東市民病院においては、地域医療構想（県）※を踏まえ、急性期機能※を維持しつつ、急性期を経過した患者の在宅復帰支援などの回復期機能※を強化し、ケアホームかとうや訪問看護ステーションとともに医療と介護の両面から、市民の住み慣れた地域での生活を支えます。また、北播磨圏域内病院との機能分担や連携強化など、相互協力体制の充実に取り組み、高度医療や専門医療など、加東市民病院にない医療の確保や医療体制の強化を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、地域完結型医療※を理解し、協力します。
②病院事業の経営改善	
現状と課題	病院事業は、地方公営企業※であるため、企業の経済性を最大限に発揮しながら、安定的かつ自立的な経営をする必要があります。
市の取組	医師の確保、在宅復帰や訪問看護による在宅療養の積極的な支援などにより、患者や利用者の受け入れの増加を図るとともに、経費の見直しなどにより、安定的かつ自立的な経営に取り組みます。また、適切な施設保全を進め、患者や利用者により良い療養環境を提供します。
市民・地域・事業者等の取組	・医療・介護機関は、相互に連携を強化し、市民に適切なサービスを提供します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	加東市民病院の運営に対する満足度	市民アンケートにおいて、加東市民病院の運営を、満足と感じる市民の割合	%	↑	—	56.3 2017(H29)	60.5
②	経常収支比率 [※]	病院事業の健全化の状況（経常費用に対する経常収益の割合）	%	↑	90.2	86.3	100.0
②	常勤医師数	常勤医師の在職状況	人	↑	17	11	14

◆関連する主要施策

- ・(20) 地域医療の確保
- ・(29) 地域包括ケアの推進

◆関連する個別計画

- ・加東市民病院経営健全化基本計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・保健医療計画（県）
- ・地域医療構想（県）

◆用語解説

地域医療構想（県）

医療法第30条の4第2項の規定に基づく兵庫県保健医療計画の一部として、県民の理解の下、各圏域において協議の場を設け、国・県・市町の取組の推進と医療機関等の自主的取組の促進により、「地域完結型医療」を整備することを目的として策定されているもの。

急性期機能

状態が不安定であって、症状の観察などの医学的管理や、傷の処置などの治療を日常的に必要とする（急性期）患者に対し、その患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能をいう。

回復期機能

急性期治療を終えた患者に対し、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能をいう。

地域完結型医療

「住民が、住み慣れた地域で生活しながら、状態に応じた適切に必要な医療を受けられる」地域医療の提供体制のこと。

※ここでの「地域医療」エリアは、人口推計、地理的条件、日常生活の需要の充足状況又は交通事情等を考慮し、県が一体の区域として、病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として定めた二次保健医療圏（北播磨圏域）をいう。

地方公営企業

市が経営する企業のうち、地方公営企業法が適用されるもの。

経常収支比率

経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）が経常収益（医療・介護サービス収入や一般会計からの繰入金等の収益）でどの程度賄われているかを見る指標で、企業の財政状態の健全性を示すものをいう。100パーセント以上であれば単年度収支が黒字であることを意味する。

政 策	Ⅳ 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	2 健康づくりと子育て支援の充実
主 要 施 策	(22)健康増進の推進

◆将来あるべき姿

健康づくりを市民主体や地域ぐるみで推進し、市民がより良い生活習慣を確立し、健康で元気にくらしています。

◆協働の取組

①生活習慣病予防の推進	
現状と課題	市民が一体となって健康づくりに取り組む加東サンサンチャレンジ※では、生活習慣の改善が見られましたが、健康づくりや生活習慣病※予防には、健康診断の受診や運動の習慣化が大切であることから、市民主体による取組や地域ぐるみでの取組による健康づくりをさらに進めていく必要があります。
市の取組	若い年代層から健康診断の受診や生活習慣病予防対策を進め、生涯にわたる健康な生活習慣の定着化を推進します。また、健康づくりを推進するリーダーと協力し、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、健康診断の受診や運動の習慣化など、主体的に健康づくりに取り組みます。 地域は、地域ぐるみで健康の維持・増進に取り組みます。 事業者は、健康づくりを目的とした活動に主体的に参加し、市民への声かけや市の事業に積極的に協力します。

②こころの健康づくりの推進	
現状と課題	市民がこころの健康を保つための睡眠や休養の大切さなどを認識するとともに、かけがえのない「いのち」を大切にす健やかな地域づくりの推進が求められています。
市の取組	こころの健康づくりネットワーク会議などによる各種団体との連携強化と体制整備を行い、ライフステージに応じた支援を充実させることにより、こころの健康づくりや自殺予防対策を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、睡眠を十分にとり、ストレスと上手に付き合うことで心身の疲労の回復を図り、こころの健康を保ちます。 地域は、こころの健康に問題を抱える人の悩みに気づき、見守り、支え合います。 事業者は、悩みを気軽に相談できる体制を整え、うつや自殺を予防します。

③食育の推進	
現状と課題	食生活を取り巻く環境や食に対する意識の変化、食の多様化に対して、市民が望ましい食生活が実践できるよう、長期的に食育※に取り組んでいくことが重要です。
市の取組	「食」に関する知識や健康的な食生活についての情報提供を行うとともに、「かとう和食の日※」などにおける和食の推進や、地産地消による家庭料理の普及促進を通して、食育と食による健康づくりを推進します。また、歯・口腔の健康に関する知識の普及啓発を行うなど、歯の健康づくりに取り組み、健康で豊かな食生活の実現を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、栄養バランスのとれた食事や野菜を摂取することの大切さについて理解を深めます。 いずみ会などの各種関係団体は、さまざまな活動を通して、食による健康づくりを進めます。 事業者は、食育に関する普及啓発に努めます。

④感染症の予防	
現状と課題	市民を感染症から守るために、感染症に関する知識の普及とともに、予防接種の接種率向上や新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備を図ることが重要です。
市の取組	CATV や広報紙を活用し、感染症に関する知識を普及するとともに、予防接種の接種率の向上を図ることで、感染症を予防します。また、万一の新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、医療機関等との情報共有や連携を図り、確実に住民接種※を実施します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、手洗いやうがいの実践、マスクの常備など、日頃から感染症の予防に備えます。 地域は、日頃から、地域ぐるみで、感染拡大防止のための知識を共有し、感染症予防に取り組みます。 事業者は、感染症予防対策を行うとともに、従業員の健康管理に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	健康増進の推進などの取組に対する満足度	市民アンケートにおいて、健康増進の推進や生活習慣病予防の取組を、満足と感じる市民の割合	%	↑	84.6	83.5 2017(H29)	84.4
①③	生活習慣に気を付ける市民の割合	市民アンケートにおいて、健康のために生活習慣に気を付ける(意識している)市民の割合	%	↑	82.1	83.3 2017(H29)	83.8
②	睡眠による休養がとれている人の割合	まちぐるみ総合健診のアンケートにおいて、睡眠で休養が十分にとれている市民の割合	%	↑	—	76.5 2017(H29)	77.8
④	子どもの定期予防接種接種率	子どもに対する定期予防接種の接種状況	%	↑	84.9	92.8	95.0

◆関連する主要施策

- ・(2) 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成
- ・(10) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- ・(18) 人権施策の総合的推進
- ・(27) 介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進

◆関連する個別計画

- ・健康増進計画
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・人権尊重のまちづくり基本計画
- ・男女共同参画プラン

◆用語解説

加東サンサンチャレンジ

生活習慣病予防と健康増進のために、市民一体となって健康づくりにチャレンジする「3カ月で3Kg やせる市民大運動」キャンペーン。自宅で1日2回の体重グラフを付け、体重管理の習慣を身に付け、健康意識の向上に結びつける。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。

食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

かとう和食の日

記念日の制定やユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることから、11月24日を、市を挙げて和食に親しめる日として定めたもの。

住民接種

まん延予防上、緊急の必要があると厚生労働大臣が認めるときに、都道府県知事が対象者及びその期日又は期間を指定して、市町村長に指示を出し、市町村が住民に対して臨時に行う予防接種。

政 策	Ⅳ 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	2 健康づくりと子育て支援の充実
主 要 施 策	(23)出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり

◆将来あるべき姿

安心して子どもを生み育てる環境が整い、親子が健やかで元気に生活しています。

◆協働の取組

①出産・子育て環境の充実	
現状と課題	少子化や核家族化の進行などによる家庭環境の多様化により、出産や子育て環境が変化する中で、安心して子どもを生み、子どもがより健やかに育つためには、医療・福祉・教育等との連携の下、切れ目のない支援が必要です。
市の取組	妊娠・出産・子育て安心パートナーなどによる充実した相談体制の構築や、特定不妊治療 [※] 、不育症治療 [※] 、妊婦健康診査、産後ケア、新生児聴覚検査などの費用助成、母親の育児支援に加え、父親や祖父母の育児参加の促進、関係機関との連携強化など、妊娠期から子育て期を包括的に支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査や乳幼児健診を受診するとともに、子どもの予防接種を確実に受けます。 ・地域は、子育て世代の見守りなどを通して、子育てしやすい環境づくりに努めます。 ・事業者は、妊婦への配慮とともに、従業員が子どものための休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
②生活習慣の確立	
現状と課題	親の生活習慣は、子どもの生活習慣の確立に大きな影響を及ぼすことから、親子の基本的な生活習慣の確立が望まれます。
市の取組	保育所や幼稚園、認定こども園 [※] 、小中学校と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を乳幼児期から推進するなど、生活習慣病 [※] を予防し、子どもが健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・保護者は、子どもの健やかな成長発達のために、基本的な生活習慣を確立します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	子育て支援の取組に対する満足度	市民アンケートにおいて、地域や家庭での子育て支援の取組を、満足と感じる市民の割合	%	↑	78.5	80.6 2017(H29)	81.8
①	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児健診の問診票において、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	%	↑	—	88.8	90.0
②	朝食の摂取率	こどもさんさんチャレンジのアンケートにおいて、朝ごはんを食べる5歳児の割合	%	↑	88.2	89.2	91.0

◆関連する主要施策

- ・(2) 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成
- ・(5) インクルーシブ教育の充実
- ・(6) 幼児教育と保育サービス等の充実
- ・(24) 支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実

◆関連する個別計画

- ・健康増進計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・人権尊重のまちづくり基本計画
- ・男女共同参画プラン

◆用語解説

特定不妊治療

体外受精又は顕微授精のこと。体外受精は、精子と卵子を採り出し、体外で受精させて得られた受精卵(胚)を子宮に戻す方法。顕微授精は、顕微鏡下で授精を行う方法。

不育症治療

2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往がある方に対して行う治療。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせもち、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設で、「保護者が働いている・いない」に関わらず利用できる。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群。

政 策	Ⅳ 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	2 健康づくりと子育て支援の充実
主 要 施 策	(24)支援対象家庭・児童に対する支援体制の充実

◆将来あるべき姿

支援が必要な子育て家庭に対して適切な支援を実施することで、安心して子育てができるまちになっています。

◆協働の取組

①子育てに関する相談体制の充実	
現状と課題	核家族化や支援者の不在などによる親の孤立化が問題となっており、子育てに不安を抱える親が安心して利用できる、きめ細やかな相談体制を構築する必要があります。
市の取組	家庭児童相談室に専門の相談員を配置し、子育ての悩みや心配ごとについて、窓口や訪問、電話での相談に応じます。また、多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう、専門機関との連携を強化するとともに、相談員の資質向上に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、子どもや子育て家庭の見守りなどの支援活動に積極的に協力します。 子育てに不安を抱える親は、悩み事を抱え込まず、必要な相談やサービスを受けます。 関係機関は、親の育児の負担感を軽減するため、個々に応じた支援を行います。

②ひとり親家庭への支援	
現状と課題	社会環境や生活環境の変化、個人の価値観の多様化などによる離婚や非婚での出産などにより、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭の自立や生活の安定のために、相談支援のほか、経済的支援や就労支援が必要です。
市の取組	母子・父子自立支援員 [*] の配置などにより、ひとり親家庭に対する相談支援を充実させるとともに、就労に向けた資格等の取得に対する費用助成や、児童扶養手当の支給、子どもの進学等の一時的な支出に対する貸付制度についての相談、申請手続支援などにより、ひとり親家庭の自立や生活安定を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭は、地域行事等への参加により、地域住民との交流を深めます。 事業者は、ひとり親家庭の自立可能な雇用条件での採用に努めるとともに、就労が継続できるよう雇用面で配慮します。

③DVに対する支援の充実	
現状と課題	DV [*] は家庭内で行われることが多く、外部からの発見が困難で、潜在化しやすい傾向にあるとともに、当事者自身がDVに気付かない場合もあることから、DVに対する意識啓発をさらに強化する必要があります。また、2017(平成29)年度に開設した配偶者暴力相談支援センターの活用促進や、さらなる相談支援体制の充実とともに、DVの目撃等で心に傷を負った被害者の子どもの心のケアが必要です。
市の取組	パープルリボンキャンペーン [*] の実施やリーフレットなどで「DVの正しい理解」を広めるとともに、配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員のスキルアップを図り、被害者の視点に立った相談から自立までの切れ目のない支援を行います。また、DVの相談窓口の周知を図るとともに、家庭児童相談員と連携して被害者の子どもへの支援を行います。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者は、パートナーから暴力を受けたときは、我慢せずに、信頼できる相手や機関に相談します。 市民は、身近な人からDV被害の相談を受けたときは、専門機関(配偶者暴力相談支援センター、県立男女共同参画センター、県警ストーカー・DV相談電話等)への相談を勧めます。また、DVに気付いたときは、市役所等の公的機関(緊急時は警察)に通報します。

④児童虐待予防の推進	
現状と課題	子どもへの虐待問題が深刻になっており、子どもが有する問題や置かれている環境を的確に捉え、問題を早期に発見し、対応を行う必要があります。
市の取組	医療・保健・福祉・教育・警察・民間の関係機関や団体で構成する要保護児童対策地域協議会において、対策について協議し、関係機関などが連携して支援対象児童等（児童・児童の保護者・特定妊婦）に対して、必要な支援を行います。また、オレンジリボンキャンペーン [※] や講演会などを通して、虐待予防や相談窓口についての周知啓発を行うとともに、MY TREE ペアレンツ・プログラム [※] を実施し、参加者がストレスや感情をコントロールするスキルを身に付けることで、子どもとの関わりの改善と虐待行動の終止を目指します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、周囲に虐待を疑われる家庭がある場合は、市役所等の公的機関（緊急時は警察）に通報します。 ・地域は、地域ぐるみで児童を見守ります。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	家庭児童相談室相談件数	家庭児童相談室への子育てに関する悩み、心配ごとなどの相談状況（実件数）	件	↑	246	235	260
②	自立支援教育訓練給付金等支給者数	資格取得などに向けて、自立支援教育訓練を受けるひとり親に対する給付金等の支給状況【累計】	人	↑	1	3	10
③	DV に関する新規相談者数	配偶者暴力相談支援センターへのDVに関する新規相談状況（実人数）	人	↑	8	8	14
④	支援児童等世帯数	虐待に対する支援を行っている児童等（児童・保護者・特定妊婦）がいる世帯の状況	世帯	↑	—	124	145
④	MY TREE ペアレンツ・プログラム受講者数	MY TREE ペアレンツ・プログラムの受講状況【累計】	人	↑	—	38	97

◆関連する主要施策

- ・(4) 健全な子どもを育てる環境づくり
- ・(5) インクルーシブ教育の充実
- ・(6) 幼児教育と保育サービス等の充実
- ・(7) 学校教育環境の整備充実
- ・(19) 男女共同参画社会の推進
- ・(23) 出産・子育て環境の充実と親子の健康づくり

◆関連する個別計画

- ・配偶者等暴力（DV）対策基本計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン
- ・健康増進計画
- ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・男女共同参画プラン
- ・教育振興基本計画

◆用語解説

母子・父子自立支援員

配偶者のない親の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行ったり、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行う者。

DV

「Domestic Violence」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。

パープルリボンキャンペーン

国際的な女性に対する暴力根絶運動である「パープルリボン・プロジェクト」から、本市では女性に対する暴力をなくす運動として「パープルリボンキャンペーン」を実施している。

オレンジリボンキャンペーン

子ども虐待防止のシンボルマークとして「オレンジリボン」を広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。本市では、児童虐待防止推進月間に民生児童委員連合会と合同で啓発運動を行っている。

MY TREEペアレンツ・プログラム

養育者の子どもへの不適切な関わり（身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト）の改善と虐待行動の終止を目的とする心理教育プログラムをいう。

政 策	Ⅳ 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	3 地域福祉の推進
主 要 施 策	(25)福祉社会づくりの推進

◆将来あるべき姿

市民が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域で支え合い、助け合っています。
また、充実した福祉施設を活用して、心身ともに健康な生活を送っています。

◆協働の取組

①地域福祉活動の推進	
現状と課題	画一的な公的福祉サービスだけでは対応できない市民のさまざまな生活課題が増加しており、地域社会のつながりの中で解決できるものは、地域で解決していく社会づくりがより一層重要になります。
市の取組	社会福祉協議会への活動支援により、地域や若年層に対する福祉学習に講師を派遣するほか、民生児童委員、学校など、それぞれの立場で、地域福祉活動 [*] へのさらなる意識向上を図ることで、支え合い活動のネットワークづくりに取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域は、福祉学習を通して、地域福祉活動への理解を深めます。また、小地域福祉活動など、さまざまな行事を通して「つながり」をつくります。

②地域福祉活動の担い手の充実	
現状と課題	福祉ボランティアの需要が増加する中で、登録者の高齢化が進んでいることから、学生を含めた若年層への登録に向けた働きかけを強化する必要があります。また、有償ボランティアの自発的な取組を支援する必要があります。
市の取組	かとう福祉学校や福祉ボランティア養成講座の開催などにより、若年層を中心とした新たな市民福祉ボランティアの発掘や活動機会の提供（マッチング）を行う社会福祉協議会の活動を支援します。また、有償福祉ボランティアへの情報提供や学習会を実施し、自発的な取組を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、福祉ボランティア活動、かとう福祉学校、ボランティア養成講座などに積極的に参加します。 ・社会福祉協議会は、かとう福祉学校や福祉ボランティア養成講座の開催などにより、福祉ボランティアの養成と啓発活動を実行するとともに、福祉ボランティア登録者が活躍できるようニーズを把握します。

③社会福祉協議会との協力体制の充実	
現状と課題	地域福祉の中核を担う社会福祉協議会に対して、財政的な支援を行うほか、社会福祉協議会との協力体制を強化し、地域福祉に関する協働の取組をさらに推進する必要があります。
市の取組	市の事業のうち、社会福祉協議会に委託する方が効率的なものについては、事業を委託するとともに、地域福祉計画の検証や法人監査等における社会福祉協議会への必要な助言を通して、より強い協力体制を築くことにより、地域福祉の向上を目指します。
市民・地域・事業者等の取組	・社会福祉協議会は、社会福祉協議会地域福祉推進計画に基づき、市と連携・協力して地域福祉を推進します。

④東条福祉センター「とどろき荘」の経営健全化	
現状と課題	経営改善や施設の有効利用を図るために、2017（平成29）年度において東条福祉センター「とどろき荘」を、公民館機能をあわせもつ複合施設として改修しましたが、今後も安定経営に向けたさらなる取組が必要です。また、運営に当たっての収支を改善する必要があります。
市の取組	収支を改善できる見込みのある法人等に施設管理を代行させ、維持管理経費の削減とともに、利用料収入の増など、指定管理者と連携しながら、収支バランスのとれた事業運営に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、とどろき荘を積極的に利用します。 ・地域は、とどろき荘の特色を活かしたさまざまな地域住民が集う事業を行います。 ・指定管理者は、サービスの充実を図りながら、収支の改善を図ります。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	福祉学習への講師派遣数	福祉学習への講師の派遣状況	回	↑	25	20	28
②	福祉ボランティア登録者数	福祉ボランティアの登録状況	人	↑	1,052	1,175	1,195
②	ボランティア活動機会の提供（マッチング）数	ボランティア活動機会の提供（マッチング）状況	回	↑	—	175	255
③	社会福祉協議会へ委託する新規（見直し）事業数	社会福祉協議会への新規（見直し）事業の委託状況【累計】	件	↑	—	1	4
④	指定管理料の額（指定管理者の収入と支出の差額）	とどろき荘における指定管理料の削減による収支の改善状況	千円	↓	31,961	37,592	15,500

◆関連する主要施策

- ・(27) 介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進
- ・(29) 地域包括ケアの推進
- ・(53) 適正な財産管理と契約事務の推進

◆関連する個別計画

- ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

◆用語解説

地域福祉活動

市民のさまざまな生活課題を地域全体の問題として捉え、地域で考え、話し合い、協力して解決していく活動をいう。

政 策	IV 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	3 地域福祉の推進
主 要 施 策	(26)障害者・要援護者福祉の充実

◆将来あるべき姿

障害者や生活困窮者が、心身の状況や個々のニーズに応じた福祉サービスや支援を受けながら、社会活動への参加や就労機会が確保され、社会的、経済的に自立しています。

◆協働の取組

①障害者の社会参加の促進	
現状と課題	障害者の社会参加の促進を図るために、手話の普及などにより、障害に対するさらなる理解を深める必要があります。また、障害者が社会参加しやすい体制を整える必要があります。
市の取組	全市民を対象に、手話通訳者や要約筆記者を確保するための養成講座や手話への理解を深める講座を開催します。また、人権啓発部局と連携して、障害者差別の解消や合理的配慮 [※] への理解を深める取組を行うとともに、障害者の社会参加をサポートする団体等の活動を支援します。さらに、4市1町で運営する児童発達支援事業などを通して、障害児が集団生活や自立した日常生活などが送れるよう支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、手話講座の受講やイベントなどへの参加により、障害に対する理解を深めます。 ・地域は、障害者の社会参加など、安心して地域で生活できるよう支援します。 ・事業者は、雇用する障害者の障害の状態を理解し、適切な配慮を行います。

②障害者の生活支援の強化	
現状と課題	市内に提供事業所がないサービスについては、広域の施設等と連携して利用者のニーズに応えるとともに、新規参入を働きかけ、サービス提供体制を強化する必要があります。
市の取組	北播磨圏域内の関係機関と連携し、市内に提供事業者がない短期入所支援サービス [※] や施設数が少ない共同生活支援サービス [※] の提供体制を強化することで、利用者ニーズへの的確な対応に努めます。また、障害者相談支援センターにおける適切な相談対応や情報提供、就労継続支援や居宅介護 [※] をはじめとする福祉サービスの給付等により、安心して生活できる環境を整えます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、市と連携してニーズに応じたサービスを提供します。また、市内でのサービス実施について検討します。

③障害者への雇用・就労支援	
現状と課題	障害者の経済的自立を進めるために、障害者就労施設等の運営を支援する必要があります。また、障害者生活支援センターと連携し、個々の障害者の適性に応じて就労支援を行う必要があります。
市の取組	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先調達に努め、運営を支援します。また、障害者の就労の場の拡充だけでなく、関係機関と連携し、一般就労に向けた支援に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、障害者の就労についての理解を深めます。 ・地域は、障害者の就労に向けた社会参画を支援するよう配慮します。 ・事業者は、障害者の就労への理解と積極的な雇用に努めます。

④生活困窮者等への自立支援	
現状と課題	増加する生活困窮者や生活保護の被保護者などに対して、自立支援や就労支援、生活支援、貧困の連鎖防止などを適切に行う必要があります。
市の取組	生活困窮者や生活保護の被保護者、離職に伴う住宅喪失者に対して法に基づいて適正に対応するとともに、就労準備事業協力事業所 [※] の確保による就労環境の整備などの事業に取り組み、対象者の個々の状況に応じた自立、就労、生活等を支援します。また、貧困の連鎖防止の事業を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、良き隣人として、悩みを相談し合える人間関係を築きます。 ・地域は、相互に見守りを行い、困ったことがあれば助け合える関係を築きます。 ・事業者は、自立が可能な雇用条件での採用に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	手話通訳者・要約筆記者数	手話通訳者・要約筆記者の養成状況	人	↑	4	10	12
②	短期入所支援及び共同生活支援サービス提供事業所数	短期入所支援及び共同生活支援サービスを提供する市内事業所の状況	箇所	↑	3	3	4
②	障害者に対するサービス等利用計画の作成件数	障害者に対するサービス等利用計画の作成状況（相談からのサービス等提供状況）	件	↑	—	65	78
③	障害者就労施設等からの物品等優先調達額	市役所における障害者就労施設等からの物品等の優先調達状況	千円	↑	—	800	825
④	被保護者定期訪問率	生活保護の被保護者への定期の訪問状況	%	→	100.0	100.0	100.0
④	就労準備事業協力事業所数	要援護者の就労準備事業に協力する市内事業所の状況	箇所	↑	—	0	6
④	就労準備事業協力事業所への就労者数	就労準備事業に協力する市内事業者への要援護者の就労状況【累計】	人	↑	—	0	5

◆関連する主要施策

- ・(5) インクルーシブ教育の充実
- ・(7) 学校教育環境の整備充実
- ・(18) 人権施策の総合的推進
- ・(36) 労働・雇用の促進
- ・(56) 消防・防災力の充実強化

◆関連する個別計画

- ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・教育振興基本計画
- ・人権尊重のまちづくり基本計画

◆用語解説

合理的配慮

障害者から何らかの助けを求める意思表示があった場合、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

短期入所支援サービス

居宅において介護を受けている障害者が、介護者の一時的な理由により介護を受けることができなくなった場合に、施設に短期間入所して必要な介護を行うサービスのこと。

共同生活支援サービス

地域で共同生活を送ることが可能な障害者について、共同生活を営む住居（グループホーム）において、相談、その他の日常生活上の援助を行うサービスのこと。

居宅介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、身体介助、家事援助、生活相談など、生活全般にわたる援助を行い、障害者が地域で生活できるように支援するサービスのこと。

就労準備事業協力事業所

さまざまな課題により、すぐに働くことが難しい人に、就労体験の場を提供することに協力する事業所のこと。

政 策	Ⅳ 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	3 地域福祉の推進
主 要 施 策	(27)介護予防と高齢者の生きがいつくりの推進

◆将来あるべき姿

高齢者自らが地域の社会活動を通して介護予防に取り組み、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしています。

◆協働の取組

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
現状と課題	地域住民や介護サービス事業所等と連携・協力して、介護予防や日常生活支援に関する多様なサービスを展開していますが、まちかど体操教室※等の地域の集いの場に参加しにくい高齢者に対するサービス提供など、自立促進、重度化予防に関する取組をさらに推進する必要があります。
市の取組	生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者や要支援者を対象とした、転倒予防や認知症予防、社会交流を目的とする通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービスを、地域等の多様な主体の参画により実施する介護予防・日常生活支援総合事業※（以下「総合事業」といいます。）に取り組み、自立促進や重度化予防を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、自分に合ったサービスを利用しながら介護予防に努めます。 ・地域のリーダーは、高齢者等の集いの場づくりを進めながら、参加者と役割分担して、継続運営するよう努めます。 ・介護サービス事業者は、総合事業や介護保険適用外の多様なサービスの提供に協力し、高齢者等の在宅生活を支援します。

②高齢者を支える人材育成と活動への支援	
現状と課題	社会福祉協議会と連携し、介護予防サポーター※や生活支援サポーター※等の人材育成に取り組んでいますが、養成講座の新規受講者や実働サポーターが減少しています。また、総合事業による訪問型サービスを提供する事業所の人材が不足しており、新たな担い手の確保が必要です。
市の取組	社会福祉協議会と連携し、引き続き、介護予防サポーターや生活支援サポーターを育成するとともに、総合事業による訪問型サービスの担い手養成研修標準カリキュラムを生活支援サポーター養成講座に組み込むことにより、新たな担い手を養成することで、地域ボランティアやNPO法人等の多様な主体によるサービス実施体制の整備を促進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、介護予防サポーターや生活支援サポーター養成講座を受講し、高齢者等を支援するための活動に取り組めます。 ・地域は、高齢者等を支援する活動に取り組めます。 ・介護サービス事業者は、人材を確保しながら、地域の中で高齢者等を支える活動を支援します。

③高齢者の社会参加の促進と生きがいつくりの推進	
現状と課題	高齢者が健康で生きがいをもってくらすしていくためには、高齢者が培ってきた豊かな経験や知識、技術等を地域社会で発揮する機会づくりや、地域活動等に気軽に参加できる環境づくりなどにより社会参加を促進していく必要があります。
市の取組	老人クラブの運営や敬老事業をはじめ、高齢者の活躍の場の創出や地域における健康活動、趣味活動、ボランティア活動など、高齢者の生きがいつくりや元気な高齢者が高齢者を支える地域主体での取組を支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、誘い合って、地域の行事に参加します。 ・地域は、高齢者が参加できる地域活動の実施に努めます。 ・まちづくり協議会は、敬老事業等を自主的に企画運営します。 ・介護サービス提供事業者は、高齢者の地域交流を支援します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	介護予防を心がける市民の割合	市民アンケートにおいて、自身や家族の介護予防を心がけている（意識している）市民の割合	%	↑	68.6	72.2	75.0
②	生活支援サポーター協力会員活動回数	生活支援サポーターの協力会員の活動（訪問型サービスに係る活動を含む。）状況	回	↑	—	1,036	2,300
③	生きがいがある高齢者等の割合	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケートにおいて、生きがいがあると答える高齢者・要支援者の割合	%	↑	—	76.2	90.0

◆関連する主要施策

- ・(9) 社会教育を支える土台づくり
- ・(22) 健康増進の推進
- ・(25) 福祉社会づくりの推進

◆関連する個別計画

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・健康増進計画
- ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

◆用語解説

まちかど体操教室

概ね 65 歳以上の方が、地区（自治会）公民館等でストレッチや筋力トレーニング、簡単なイス体操を行うグループ活動のこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者や生活機能の低下がみられ、要支援状態となるおそれがある高齢者が、自立したより良い日常生活を送れるように支援する事業。

介護予防サポーター

養成講座を受講し、「かとうまちかど体操教室」の支援などの活動をする者をいう。

生活支援サポーター

養成講座を受講し、「かとう介護ファミリーサポートセンター」での助け合い活動をする者をいう。

政 策	IV 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	3 地域福祉の推進
主 要 施 策	(28)介護保険制度の健全かつ円滑な運営

◆将来あるべき姿

介護保険制度の健全かつ円滑な運営により、介護を必要とする高齢者が質の高い十分なサービスを受けられるまちになっています。

◆協働の取組

①介護保険制度の健全運営	
現状と課題	団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年問題を見据え、介護保険給付の適正化を図ることにより、介護保険給付費や介護保険料の上昇を抑制するとともに、介護保険料の適正徴収などにより、介護保険制度を健全かつ安定的に運営していく必要があります。
市の取組	適正な介護認定やケアプラン [※] の作成により、利用者へ真に必要な適切かつ過不足のないサービスを提供するとともに、住宅改修等の点検や医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知などにより、介護保険給付の適正化を図ります。また、介護保険料の徴収強化に取り組み、収納率の向上と滞納繰越額の縮減に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、介護保険制度の相互扶助の考えを理解し、保険料を納期限内に納付します。また、介護予防に努めるとともに、介護状態になっても自立に向けた意識をもって機能回復に努めます。 事業者は、行政等が主催する研修会に積極的に参加し、適正なケアプランを提供します。

②介護サービスの充実	
現状と課題	これまでも特別養護老人ホーム [※] の増床や地域密着型サービス [※] 施設の整備推進を図ってきましたが、団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年以降、介護ニーズがさらに増大することが予測されることから、サービスの質を確保しながらも、サービス量の増大に対応できる供給体制の確保、充実に取り組んでいく必要があります。
市の取組	介護保険施設の定期的な監査などにより、適正な運営を指導するとともに、介護サービスに従事する職員のスキルアップを図るための研修などを通して、サービスの質の確保・向上に取り組みます。また、介護保険施設等の整備計画を見直し、今後の需要拡大を見据えながら、必要なサービスが適切に提供できる体制の確保、充実に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、地域住民や専門職などの交流の場（家族介護者のつどい・物忘れ予防カフェ）に積極的に参加します。 事業者は、地域密着型サービスにおける運営推進会議を開催し、地域との連携を深めます。また、介護サービスの質の向上と供給体制充実に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	介護認定者1人当たりの介護保険給付費	介護認定者1人当たりの介護保険給付状況(月額)	円	↓	132,678	147,419	144,317
①	介護保険料収納率	介護保険料の収納状況(合計収納率※)	%	↑	94.7	95.4	96.1
②	介護サービスの満足度	介護保険事業計画に係るアンケートにおいて、介護サービスを満足と感じる利用者の割合	%	↑	74.5	62.5 2017(H29)	67.5

◆関連する主要施策

- ・(40) 安全・安心で良好な住環境の形成

◆関連する個別計画

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

◆用語解説

ケアプラン

要介護認定者等や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議での専門家の協議により、利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関し作成する介護支援計画をいう。

特別養護老人ホーム

日常生活を営む上で必要な介護やリハビリテーションなどを行う入居型の介護施設で、65歳以上の方等で要介護度3以上の方が原則として入居対象となる。

地域密着型サービス

要介護認定者等が、住み慣れた地域で受ける介護サービスや介護予防サービスのことをいう。

合計収納率

現年分と滞納繰越分(過年の未収分)の合計額に対する収納割合。

政 策	Ⅳ 子どもから高齢者まで安心して暮らし続けられるまち
施 策	3 地域福祉の推進
主 要 施 策	(29)地域包括ケアの推進

◆将来あるべき姿

高齢者やその家族を地域で支え合う体制づくりと保健・医療・福祉が連携した連続性のある支援によって、高齢者等が地域でさまざまな人とつながりをもちながら、その人らしく安心して生活しています。

◆協働の取組

①福祉総合相談体制の充実	
現状と課題	今後さらに進行することが予測される高齢化や複雑多様化する福祉ニーズに的確に対応するための福祉の総合的な相談体制の充実が求められています。
市の取組	関係機関との連携を密にしながら、地域と専門職の支援ネットワークを活用し、地域包括支援センターをはじめ、サブセンターやブランチの体制を再構築します。また、福祉の総合相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対する総合的な情報提供や支援の円滑な推進を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族等は、身近な相談窓口を利用して、問題の早期解決に努めます。 ・地域は、日常生活の中で住民相互の見守りや声かけをし、支援が必要なときは、専門機関につながります。 ・事業者は、専門職として支援ネットワークに参画し、高齢者等の地域での生活を支援します。

②地域包括ケアシステムの構築	
現状と課題	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域の特性に応じた地域包括ケアシステム [※] の構築が求められています。
市の取組	地域ケア会議をはじめ、情報提供・共有ができる協議会や研修会を定期的開催し、医療と介護の連携を図るとともに、地域に関わる多職種のネットワークの強化を進めるなど、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・医療機関や介護・福祉施設等は、地域ケア会議や、協議会、研修会に参加し、高齢者等が安心して在宅生活を続けられるよう、相互の連携を強化します。

③認知症支援体制の充実	
現状と課題	物忘れ相談プログラム [※] やフォーラムなどの実施により、市民の認知症への理解は深まっていますが、独居高齢者等の認知症状の悪化や徘徊による行方不明事案も発生しており、認知症の高齢者やその家族へのさらなる支援が必要です。
市の取組	フォーラムの開催などに加え、認知症サポーター [※] 養成講座や声かけ体験イベント等を地域と共催することにより、地域の認知症に対する理解や地域ぐるみによる見守りを促進するとともに、まちぐるみ総合健診やイベントなどにおける物忘れ相談プログラムの実施により、認知症の早期発見や自己認識を深めます。また、認知症相談センター [※] 等と認知症初期集中支援チーム [※] との連携を強化し、相談・支援体制を充実させます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、フォーラムや講座に参加し、日頃から認知症への理解を深めるように努めます。 ・地域は、講座や体験イベントを開催し、認知症を理解し、地域ぐるみによる見守りに努めます。 ・医療機関や介護施設等は、認知症の高齢者等が在宅生活を継続できるよう相互に連携し、適切な支援を行います。

④多様な生活支援の充実	
現状と課題	高齢者等に対する生活支援サービスの充実を図るためには、地域全体でサービス実施に向けた体制づくりをはじめ、地域課題を踏まえたサービスを提供していく必要があります。あわせて、在宅生活を送る独居高齢者や高齢者のみの世帯等の外出不安や孤立化の解消に向けた取組のさらなる推進が求められています。
市の取組	関係機関や団体、ボランティアなどと連携した地域全体で相互に支え合う包括的な支援体制を整備し、地域主体の生活支援サービスの実施を推進します。また、総合事業の移動支援サービスや福祉タクシー事業について、地域公共交通ネットワーク形成の取組に連動させながら、事業のあり方を検討するとともに、住宅改修助成事業や緊急通報システムの貸与、GPS 機能付き位置情報検索機器の購入補助を継続して行うことにより、増加する認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯等の在宅生活や社会参加、見守りを支援します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は、移動支援サービスや福祉タクシー事業などを活用して、進んで地域活動等に参加します。 ・地域や関係機関、団体、ボランティア等は、地域全体で高齢者等を支える体制づくりに取り組みます。 ・地域は、高齢者等の移動支援について提案します。 ・社会福祉協議会や事業者は、地域が主体となった生活支援サービスの実施を支援します。 ・事業者は、地域の高齢者等の自立支援に資する移動サービスの提供に協力します。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①② ③④	高齢者福祉サービスの取組に対する満足度	市民アンケートにおいて、高齢者福祉サービスを満足と感じる市民の割合	%	↑	76.8	75.2 2017(H29)	77.0
③	軽度認知症 [*] の疑いがある高齢者訪問件数	軽度認知症の疑いのある高齢者への訪問状況	件	↑	—	13	35
④	高齢者等の地域活動への参加率	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケートにおける、高齢者等の地域が実施するサロンなどへの参加状況	%	↑	—	15.5	15.8
④	外出のための交通手段のない高齢者等の割合	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケートにおいて、外出を控える理由として交通手段がないと答える高齢者・要支援者の割合	%	↓	—	29.1	20.0

◆関連する主要施策

- ・(20) 地域医療の確保
- ・(21) 病院事業の安定運営
- ・(25) 福祉社会づくりの推進
- ・(40) 安全・安心で良好な住環境の形成
- ・(45) 効率的で効果的な交通サービスの実現

◆関連する個別計画

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・健康増進計画
- ・地域公共交通網形成計画
- ・地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉推進計画
- ・障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

◆用語解説

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年を目途に、重度な要介護状態になってでも住み慣れた地域で自分らしくらしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

物忘れ相談プログラム

アルツハイマー型認知症を見つけるために最も重要な質問を用いた、セルフチェック型テストプログラムをいう。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で認知症の方やその家族に対して、できる範囲で手助けをする者をいう。

認知症相談センター

市民から認知症に関する相談を受けて、医療機関につないだり、介護サービスや成年後見制度などの利用支援を行う機関のこと。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症の疑われる方、認知症の方とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価（アセスメント）や、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

軽度認知症

健常者と認知症の間にあたる段階で、日常生活には支障がない状態のこと。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	1 活力ある農業の実現
主 要 施 策	(30)力強い農業経営の実現

◆将来あるべき姿

農業の担い手育成や農地の流動化^{*}・集約化が進み、農業経営基盤が整うことで、安定した地域農業が営まれています。

◆協働の取組

①地域農業活性化ビジョンの推進と実現	
現状と課題	農業者の高齢化や国の施策転換、鳥獣被害の拡大など、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、農業者などの営農継続に対する不安感が増しています。
市の取組	地域農業活性化ビジョンの実現に向けて、農業者、市民、集荷業者、行政機関等とが連携・協力し、農業施策を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、農業施策の推進に対する評価・検証に積極的に参画します。 農業者や市民、集荷業者、行政機関等は、地域農業活性化ビジョンに示す施策を連携・協力し、積極的に推進します。

②農業の担い手育成	
現状と課題	農業者の高齢化や後継者不足により、農業者が年々減少していることから、担い手となる認定農業者 [*] や集落営農組織 [*] 、新たな就農者のさらなる育成が求められています。
市の取組	人・農地プラン [*] の策定を推進することにより、地域ごとの担い手を明確にし、担い手の育成を進めます。また、就農支援制度の充実により若い就農者の増加を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、地域内での人・農地プランの策定に参加し、住民全員での意識共有を図ります。 農業者は、集落営農組織への参加や担い手となる新たな就農者の育成に努めます。 地域は、人・農地プランの策定に取り組み、地域農業の将来像を明確にします。

③農地の流動化と集約化等の推進	
現状と課題	担い手の不足や農地の水管理の複雑さなどから、利用権設定 [*] による農地の流動化や担い手への農地の集約化 [*] が伸び悩んでいます。また、山際や不整形など、耕作条件が不利な農地では耕作放棄が増加しています。
市の取組	農地中間管理機構 [*] の活用や農業委員会などとの連携により、農業用施設の管理体制の構築を支援するとともに、耕作放棄地 [*] を含めた農地の利用権設定の拡大を推進し、人・農地プランで明確にした担い手となる経営体 [*] への農地の集約化を進めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 離農者は、農業委員会などに相談し、農地中間管理機構へ農地を貸し付けます。 農業者は、農業委員会などと連携を密にし、農地の集約化や規模拡大を図ります。 地域は、農業委員会などと連携を密にし、人・農地プランで明確にした担い手となる経営体に農地を貸すための仕組みを構築するとともに、耕作放棄地の発生防止に努めます。

④農業経営基盤の強化	
現状と課題	効率的な農地の集約や多額な設備投資などの課題から、担い手の経営規模拡大や法人化が伸び悩んでいます。また、経営形態 [*] に多様性がなく、農業施策転換などの環境の変化に対して脆弱であることから、農業経営基盤が不安定な状態です。
市の取組	認定農業者や集落営農組織の法人化を推進するとともに、機械設備の整備に対して補助・融資制度の活用を推進するなど、担い手となる経営体の経営基盤の強化を図ります。さらに、地区の営農状況に即した多様な形態の経営体を育成します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者や集落営農組織は、市や県など関係機関の指導を受け、法人化を進めます。また、公的な各種支援制度を活用し、経営資本を充実します。 農業者は、多品目でバランスの良い経営を目指します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
②	認定農業者数	認定農業者の育成状況	者	↑	29	30	40
②	集落営農組織数	集落営農組織の育成状況	組織	↑	27	28	34
②	認定新規就農者数	認定新規就農者の育成状況 【累計】	者	↑	—	2	9
③	農地の流動化率※	農地の流動化の状況	%	↑	17.2	21.8	46.0
④	法人の経営体数	認定農業者や集落営農組織の 法人化の状況	経営 体	↑	6	9	14

◆関連する主要施策

- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(32) 農村環境の整備等の推進
- ・(33) 鳥獣被害対策の推進
- ・(36) 労働・雇用の促進
- ・(58) 農地等の利用の最適化の推進

◆関連する個別計画

- ・地域農業活性化ビジョン
- ・農業振興地域整備計画
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

◆用語解説

農地の流動化（率）

貸借や売買等による、農地の権利移動を促進すること。（その率）

集落営農組織

集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。

認定農業者

市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示した目標に向け、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市にその計画を認定された農業者のこと。

認定新規就農者

市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示した目標に向け、経営の基礎を確立しようとする計画を作成し、市にその計画を認定された原則18歳以上45歳未満の農業者のこと。

人・農地プラン

地区の農業における人と農地の問題を解決するため、地区単位で作成する「地区の農業マスタープラン」のこと。

利用権設定

農地を借りて経営規模を拡大する農業者と、農地を貸出す農業者との間で農地の貸借権利を設定すること。

農地の集約化

分散した農地利用を整理し、利用権設定等により担い手などに耕作農地を集めること。

農地中間管理機構

農地の貸し借りを行う「農地の中間的受け皿」で、2014（平成26）年度に都道府県に設置された組織のこと。

耕作放棄地

以前耕作していた農地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない農地のこと。

経営体

農産物の生産や受託による農作業を事業として行う者。規模や組織形態により、個人経営体、法人経営体と非法人の組織経営体の区分がある。

経営形態

農業経営体の作物別の販売収入により分類される形態のこと。
【例】「水稻主体」、「野菜主体」、「水稻＋野菜」、「水稻＋麦」など。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	1 活力ある農業の実現
主 要 施 策	(31)農産物のブランド力向上と生産拡大

◆将来あるべき姿

加東市産山田錦をはじめとする農産物のブランド力向上や地産地消を推進することで、需要が拡大し、米を中心とした地域農業がますます活発になっています。

◆協働の取組

①加東市産山田錦のブランド力の向上

現状と課題	特産である酒造好適米の山田錦は、国内屈指の品質の高さが認められているものの、他県での作付けが増加傾向にあり、ブランド力のさらなる向上が必要です。
市の取組	蔵元などに、突出した高品質をPRすることや産地表示を推進することで、ブランド力の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 生産農家は、肥培管理の徹底により、特等以上の等級比率の向上に取り組み、さらなる品質向上を目指します。 みのり農業協同組合等は、蔵元に加東市産山田錦の品質の高さをPRします。

②効率的な作付体系の確立と酒造好適米の生産拡大

現状と課題	市内農地の大半が水田という状況の中、米の消費が減少し続けていることに加え、米の生産調整※の見直し後の需要の見通しが不透明であることから、需要を踏まえた効率的な作付けを推進する必要があります。
市の取組	適地適作を基本に、水田を最大限に活用することにより、地域の生産環境に適した収益性の高い農産物の効率的な作付体系を確立します。また、市内産酒造好適米のブランド力向上などにより、「村米」制度※による蔵元との契約栽培に取り組む地区数を増やし、酒造好適米の生産拡大を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 生産農家は、地域内で話し合い、蔵元との「村米」制度の取組を検討します。また、農業改良普及センター等の指導を受け、作付ける農産物の作目を見直します。 みのり農業協同組合は、農業改良普及センター等との連携により、地域に合った農産物の作付けを推進します。また、地域からの要望に基づき、蔵元に「村米」制度の取組を要請します。

③農産物のブランド化と生産拡大

現状と課題	山田錦以外にブランド化した農産物が少なく、果樹や野菜などの園芸作物の生産が後継者不足などの理由から伸び悩んでいるため、その解消に向けて支援していく必要があります。また、ブランド認証※を受けた加工食品が少ない状況であり、認証を取得する食品数を増やす必要があります。
市の取組	営農部会が行っている園芸作物の生産に新たな就農者を誘導し、部会の活性化を図るとともに、ブランド認証を取得するための品質向上の取組を支援し、魅力ある園芸作物の生産拡大を推進します。あわせて、市内産農産物の加工食品開発に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 営農部会は、みのり農業協同組合等と連携し、新たな就農者を受け入れ、栽培技術を指導することで、園芸農業の承継を促進します。 みのり農業協同組合は、農業改良普及センターと連携し、営農部会の活性化を図ります。

④地産地消の推進

現状と課題	市内の農産物直売所の売上は伸びていますが、一方で、市民アンケートでは、市内産農産物をよく購入している人の割合が減少しており、学校給食への供給拡大とあわせて直売所への出荷増に向けた取組が求められています。
市の取組	直売所や農業改良普及センター等と連携した栽培指導の強化により、農産物の品質向上や平準化を図るとともに、多品目の計画的作付けによる端境期対策を推進します。あわせて、市内の一般企業を対象に市内産農産物の需要量調査を行い、みのり農業協同組合などと連携し、販路開拓を推進します。また、学校給食や食育※の推進などの取組と連携しながら、市内産農産物の消費を拡大します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、地産地消の意識を高め、積極的に市内産農産物を購入します。 生産農家は、直売所や農業改良普及センターとの連携を密にし、計画的作付けと品質の高位平準化に取り組めます。 みのり農業協同組合は、商業施設や加工食品会社への農産物の直接販売を促進します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	産地表示された酒の銘柄数	加東市産山田錦を使用した酒の産地表示状況	銘柄	↑	—	26	43
①	加東市産山田錦の特等以上の等級割合	加東市産山田錦のうち特等以上の等級米が占める割合	%	↑	—	74.9	82.5
②	酒造好適米の作付面積	酒造好適米（山田錦、愛山など）の作付状況	ha	↑	—	1,248	1,273
②	「村米」制度取組地区数	「村米」制度により酒造好適米を蔵元と取引している地区の状況	地区	↑	—	18	19
③	ブランド認証品目	市内産農産物のブランド認証状況	件	↑	—	19	28
④	市内産農産物の直売所販売額	市内の直売所における市内産農産物の販売状況	千円	↑	—	223,344	296,274
④	学校給食の市内産農産物使用割合	学校給食における市内産農産物の使用状況	%	↑	8.3	14.7	18.0

◆関連する主要施策

- ・(30) 力強い農業経営の実現
- ・(32) 農村環境の整備等の推進
- ・(33) 鳥獣被害対策の推進
- ・(34) 商工業の振興
- ・(35) 観光の振興
- ・(36) 労働・雇用の促進
- ・(48) シティプロモーションの推進
- ・(58) 農地等の利用の最適化の推進

◆関連する個別計画

- ・地域農業活性化ビジョン
- ・果樹産地構造改革計画
- ・酪農生産近代化計画

◆用語解説

米の生産調整

米の生産過剰を回避するために打ち出された米の生産抑制策で、転作や休耕などによって生産段階で米の生産量を事前に調整すること。

「村米」制度

酒米生産地と特定の酒造会社との間で結ばれる酒米取引制度のこと。

ブランド認証

県では、県内産の農林水産物及びこれらを主原料として県内で製造された加工食品のPRや、食に対する不安感や不信感を取り除くため、「ひょうご食品認証制度」を定め、安全・安心で個性・特徴がある食品を「兵庫県認証食品」として認証しており、これをブランド認証としている。

食育

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	1 活力ある農業の実現
主 要 施 策	(32)農村環境の整備等の推進

◆将来あるべき姿

農業の生産基盤と農村の生活環境を一体的に整備することで、持続可能で安全・安心な農村環境が整っています。また、森林が良好に保全され、水源のかん養[※]など、市民生活に関わるさまざまな機能が持続されています。

◆協働の取組

①農村環境の整備	
現状と課題	ため池や用排水路などの農業用施設の老朽化が進むとともに、近年、全国各地で災害が頻発していることから、農業用施設の改修により、防災・減災対策を強化し、安定した農業経営や安全・安心な生活を確保する必要があります。
市の取組	ため池、用排水路等の計画的かつ効率的な改修により、防災・減災対策を実施することで、農業生産基盤を維持するとともに、災害に強い農村づくりを進めます。また、地域ぐるみで行うため池や用排水路等の農業用施設の管理活動を支援することで、地域資源 [※] の保全管理を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	・地域は、農業者だけでなく地域ぐるみでため池や用排水路等の農業用施設を維持管理します。

②農地基盤の整備	
現状と課題	農業の担い手が減少しており、農業の効率化が求められています。
市の取組	担い手への農地集約化の取組とあわせて、地域の実情に即した農地・農業利水施設を整備し、農業用施設の機能を向上させるとともに、ほ場整備を推進することにより、農業の効率化と生産性の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・地域は、地権者、耕作者等の意思のとりまとめを行い、ほ場整備を推進します。

③森林の保全	
現状と課題	林業生産のない本市では森林に対する関心が低く、森林のもつ多面的な機能への認識も低くなっています。また、近年、太陽光発電設備の整備による森林開発が進んでおり、森林のもつ機能を維持するため、適正に保全していく必要があります。
市の取組	違法伐採などの監視を行うとともに、森林法や条例に基づき、森林の保全に取り組みます。また、県と連携し、自然体験活動などを通して、保全管理の大切さを啓発することにより、森林のもつ水資源貯留や自然災害の防止、環境の保全など、市民生活に関わるさまざまな機能の維持に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、森林のもつ生活に関わるさまざまな機能を理解し、地域と協力して保全管理に努めます。また、森林開発の情報を積極的に市に提供します。 ・開発事業者は、法や条例を遵守し、環境への影響が少ない開発を心がけます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	ため池改修整備率	ため池の耐震改修状況【累計】	%	↑	0	14.9	40.4
①	農業用施設維持管理組織数	ため池や用排水路などの農業用施設の維持管理に取り組む協議会等の設置状況	組織	↑	62	75	77
②	ほ場整備※箇所数	ほ場整備の着手状況【累計】	箇所	↑	—	—	1
③	森林パトロール回数	森林監視員による森林パトロールの実施状況	回	↑	96	96	104

◆関連する主要施策

- ・(13) 地球環境の保全に向けた取組の推進
- ・(30) 力強い農業経営の実現
- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(40) 安全・安心で良好な住環境の形成
- ・(58) 農地等の利用の最適化の推進

◆関連する個別計画

- ・森林整備計画

◆用語解説

水源のかん養

水資源を蓄え、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させ水質を浄化する機能。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉えた総称。

ほ場整備

農地の区画の整形にあわせて用排水路や農道等を整備することにより、生産性の高い農地につくり変えることをいう。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	1 活力ある農業の実現
主 要 施 策	(33)鳥獣被害対策の推進

◆将来あるべき姿

地域住民の協力による効果的な防護対策により、鳥獣被害が減少し、農業者の生産意欲が回復することで、地域農業の生産性の安定と向上につながっています。

◆協働の取組

①有害鳥獣侵入防護対策の推進	
現状と課題	有害鳥獣 [※] の生息区域が広範囲にわたることから、防護柵の効果的な設置をはじめ、新たな手法の導入など、ハードとソフトの両面から総合的な対策を進めていく必要があります。
市の取組	有害鳥獣の生息区域を踏まえ、隣接市とも連携しながら、地域における効率的な防護柵設置を支援するとともに、ドローン [※] やICT [※] を活用した防護対策について研究します。また、農業者等を対象とした鳥獣被害対策セミナーを開催し、有害鳥獣の生態についての理解を深めることにより、被害の未然防止を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者等は、鳥獣被害対策セミナーを受講して有害鳥獣の生態を理解し、被害を未然に防止します。 ・地域は、地域間の協議により、効果的な防護柵設置を検討します。
②有害鳥獣捕獲対策の推進	
現状と課題	猟友会会員の減少や高齢化により、有害鳥獣捕獲体制の弱体化が進み、猟友会だけでは各地区から寄せられる全ての捕獲要望に対応することが困難になっています。また、有害鳥獣の個体数管理が不十分となり、被害エリアが年々拡大しています。
市の取組	猟友会の負担軽減のための地域と連携した捕獲活動の推進や、猟友会の後継者育成に向けた取組を進めることにより、有害鳥獣の捕獲体制の充実を図り、被害の減少に努めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域は、箱わなの点検など、猟友会が実施する有害鳥獣の捕獲活動を支援します。 ・猟友会は、関係機関や地域と連携して有害鳥獣の捕獲活動を実施します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	有害鳥獣侵入防護柵設置延長	有害鳥獣侵入防護柵の設置状況【累計】	m	↑	12,318	39,624	90,000
①	鳥獣被害対策セミナー受講者数	鳥獣被害対策セミナーの受講状況【累計】	人	↑	—	130	430
①②	鳥獣被害額	鳥獣による被害状況	千円	↓	—	3,191	2,100
①②	鳥獣被害報告件数	鳥獣による被害の報告状況	件	↓	—	411	260
②	有害鳥獣捕獲活動支援取組地区数	有害鳥獣の捕獲活動を支援する地区の状況【累計】	地区	↑	0	0	5

◆関連する主要施策

- ・(30) 力強い農業経営の実現
- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(58) 農地等の利用の最適化の推進

◆関連する個別計画

- ・地域農業活性化ビジョン
- ・鳥獣被害防止計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

有害鳥獣

人畜や農産物などに被害を与える野生動物のこと。

ドローン

遠隔操作や自動制御によって無人で飛行できる航空機のこと。軍事目的のほか、農業散布、災害状況の調査、空撮などに用いられる。

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、IT（情報技術）に、情報通信を表す Communication（コミュニケーション）を加えたものをいう。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	2 商工業・観光産業の活性化と雇用対策の充実
主 要 施 策	(34)商工業の振興

◆将来あるべき姿

商工業振興基本条例の基本理念に基づき、事業者自らの自助努力や創意工夫とともに、市や商工団体、事業者が連携・協力し、市民の理解を得ながら商工業の振興を図ることにより、企業間連携による地域経済の好循環や後継者・創業者の育成が促進され、商工業が活性化しています。

◆協働の取組

①経営基盤の安定化と事業承継支援	
現状と課題	商工会による調査では、市内事業者の4割以上が事業の継続・展開に手詰まり感を感じており、また、後継者やその候補者が決まっていない、又は自分の代で廃業予定の事業者が全体の4割以上を占めています。
市の取組	市や事業者、商工団体、金融機関で構成する商工業振興協議会を設置し、販路開拓や人材育成、技術の継承などの支援施策を展開することで、事業者の経営基盤の安定化と事業承継の円滑化を図ります。また、金融機関等からの市場動向分析結果や各種情報提供機関からの最新情報を速やかに市内事業者に提供できる仕組みづくりを検討します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、積極的に市内で商品を購入するとともに、商工業活性化イベントに参加します。 ・事業者は、事業計画書の策定とその実行に取り組み、事業の持続的発展を図ります。 ・商工会は、市と連携し、事業者の成長段階に適した経営強化や事業承継を支援します。

②創業支援の充実	
現状と課題	産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受け、創業支援に取り組んでいますが、事業構想が不十分なため創業に至らないケースが発生しています。また、創業件数は増加傾向にあるものの、創業から安定期に入るまでの段階で経営が不安定になるケースが発生しています。
市の取組	商工会や金融機関、大学と連携し、創業希望者の掘り起しに努めるとともに、専門家の派遣や販路開拓等について支援することで、創業後の安定期へのスムーズな移行を促進します。あわせて、創業希望者と空店舗や空地とのマッチングや助成制度等の案内などにより、安心して創業し、継続できる仕組みを構築します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者は、創業塾等を活用し、創業に必要な基礎知識を修得します。 ・創業者は、販路開拓に努め、事業計画を見直すことで、事業の早期安定を図ります。 ・商工会は、市と連携し、セミナー等の開催を通して、創業希望者の掘り起こしを行い、事業計画書の作成を促すとともに、創業後もフォローを継続することで、事業の早期安定に向けた支援を行います。

③企業誘致と操業継続支援等の充実	
現状と課題	市内の工業団地用地は完売しましたが、企業誘致は新たな雇用の創出に欠かせないことから、引き続き取り組むことが重要です。また、操業中の事業者に対しても、安定した操業のための支援を継続する必要があります。加えて、第4次産業革命時代の到来や国の新産業構造ビジョンを踏まえ、従来から培った技術に新技術を融合する産業の高度化や新産業の創出が求められています。
市の取組	工場等を新增設した事業者に対して固定資産税等相当額を交付する奨励金制度を継続運用しながら、公共用地などの既存ストックを有効に活用した企業誘致等を推進するとともに、地域の特性を活かせる成長性の高い産業分野の見定めなど、新たな工業団地用地の創出実現に向けて取り組みます。また、操業中の事業者に対する水道料金の一部助成を継続実施するとともに、企業間におけるビジネス連携や異業種交流を支援することにより、産業の高度化や新産業の創出を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、自助努力による収益性の向上により、安定した操業を維持します。 ・地域は、新たな産業の受け入れに協力します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	経営革新計画※承認支援 件数	作成を支援した経営革新計画 の県知事による承認状況【累 計】	件	↑	—	52	82
②	創業者件数	市内における創業の状況【累 計】	件	↑	—	—	75
②	創業者の継続操業件数	上記創業者の継続操業の状況	件	↑	—	—	46
③	企業誘致件数	公共用地などの既存ストック への企業誘致件数（契約ベー ス）【累計】	件	↑	—	—	2

◆関連する主要施策

- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(35) 観光の振興
- ・(36) 労働・雇用の促進
- ・(48) シティプロモーションの推進
- ・(49) にぎわいと活力があふれるまちづくり

◆関連する個別計画

- ・創業支援事業計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

経営革新計画

中小企業者が、新商品の開発・生産、新役務の開発・提供、新たな生産・販売方式の導入等の新たな事業活動を行い、経営の向上を図るためのビジネスプランをいう。県知事の承認を受けることで、低利融資などのさまざまな支援措置を受けることができる。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	2 商工業・観光産業の活性化と雇用対策の充実
主 要 施 策	(35)観光の振興

◆将来あるべき姿

豊かな自然や貴重な歴史遺産など、恵まれた地域資源^{*}を活かした周遊性のある観光の推進により、交流人口^{*}が増加し、観光産業が活性化しています。

◆協働の取組

①観光資源の育成・活用	
現状と課題	年間 300 万人以上の観光客が本市に訪れていますが、その多くを占めるゴルフ場利用者はゴルフ人口の減少に伴い、今後減少していくことが見込まれます。また、情報発信や観光資源の連携が十分でないことなどから、1 箇所に留まる観光が中心となっており、観光資源間の周遊性を踏まえた新たな取組が必要です。
市の取組	観光振興の主要な担い手である観光協会の主体的な取組を支援するとともに、観光情報発信拠点の整備について検討を進めます。また、ゴルフ協会や観光協会と連携し、ゴルフ産業のさらなる振興を図るとともに、本市ならではの着地型観光 [*] の開発や近隣市町との連携による広域的な観光ルートの形成に取り組むことで、周遊性のある観光を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、観光イベント等に積極的に参加するとともに、SNS[*]等を通して市の魅力を発信します。 ・観光ボランティアは、会員の増加を図り、本市の魅力発信やおもてなしの質の向上に取り組みます。 ・観光協会は、観光振興や観光産業の活性化に主体的に取り組めます。 ・ゴルフ協会は、ゴルフ産業の活性化に主体的に取り組めます。 ・観光事業者[*]は、相互に連携し、周遊的な観光のPRに努めます。 ・市民や地域、事業者等は、観光客をもてなします。

②観光資源の創出と再生	
現状と課題	多くの観光地では新たな魅力を見いだせないまま、利用客が年々減少しており、再生に向けた取組とあわせて、地域資源を活かした新たな観光資源の創出に取り組む必要があります。
市の取組	三草山などの登山ルートの再整備や、闘竜灘、東条湖などの観光資源の再生を行うとともに、歴史探索をはじめ、多角的な視点から地域資源の新たな価値を見出すことにより、観光資源の創出を目指します。また、やしろ鴨川の郷などの指定管理施設の計画的な改修や適切な維持管理により、利用者の利便性向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域、観光事業者は、観光資源の創出や維持・再生に協力します。 ・市民は、観光資源についての理解と愛着を深めます。 ・観光協会は、創出・再生した観光資源をもとにツアーを企画するなど、観光客の増加に取り組めます。

③多様化する観光ニーズへの対応	
現状と課題	外国人観光客に対する観光案内をはじめ、多様化する観光ニーズへの対応が求められています。
市の取組	ホームページや観光看板、パンフレットなどの外国語表記を含めた内容の充実を図るとともに、公共施設等において無料公衆無線LANサービスを提供します。また、観光事業者と連携し、滞在型の外国人観光客の誘致に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域は、外国人観光客をもてなします。 ・観光事業者は、無料公衆無線LANの運営や外国語表記などに努めます。 ・観光協会は、外国人に向けた情報発信を行います。 ・産業観光[*]事業者[*]は、積極的に外国人観光客を受け入れ、もてなします。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①② ③	観光振興の取組に対する満足度	市民アンケートにおいて、観光振興についての取組を満足と感じる市民の割合（「普通」を除く。）	%	↑	9.7	6.4 2017(H29)	10.0
①② ③	案内したい観光地がある市民の割合	市民アンケートにおいて、知人などに案内したいと思う観光地があると思う市民の割合	%	↑	49.0	37.7 2017(H29)	50.0
①② ③	観光客入込数	兵庫県観光客動態調査における市を訪れる観光客の状況	千人	↑	3,168	3,357	3,557
①② ③	市ホームページ（観光）閲覧数	市のホームページにおける観光情報の閲覧状況	件	↑	—	12,600	25,000

◆関連する主要施策

- ・(8) 市民文化の創造の促進
- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(34) 商工業の振興
- ・(48) シティプロモーションの推進

◆関連する個別計画

- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン
- ・公共施設等総合管理計画

◆用語解説

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉えた総称。

交流人口

その地域を訪れる（交流する）人のこと。

着地型観光

観光客を受け入れる地域が開発する観光プログラムで、参加者が現地集合、現地解散する新しい観光の形態のことをいう。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスをいう。

観光事業者

観光事業を営む事業者をいう。

産業観光

歴史的・文化的に価値のある施設や産業製品を通してものづくりにふれることを目的とした観光をいう。

産業観光事業者

産業観光で訪れる旅行者を受け入れる事業者をいう。

政 策	V 地域産業が躍動する活力あふれるまち
施 策	2 商工業・観光産業の活性化と雇用対策の充実
主要施策	(36)労働・雇用の促進

◆将来あるべき姿

地域産業の活性化とあわせて、市民の就労環境を充実させることで、生活と調和していきいきと働いています。

◆協働の取組

①就労環境の充実	
現状と課題	有効求人倍率 [※] が 1.0 倍を超え、雇用情勢が改善する中、人手不足が顕在化しており、労働環境や就労時間の見直し等に加えて、結婚・出産を機に離職した女性や高齢者の労働参加の促進など、労働力の確保が求められています。
市の取組	就労相談窓口において、ハローワークと連携し、直近の雇用情報を的確に提供するとともに、女性向けの就労支援セミナーの開催や社・滝野児童館における相談窓口の新設など、子育て世代の女性に対する就労支援を強化し、女性の労働参加を促進します。また、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の労働参加を促します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・求職者は、雇用情報を収集するとともに、就労に必要な知識や技能の向上に努めます。 ・ハローワークは、市が行う求人情報などの発信に協力します。 ・事業者等は、労働環境や就労時間の見直し等の検討を行い、働きやすい環境をつくれます。

②地元就労の促進	
現状と課題	進学等で市外へ転出した若い世代の多くが、地元事業所等についての情報不足などから、地元就職に結びついていません。市の人口減少対策や活力維持の観点からも、若い世代の市内への就職を促進することが重要です。
市の取組	ハローワークと連携しながら、就職面接・相談会の開催などにより、市内事業所等の魅力や求人などの情報を発信し、若い世代への就労支援や市内事業所等の人材確保を支援します。また、市内事業所等との連携により、インターンシップ [※] や工場施設見学会などの機会を確保することで、U J I ターン [※] による就職を促進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、積極的に市内事業所等の情報を収集します。 ・商工会は、若い世代と市内事業所等との情報交流の機会をつくれます。 ・ハローワークは、市が行う求人情報などの発信に協力します。 ・事業者は、職場相談会やインターンシップ等の職場体験の受入により、人材の確保に取り組みます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	就労相談窓口の相談件数	就労に関する相談窓口における相談状況	件	↑	90	557	772
①	女性向け就労支援セミナーの受講者数	女性向けの就労支援セミナーの受講状況【累計】	人	↑	—	—	220
②	雇用の確保の取組に対する満足度	市民アンケートにおいて、就労機会の拡大による安定した雇用の確保の施策に満足している市民の割合	%	↑	55.1	64.6 2017(H29)	70.0

◆関連する主要施策

- ・(6) 幼児教育と保育サービス等の充実
- ・(19) 男女共同参画社会の推進
- ・(26) 障害者・要援護者福祉の充実
- ・(30) 力強い農業経営の実現
- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(34) 商工業の振興
- ・(48) シティプロモーションの推進
- ・(49) にぎわいと活力があふれるまちづくり

◆関連する個別計画

- ・男女共同参画プラン

◆用語解説

有効求人倍率

全国の公共職業安定所に申し込まれている有効求職者数に対する有効求人数の割合のこと。有効求人数を有効求職者で除した値。有効求人（求職）数とは、前月から繰り越された求人（求職）数と当月の新規求人（求職）数を合計したものの。

UJIターン

大都市の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

インターンシップ

学生に就業体験の機会を提供する制度。在学中に実際に企業に赴かせ、一定期間職場体験を積むための実習制度。

政 策	Ⅵ 豊かで快適な暮らしを支える都市基盤が整備されたまち
施 策	1 都市基盤の整備充実
主 要 施 策	(37)安全・快適で機能的な道路整備等の推進

◆将来あるべき姿

市民の快適な生活を支える道路環境・ネットワークの充実により、地域間だけでなく広域的な交流や産業の発展が促進され、通勤・通学の利便性や安全性が向上しています。

また、公園や緑地の保全・充実により、自然や緑を身近に感じる安心で憩える空間が維持されています。

◆協働の取組

①道路施設の適切な維持管理の推進	
現状と課題	道路や橋梁、交通安全施設などの老朽化が進む中、計画的かつ効率的な修繕・補修を行っていくためには、長寿命化を踏まえた予算の平準化とコストの縮減が重要になります。また、道路の管理延長が増加していることから、市民等の協力による管理体制により、持続可能で安全・快適な道路環境を確保する必要があります。
市の取組	道路や橋梁、交通安全施設などの状況を的確に把握し、計画的かつ効率的に修繕・補修することにより施設の長寿命化を図るとともに、アドプトプログラム [※] などによる活動主体との役割分担により、道路などの周辺美化を推進し、安全で快適な道路環境を確保します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、道路等の破損箇所や危険箇所を発見した際は、速やかに市へ連絡します。 ・市民や地域、市民グループ、学校、事業者等は、周辺道路や自ら利用する道路などの清掃や美化活動に取り組みます。

②安全で快適な道路施設の整備推進	
現状と課題	幅員狭小路線の拡幅や通学上の危険が予想される箇所への対応など、道路交通の安全性や快適性を確保するために、各路線の役割や優先度を踏まえて計画的に道路等を整備する必要があります。
市の取組	対象路線の状況を的確に把握し、優先度の高い道路等から計画的に整備します。あわせて、地区（自治会）が行う生活道路の整備などを支援することにより、安全に通行し、快適に生活できる道路等の整備を推進します。また、警察、PTA、その他関係機関で構成する通学路安全推進会議において合同点検を行い策定した「加東市通学路交通安全プログラム」を基に、通学路の安全確保を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者は、道路整備事業を理解するとともに、用地確保や物件移転に協力します。また、通学路安全推進会議に参加し、通学路の安全確保のため継続的に合同点検を行います。

③道路の体系的整備の促進	
現状と課題	東西に中国縦貫自動車道と国道372号、南北に国道175号が走り、これらが主要地方道とつながるなど、広域的な道路ネットワークが形成されていますが、より一層円滑で機能的な道路体系の構築に向けて、国道や県道との機能分担や接続を踏まえ、都市計画と連動した道路ネットワークの整備を推進する必要があります。
市の取組	社地域と滝野地域を結ぶ都市計画道路滝野梶原線や（仮称）社西部線の整備を進めるとともに、神戸方面へのアクセスとして、南北を結ぶ高規格道路ネットワークの整備に向け、先進地の事例も含め調査・研究を進めます。あわせて、広域的な観点を踏まえた、各拠点や主要施設、各地域を結ぶ、機能的で安全な道路ネットワークの整備構想を策定します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者は、道路整備事業を理解するとともに、用地確保や物件移転に協力します。

④公園・緑地の保全・充実	
現状と課題	市民アンケートでは、公園や緑地に関する満足度が高いという結果となっていますが、公園施設の老朽化が進む中、長寿命化を踏まえた適切な維持管理を行うとともに、子どもから高齢者まで、気軽に利用できる地域性に配慮した公園に改良し、市民満足度を維持・向上させていくことが重要です。
市の取組	公園や緑地を計画的かつ効率的に維持管理するとともに、利用者ニーズの把握により施設の充実に努め、自然や緑を身近に感じる安心で憩える空間を維持します。また、土地区画整理事業*等による新たな開発等においては、公園や緑地の整備を促進します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、公園利用のマナーを守ります。また、施設の破損箇所を見つけたときは、市に連絡します。 ・市民や地域、事業者は、周辺の公園・緑地の清掃や美化活動に取り組みます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①② ③	道路の整備に対する満足度	市民アンケートにおいて、交通渋滞の解消や道路の整備状況を、満足と感じる市民の割合	%	↑	76.0	71.1 2017(H29)	77.0
①	アドプトプログラムの参加地区（自治会）・団体数	アドプトプログラムへの地区（自治会）・団体の参加状況	地区・団体	↑	—	27	33
②③	道路改良率*	市道の改良状況【累計】	%	↑	46.0	53.3	53.6
③	都市計画道路滝野梶原線道路整備事業進捗率	都市計画道路滝野梶原線道路整備事業の進捗状況（事業費ベース）【累計】	%	↑	0.6	58.5	100.0 2020(H32)
④	公園の整備に対する満足度	市民アンケートにおいて、公園の整備に満足している市民の割合	%	↑	—	72.1 2017(H29)	77.0

◆関連する主要施策

- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(49) にぎわいと活力があふれるまちづくり

◆関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン
- ・道路橋長寿命化修繕計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン
- ・公園長寿命化修繕計画

◆用語解説

アドプトプログラム

地域や団体が自主的に道路・公園など公共の場所で、定期的に清掃・美化活動を行うボランティア制度をいう。

土地区画整理事業

土地区画整理法により、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業のこと。

道路改良率

既存の道路を改めて整備することや新たに利用者が通行しやすい道路を新設することを道路改良といい、道路改良済の延長を市が管理する道路の総延長で除して得た率を道路改良率という。なお、2015（平成27）年4月1日現在における全国平均の道路改良率は、58.6パーセントとなっている。

政 策	Ⅵ 豊かで快適なくらしを支える都市基盤が整備されたまち
施 策	1 都市基盤の整備充実
主 要 施 策	(38)河川改修等の推進

◆将来あるべき姿

加古川河川改修をはじめ、その他河川の適正な維持管理により、流域の人々の洪水被害に対する不安が軽減されています。

◆協働の取組

①加古川河川改修の促進	
現状と課題	市内を流れる加古川沿いの地域では、これまで度重なる洪水被害を受けてきており、戦後最大の洪水被害をもたらした 2004 (平成16)年台風23号災害においては、約180戸もの家屋が浸水するなど甚大な被害が発生しました。今後起こりうる洪水被害を軽減するため、加古川河川改修の早期完成に向けた取組が必要です。
市の取組	関係する地域や事業者、関係機関との円滑な調整・協議を行うなど、流域一体となった川づくりを進めることにより、国土交通省が実施する加古川河川改修事業による用地取得や築堤・護岸工事の一層の進捗を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者は、加古川河川改修事業を理解するとともに、用地確保や物件移転に協力します。

②河川の適正な維持管理の推進	
現状と課題	市が管理する河川は、整備からの長い年月の経過により、構造物の老朽化や土砂堆積などが進行しており、機能管理や安全対策などの観点から、今後も適正に維持管理を行う必要があります。
市の取組	対象河川の状況を的確に把握し、優先度の高い箇所から計画的に対応します。また、国・県管理河川については、監視強化や早期対応に向けて随時要望を行います。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、施設の破損箇所や土砂堆積箇所を見つけたときは、市に連絡します。 ・市民や地域、事業者は、周辺河川の環境美化に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	加古川河川改修事業用地取得進捗率	加古川河川改修事業（滝野地区・大門地区）に係る用地取得契約の締結状況【累計】	%	↑	—	28.0	90.0
①	加古川河川改修事業堤防整備進捗率	加古川河川改修事業（滝野地区）に係る堤防の整備状況【累計】	%	↑	—	0	60.0

◆関連する主要施策

- ・(56) 消防・防災力の充実強化

◆関連する個別計画

- ・加古川水系河川整備計画（国土交通省近畿地方整備局）

◆用語解説

政 策	Ⅵ 豊かで快適なくらしを支える都市基盤が整備されたまち
施 策	1 都市基盤の整備充実
主 要 施 策	(39)持続可能な都市基盤整備の推進

◆将来あるべき姿

地域特性に応じた秩序ある土地利用の推進をはじめ、各拠点をネットワークでつなぐ効率的かつ効果的な都市構造の創造により、持続可能な都市基盤の整備が進んでいます。

また、土地利用などの根幹となる地籍調査^{*}の成果が、土地に関するさまざまな施策などに有効に活用されています。

◆協働の取組

①集約と連携による都市構造の創造	
現状と課題	人口減少や少子高齢化の進行による地域活力の低下が懸念される中、居住の拡散により、市内の一部では低密度な居住地が形成されている状況であることから、限られた資源を効率的かつ効果的に投資することにより、持続可能なまちづくりを進めることが必要です。
市の取組	地域特性に応じた都市機能や生活機能等を集約する場所を「拠点」として位置付け、利便性の高い公共交通サービスの確保や道路などのインフラの計画的な整備によって、拠点と拠点などを道路や地域公共交通で結びネットワーク化（連携）する多極ネットワーク型の都市構造 [*] の確立に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者は、市と連携し、一体となって都市構造を創造します。

②まちの拠点形成の推進	
現状と課題	中心市街地は、高度な都市機能が集積する本市の顔にふさわしい役割が求められています。また、商店街では、空店舗が増加しており、活性化や防災対策上の課題を抱えています。
市の取組	中心市街地におけるやしろショッピングパークB i o周辺について、まちの拠点にふさわしいエリアとして、拠点機能の充実などの取組を踏まえ、用途地域 [*] の見直しや市街化区域への編入など、効果的な土地利用の推進に取り組みます。また、空店舗や狭隘（きょうあい）な道路が多い商店街の活性化や防災対策について検討します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者は、土地利用の推進について理解します。

③良好な市街地の形成	
現状と課題	既存市街地において、多くの都市的低・未利用地 [*] や空家等が存在するエリアがあり、利活用や宅地化誘導に向けた取組が必要となっています。また、加古川河川改修事業により減少する市街地の確保に向けた取組が必要です。
市の取組	既存市街地における既存ストックを活かした住宅・宅地供給や都市的低・未利用地の有効利用を推進することにより、利便性の高い住環境の整備に努めるとともに、定住を促進します。また、加古川河川改修事業により減少する市街地に代わる新たな市街地を、土地区画整理事業 [*] と民間開発の適切な誘導により効率的・効果的に創出します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、創業者や移住者が空家等を積極的に活用できるよう意識改革に取り組みます。 ・市民や地域、事業者は、土地利用の推進について理解するとともに、用地確保や物件移転に協力します。 ・地域は、新たな住民を受け入れる意識の醸成や環境整備に取り組みます。 ・事業者は、地域住民の理解に努め、開発を行います。

④地域特性に応じた土地利用の推進	
現状と課題	市街化調整区域 [*] などでは、多くの地域で人口が減少しており、今後も進行することが予想されます。これまでも特別指定区域（新規居住者）制度 [*] の導入推進に努めてきましたが、導入に至った地域はないことから、制度導入の推進強化をはじめ、持続可能な地域の維持・形成に向けた取組を進めることにより、地域活力を維持させることが必要です。
市の取組	地域と共に特別指定区域（新規居住者）制度や地区計画 [*] の活用を推進するとともに、市街地周辺地域での環境維持・保全に配慮した開発など、地域の実情を踏まえたメリハリのある土地利用を推進し、自然と調和した、農業的土地利用と都市的土地利用の共生に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、土地利用制度の理解に努め、地域の将来像について積極的に考えます。 ・地域は、新たな住民を受け入れる意識の醸成に努めます。また、主体となって住民総意の土地利用計画に基づく地域づくりに取り組みます。 ・事業者は、地域住民の理解に努め、周辺環境に配慮した開発行為を行います。

⑤土地利用等の基盤整備	
現状と課題	市内においては地籍※が整理されていない地域があり、土地に関する紛争の未然防止、公租公課の公平化、災害発生時の復旧への活用や、土地取引をはじめとする土地利用を推進する上において、未整理地域の地籍を明確化する必要があります。
市の取組	地籍調査を計画的に実施し、土地利用をはじめ、土地に関するさまざまな施策などへの寄与・活用を図ります。あわせて、土地区画整理事業の事業促進を支援することにより、宅地利用の増進を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者や地域は、地籍調査における現地立会等に協力します。 ・土地区画整理事業組合員と理事会は、土地取引の情報を共有するとともに、協力して意欲的に保留地の販売に取り組みます。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34) 2020(H32)
①②	DID※（人口集中地区）の有無	人口集中地区の維持状況	-	→	無	有	有
②	市街化区域編入実績	やしろショッピングパーク B i o 南側区域の市街化区域編入に向けた取組状況	-	↑	—	—	有
③	新たな市街地形成取組実績	土地区画整理事業実施に向けた取組（地元協議）状況	-	↑	—	—	地元協議完了
④	特別指定区域（新規居住者）制度活用による住宅新築件数	特別指定区域（新規居住者）制度活用による住宅の新築状況【累計】	件	↑	0	0	20
⑤	地籍調査実施率	未実施地区における地籍調査の実施状況【累計】	%	↑	0	13.8	20.7
⑤	土地区画整理事業の保留地販売率	天神東栢鹿谷土地区画整理事業における一般保留地の販売状況【累計】	%	↑	53.8	66.4	90.8

◆関連する主要施策

- ・(13) 地球環境の保全に向けた取組の推進
- ・(14) 良好な生活環境等の確保に向けた取組の推進
- ・(32) 農村環境の整備等の推進
- ・(37) 安全・快適で機能的な道路整備等の推進
- ・(40) 安全・安心で良好な住環境の形成
- ・(41) 上水道事業の充実
- ・(42) 下水道事業の充実
- ・(45) 効率的で効果的な交通サービスの実現
- ・(48) シティプロモーションの推進
- ・(49) にぎわいと活力があふれるまちづくり

◆関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン
- ・住生活基本計画（住宅マスタープラン）
- ・地域公共交通網形成計画

◆用語解説

地籍調査

主に市が主体となって、一筆ごとの土地所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量することをいう。

多極ネットワーク型の都市構造

都市機能や生活機能を集約した複数の拠点が存在し、拠点と拠点などが道路ネットワークや地域公共交通ネットワークなどで結ばれた都市構造（造語）をいう。

用途地域

都市計画法に定められた制度であり、地域ごとに建てられる建築物の種類や大きさを定めるもので、住居系や商業系、工業系の3つの区分により、12種類に分類される。

都市的低・未利用地

市街地内において、空地や空家のように長期間にわたり利用されていない「未利用地」と資材置場や青空駐車場のよう利用の程度が低い「低利用地」の総称。

土地区画整理事業

土地区画整理法により、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業のことをいう。

市街化調整区域

都市計画法により定められた都市計画区域の一つで、自然環境や農地などを保全するとともに、無秩序な開発を防ぐために、市街化を抑制すべき地域のこと。

特別指定区域（新規居住者）制度

県の都市計画法施行条例に定められた、市街化調整区域内の居住者の減少に対処する必要がある集落において、新規居住者の住宅を建築できる制度をいう。

地区計画

都市計画法に定められた制度であり、地域住民を主体とし、その合意形成により地域特性に応じたきめ細やかな建築物の制限を定めることができる都市計画をいう。

地籍

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界の位置、面積等の情報の中で「土地に関する戸籍」ともいわれている。

D I D

人口集中地区（Densely Inhabited District）は、国勢調査において、人口密度4,000人/K㎡以上の基本単位区等が互いに隣接し、隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地域をいう。

政 策	VI 豊かで快適な暮らしを支える都市基盤が整備されたまち
施 策	1 都市基盤の整備充実
主 要 施 策	(40)安全・安心で良好な住環境の形成

◆将来あるべき姿

災害に強く、人や環境にやさしい住まいづくりの促進をはじめとする良好な住環境の形成により、安全・安心な住生活が実現しています。

◆協働の取組

①安全で安心な住まいづくり

現状と課題	大規模地震などの自然災害に対する被害軽減を図るとともに、自然環境や住環境に配慮するため、まち全体において、災害などに強く、人や環境にやさしい住まいづくりをより一層促進する必要があります。
市の取組	住まいの耐震診断・耐震改修の促進や長期優良住宅 [※] の認定推進などにより、個々の住宅性能を高めるとともに、防災・防犯対策などにより住宅地の安全性の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、対象となる住宅の簡易耐震診断[※]を積極的に受診します。また、住宅の耐震化やバリアフリー化、環境共存住宅への転換に努めます。 事業者は、積極的に県の簡易耐震診断員の認定を受け、市の簡易耐震診断員名簿への登録に努めます。また、防災・防犯や環境性能の高い、安全で安心な住宅を供給します。

②空家等の適切な管理と利活用の推進

現状と課題	少子高齢化や家族形態の変化により空家等が増加しており、今後、管理不全の空家等 [※] の増加が予想されることから、適切な管理に向けた取組をより一層推進する必要があります。あわせて、まちの景観や活力を維持していくためには、空家等の有効な利活用が重要になります。
市の取組	管理不全の空家等の所有者や管理者に対して、適切な管理や利活用についての助言、指導などの必要な措置を講じるとともに、地域との連携強化や相談窓口の充実などにより、管理不全の空家等の増加抑制に取り組みます。さらに、空家バンク [※] の利用希望者への情報提供や、居住に必要な改修工事費の一部助成などにより、空家等の利活用を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 所有者や管理者は、空家等を適切に管理するとともに、空家バンクの活用に努めます。 地域は、空家等の情報を市と共有し、連携・協力して問題解決に取り組みます。 事業者は、空家等の利用希望者と所有者とのマッチングに努めます。

③住宅取得支援による定住・移住促進

現状と課題	人口減少や少子高齢化が進む中、地域活力を維持していくためには、若い世代の定住・移住を促進することが重要であり、定住・移住希望者への支援策を充実させていく必要があります。
市の取組	本市に定住・移住しようとする働く世代や新婚生活者に対して、住宅の取得などを支援するとともに、定住・移住促進のための新たな支援策について検討します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 定住・移住希望者は、支援制度を積極的に活用します。 事業者は、支援制度を定住・移住希望者に積極的にPRします。

④市営住宅の適正管理

現状と課題	市営住宅の老朽化が進む中、住宅セーフティネット [※] としての役割を果たすため、施設を適切に管理するとともに、民間活力の活用による効率的な住宅提供や管理運営について検討する必要があります。
市の取組	施設の適正配置や、計画的な建替えや修繕による施設の長寿命化とともに、指定管理者制度 [※] の導入や家賃補助による民間賃貸住宅の有効活用に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 入居者は、市営住宅等を適正に使用します。 事業者等は、優良な住宅を提供するとともに、専門性を活かし市営住宅の適切な管理運営に携わりま す。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	耐震診断や耐震補強済の住まいの割合	市民アンケートにおいて、耐震診断や耐震補強を行っている住まいの割合	%	↑	23.9	29.4 2017(H29)	35.4
②	管理不全空家等の件数	管理不全の空家等の状況	件	↓	—	68 2017(H29)	18
②	空家等利活用件数	空家バンクの利用による空家等の利活用の状況【累計】	件	↑	—	—	12
③	住宅取得等補助件数	補助制度による働く世代や新婚生活者に対する住宅取得等支援状況【累計】	件	↑	—	3	40
④	住宅家賃補助件数	選考により市営住宅に入居できない市民の民間賃貸住宅への入居（家賃補助）状況【累計】	件	↑	—	—	10
④	市営住宅の指定管理施設割合	市営住宅の指定管理者制度導入状況（導入施設の割合）	%	↑	—	—	56.8

◆関連する主要施策

- ・(14) 良好な生活環境等の確保に向けた取組の推進
- ・(28) 介護保険制度の健全かつ円滑な運営
- ・(29) 地域包括ケアの推進
- ・(32) 農村環境の整備等の推進
- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(53) 適正な財産管理と契約事務の推進

◆関連する個別計画

- ・住生活基本計画（住宅マスタープラン）
- ・空家等対策計画
- ・耐震改修促進計画
- ・公共施設等総合管理計画
- ・市営住宅長寿命化計画

◆用語解説

長期優良住宅

長期に使用するための構造や設備、一定面積以上の住戸面積を有し、居住環境等の配慮や維持保全の期間や方法を定めている、長期にわたり良好な状態で使用できる住宅として、国の定める基準を満たしているものをいう。長期優良住宅として認定を受けることにより、減税などの優遇を受けることができる。

簡易耐震診断

1981（昭和56）年5月31日以前に着工された住宅を対象として、耐震診断を希望する住宅所有者の求めに応じて、市から「簡易耐震診断員」を派遣して調査・診断を行うもの。

管理不全の空家等

適切な管理が行われず、保安、衛生、景観上などで、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれのある空家等をいう。

空家バンク

市内の空家を「売りたい・貸したい・何とかしたい」方から物件情報を集め、「買いたい・借りたい・活用したい」方へ情報提供するための制度をいう。

住宅セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として行う住宅に困窮する世帯に対する住宅施策のことで、災害時の対応、緊急時の対応や所得が低い方、高齢者等への対応など、民間賃貸住宅では対応できない方に安全な住まいを提供するもの。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人その他の団体に、包括的に代行させることができる制度をいう。

政 策	Ⅶ 安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち
施 策	1 上下水道事業の充実
主 要 施 策	(41)上水道事業の充実

◆将来あるべき姿

公営企業としての経営原則を踏まえ、上水道事業を健全に経営し、安全でおいしい水を安定して供給することにより、市民が安心して使用でき、快適なくらしが維持されています。

◆協働の取組

①上水道の安定供給	
現状と課題	安全でおいしい水を安定的に供給するためには、老朽化が進む水道施設の耐震化（強靱化）を推進し、災害に強い水道を構築するとともに、水質管理の充実・強化を図る必要があります。
市の取組	集中監視システムを活用し、水質検査や施設の運転管理などの維持管理業務を適切に行うとともに、計画的に浄水場の統合や基幹管路の耐震化（強靱化）を実施するなど、長寿命化を踏まえた必要な施設整備を進め、安全でおいしい水を安定して供給します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や事業者は、ライフラインとしての上水道の重要性を理解し、安定供給を確保するため、水を大切に使います。

②水道事業の健全経営の維持	
現状と課題	水道事業は、健全な経営状態にありますが、今後の人口減少などにより料金収入の減少が予想されることに加えて、将来的に施設の更新や耐震化など多額の投資が必要となることから、事業の効率化や収益確保などにより健全経営を維持していく必要があります。
市の取組	国庫補助金を活用した施設の統廃合や更新、民間委託の推進などによる事業運営の効率化により、コストの縮減と費用の平準化を図ります。あわせて、主要財源である水道料金の収納率向上や適切な料金体系の設定により、健全経営を維持します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や事業者は、上水道の重要性を認識し、水道料金を納期限内に納付します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	上下水道などの整備の満足度	市民アンケートにおいて、上下水道などの整備状況を、満足と感じる市民の割合	%	↑	80.8	79.0	90.0
①	水道管（基幹管路）耐震化率	水道管（基幹管路）耐震化の進捗状況【累計】	%	↑	—	15.3	40.7
①	浄水場施設数	浄水場施設の統合状況	施設	↓	3	3	2
②	水道事業経常収支比率 [※]	水道事業の健全化の状況（経常費用に対する経常収益の割合）	%	↑	102.3	120.7	121.0
②	水道事業自己資本構成比率 [※]	水道事業の健全化の状況（負債及び資本に占める自己資本の割合）	%	→	95.8	96.1	96.1
②	水道料金の収納率	水道料金の収納状況（合計収納率 [※] ）	%	↑	96.4	96.1	96.9

◆関連する主要施策

- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(42) 下水道事業の充実

◆関連する個別計画

- ・公共施設等総合管理計画
- ・上下水道ビジョン
- ・水道事業経営戦略
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

経常収支比率

経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）が経常収益（料金収入など）でどの程度賄われているかを見る指標で、企業の財政状態の健全性を示すもの。100パーセント以上であれば単年度収支が黒字であることを意味する。

自己資本構成比率

総資本（負債＋資本）のうち、どの程度自己資本が占めているかを表す指標で、企業経営の安定度を示すもの。建設資金の多くを企業債により調達している事業は、自己資本比率が低くなる。

合計収納率

現年分と滞納繰越分（過年の未収分）の合計額に対する収納割合。

政 策	Ⅶ 安全でおいしい水と快適な生活環境が持続されたまち
施 策	1 上下水道事業の充実
主 要 施 策	(42)下水道事業の充実

◆将来あるべき姿

公営企業としての経営原則を踏まえ、下水道事業を健全に経営し、適切に下水道を整備・更新することにより、公共用水域の水質が保全され、快適な生活環境が維持されています。

また、雨水排水施設の整備などにより、浸水被害が軽減されています。

◆協働の取組

①下水道の安定処理	
現状と課題	快適な生活環境の形成を目的として集中的に下水道整備を進めてきたことにより、今後、下水道施設の老朽化が集中することから、その対策が急務になっています。
市の取組	長寿命化を踏まえた下水道施設の計画的な整備と適切な維持管理により、快適な生活環境を維持します。また、老朽化が進む施設の統廃合を進めるとともに、水洗化や不明水対策に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、下水道の正しい使用方法を守って、異物などを流さないようにします。 ・事業者は、下水道法の規定に基づく下水排除基準を遵守するとともに、異物などを流さないようにします。

②下水道事業の健全経営化	
現状と課題	下水道事業は、これまでに集中的に施設整備を進めてきたため、維持管理経費などが経営を圧迫し、毎年度欠損金が発生している状況です。今後の人口減少などで使用料収入の減少が予想されることに加えて、施設の老朽化、耐震化対策に多額の投資が必要となることから、事業の効率化や施設の統廃合、収益確保などによる経営の健全化に取り組む必要があります。
市の取組	国庫補助金を活用した施設の統廃合や更新、民間委託の推進などによる事業運営の効率化により、コスト縮減や費用の平準化を図ります。あわせて、主要財源である下水道使用料の収納率向上や適切な使用料体系の設定により、経営の健全化に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者は、下水道の果たす役割を認識し、下水道使用料を納期限内に納付します。

③雨水排水施設の整備	
現状と課題	宅地開発等による都市化の進展や、予測を超える局地豪雨、台風等により、浸水に対するリスクが高まっています。
市の取組	市街化区域等の下水道整備対象区域については、既設水路等のストックを活用しながら雨水排水施設の整備を進めます。また、地理的要因などにより既設水路だけでは浸水対策が図れない区域については、個別対策を行います。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域は、管理する水路の泥上げやゲート操作などの管理を適切に行います。 ・地域（ため池管理者）は、大雨の前に、調整池の役割をもつため池の水位を下げておきます。 ・事業者等は、開発に係る必要な手続を済ませてから事業に着手し、調整池の設置等により、既設水路等に過度な負担をかけないようにします。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	上下水道などの整備の満足度	市民アンケートにおいて、上下水道などの整備状況を、満足と感じる市民の割合	%	↑	80.8	79.0	90.0
①	下水道水洗化率	下水道事業の推進による水洗化の進捗状況【累計】	%	↑	90.7	94.1	94.7
①	汚水処理施設数	汚水処理施設の統合状況	施設	↓	12	12	6
②	下水道事業経常収支比率 [※]	下水道事業の健全化の状況（経常費用に対する経常収益の割合）	%	↑	84.6	96.7	101.0
②	下水道事業自己資本構成比率 [※]	下水道事業の健全化の状況（負債及び資本に占める自己資本の割合）	%	↑	47.0	53.2	59.4
②	下水道使用料の収納率	下水道使用料の収納状況（合計収納率 [※] ）	%	↑	97.2	98.0	98.7
③	流下能力不足による床上浸水被害件数	雨水排水施設の整備による床上浸水被害の抑制状況	件	→	1	0	0

◆関連する主要施策

- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(41) 上水道事業の充実

◆関連する個別計画

- ・公共施設等総合管理計画
- ・上下水道ビジョン
- ・下水道事業経営戦略

◆用語解説

経常収支比率

経常費用（維持管理費や支払利息等の費用）が経常収益（使用料収入など）でどの程度賄われているかを見る指標で、企業の財政状態の健全性を示すもの。100パーセント以上であれば単年度収支が黒字であることを意味する。

自己資本構成比率

総資本（負債＋資本）のうち、どの程度自己資本が占めているかを表す指標で、企業経営の安定度を示すもの。建設資金の多くを企業債により調達している事業は、自己資本比率が低くなる。

合計収納率

現年分と滞納繰越分（過年の未収分）の合計額に対する収納割合。

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	1 戦略的行政経営の創造
主 要 施 策	(43)社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進

◆将来あるべき姿

行財政改革を核に、しっかりと行政経営の基盤を構築するとともに、市民をはじめ、多様な主体との協働のまちづくりを展開することで、人や地域が輝く元気なまちが維持されています。

◆協働の取組

①総合計画に基づいたまちづくり	
現状と課題	社会・経済構造が大きく変化の中で、新しい時代に対応した「まち」を創造していくためには、市民をはじめとする多様な主体との協働によるまちづくりをさらに推進するとともに、中長期的かつ総合的な視野に立った行政経営を展開していく必要があります。
市の取組	総合計画を基に、予算、組織、行政評価が連動した新たな行政評価システムを構築し、限られた財源を有効に活用しながら、効率的かつ効果的にまちづくりを進めます。あわせて、市民をはじめとする多様な主体と連携・協力しながら総合計画に基づく協働のまちづくりを推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、まちづくりの主役であるという認識をもち、まちづくりや取組に対する評価・検証に積極的に参画します。 地域は、地域の活性化や元気づくりに、積極的に取り組みます。 事業者等は、協働のまちづくりに対する理解を深め、積極的に連携・協力します。

②行財政改革の推進	
現状と課題	少子高齢化や人口減少の進行、行政需要の多様化などにより、これまで以上に厳しい行政経営を強いられることが予測されるため、今後も安定した市民サービスが提供できるよう、経費節減や行政効率の向上などの行財政改革を常に念頭においた取組が必要です。
市の取組	行財政改革を行政評価と一体的に推進し、事業の選択と集中を進め、重点的に取り組むべき施策に経営資源を優先的に配分するとともに、財政負担の軽減・平準化や行政効率の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、行財政改革の取組の必要性について市と共に考え、理解を深めます。 地域は、行財政改革の取組を踏まえた、地域づくりに取り組みます。 事業者等は、協働のまちづくりに対する理解を深め、積極的にまちづくりに参画します。

③行政組織の見直し	
現状と課題	新たな行政課題や行政需要、社会潮流、国や県の動向に対する的確な対応、事務効率や市民サービスの向上をはじめ、総合計画の効率的かつ効果的な推進などの観点から、まちづくりの指針に沿った組織体制の構築が求められています。
市の取組	社会潮流や行政需要の変化に的確に対応できる、総合計画と連動した組織体制を構築することにより、市民サービスの維持向上をはじめ、効率的なまちづくりを進めます。
市民・地域・事業者等の取組	市民は、効率的で利便性の高い行政組織について提案します。

④統計調査を有効活用したまちづくり施策の展開	
現状と課題	少子高齢化の進行をはじめとする社会構造の変化に的確に対応していくため、行政施策を立案、実行するための重要な基礎資料である統計調査を適正に実施するとともに、調査結果を今後のまちづくりに有効に活用していく必要があります。
市の取組	統計調査を適正に実施するとともに、調査結果の分析により市や地域のさまざまな課題を分析・把握することで、根拠に基づいた効果的な施策を立案し、さまざまな事業を展開します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、統計調査の重要性を認識し、調査に積極的に協力します。 事業者等は、統計調査の重要性を認識し、調査に積極的に協力します。

⑤市民参加・参画によるまちづくりの推進	
現状と課題	市民との協働のまちづくりを進めるためには、これまで以上に市民が市政やまちづくりに対して強い意識や関心をもつことが重要です。あわせて、さまざまな立場でまちづくりに参加・参画できる仕組みづくりが必要です。
市の取組	市民憲章をはじめ、市花や市木、市の最高峰「加東神山」などの啓発を通して、ふるさと加東を想う心を育むとともに、市政出前講座などの実施により、市民のまちづくりへの意識・関心を高めます。また、タウンミーティング（意見交換会）の開催などにより、市民参加・参画によるまちづくりを推進します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、市政やまちづくりへの関心を高め、積極的にまちづくりに参加・参画します。 ・地域は、市と連携・協力して、市民のまちづくりへの参加・参画を後押しします。

◆まちづくり指標

協働の取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	全主要施策の目標値達成割合	総合計画前期基本計画の指標（目標値）の達成状況	%	↑	—	—	80.0
①②	行財政運営の重要性	市民アンケートにおいて、行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進を重要だと感じる市民の割合	%	↑	76.6	72.1 2017(H29)	76.0
①②	行財政運営の満足度	市民アンケートにおいて、行財政改革を柱とする計画的な行財政運営の推進に満足と感じる市民の割合	%	↑	70.6	74.7 2017(H29)	78.0
④	統計調査分析を活用した施策立案数	統計調査分析結果の施策立案への活用状況【累計】	件	↑	—	—	12
⑤	市民参加の機会拡大に対する満足度	市民アンケートにおいて、市民参加の仕組みの整備や市民参加の機会の促進状況を、満足と感じる市民の割合	%	↑	7.1	7.9 2017(H29)	15.0
⑤	懇談会などで市政に参加・参画する市民の割合	市民アンケートにおいて、市の公募委員に応募したり、説明会や懇談会に参加する市民の割合	%	↑	5.8	4.8 2017(H29)	10.0

◆関連する主要施策

- ・(17) 協働のまちづくりによる地域の活性化
- ・(50) 広報・広聴活動の充実
- ・(52) 健全な財政運営
- ・(53) 適正な財産管理と契約事務の推進

◆関連する個別計画

- ・公共施設等総合管理計画

◆用語解説

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	1 戦略的行政経営の創造
主 要 施 策	(44)新たな行政需要に対応した施策の展開

◆将来あるべき姿

未来を担う子どもに対する教育施策をはじめ、広域的な行政課題や増加する在住外国人への対応など、新たな行政需要に柔軟に取り組むことで、子どもたちの健やかな成長による明るい未来や、市民、在住外国人にとって安全・安心で、住みやすい多文化共生社会が実現しています。

◆協働の取組

①教育施策の総合的推進	
現状と課題	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（2014（平成26）年法律第76号）の施行を受け、教育行政への地域住民の意向のより一層の反映と、教育委員会と密接に連携したさまざまな教育施策の総合的な推進が求められています。
市の取組	子どもたちの教育を中心に重点的に取り組まなければならない、「豊かな学び」の創造、小中一貫教育や英語教育の推進などの重要課題（教育施策）について、民意を十分に踏まえながら教育委員会と連携し取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、さまざまな機会を通して、教育行政について提案します。

②北播磨広域定住自立圏等の広域連携の推進	
現状と課題	多様化、複雑化する行政課題への対応や行政事務の効率化、また、市民が安全で快適に過ごしている（日常）生活圏を形成するためには、近隣市町との連携が重要です。
市の取組	北播磨広域定住自立圏において、行政事務や市民サービスについてのさらなる連携・協力を図り、地域の活性化と市民生活の向上に取り組めます。また、今後の行政経営において有効な広域連携について調査・研究します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、連携事業の評価・検証を行うとともに、連携すべき取組を提案します。

③在住外国人施策の充実	
現状と課題	在住外国人が増加していることから、市民の共生意識の高揚を図るとともに、市民サービスの充実をはじめとした日常生活をサポートする多文化共生社会づくりのより一層の推進が求められています。
市の取組	在住外国人の日常生活に関わるニーズの把握に努め、日本語教育支援や生活情報の提供などの生活支援を通して社会参加を促進するとともに、地域の事業者や国際交流協会との連携により、市民や地域の共生意識を醸成し、多文化共生社会を構築します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域は、在住外国人との多文化共生への理解を深めます。 ・地域の事業者や国際交流協会は、多文化共生のまちづくりに取り組みます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	総合教育会議※開催回数	民意を反映した教育行政を推進するための総合教育会議の開催状況	回	→	—	2	2
②	広域連携事業数	北播磨広域定住自立圏等の広域連携による事業実施状況【累計】	事業	↑	—	3	7
③	在住外国人支援等事業数	在住外国人に対する支援事業等の実施状況【累計】	事業	↑	—	1 2017(H29)	5

◆関連する主要施策

- ・(1) 小中一貫教育の推進
- ・(7) 学校教育環境の整備充実
- ・(46) 国際交流の推進

◆関連する個別計画

- ・教育大綱
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

総合教育会議

教育を行うための諸条件の整備などについて協議・調整する、市長と教育委員会により構成する会議をいう。

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	1 戦略的行政経営の創造
主 要 施 策	(45)効率的で効果的な交通サービスの実現

◆将来あるべき姿

くらしを支え、交流を促進する、地域が主体的に取り組む、持続可能な地域公共交通ネットワークが形成されています。

◆協働の取組

①新たな交流拠点（バスターミナル）等の整備によるまちの活性化	
現状と課題	地域公共交通は、単に地域と地域を結ぶだけではなく、中心市街地などの拠点間や拠点と地域を結ぶことで、まちづくりにおいて重要な役割を果たすことができます。
市の取組	さまざまな関係機関と連携・協力して、主要商業施設周辺に新たな交通結節点としてのバスターミナルを整備することで、人々の交流やにぎわいを創出し、まちの活性化につなげます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者等は、まちの活性化に向けた取組に協力します。

②地域公共交通ネットワークの形成	
現状と課題	地域公共交通の充実・利便性向上を図るためには、これまで以上に交通事業者相互の連携や行政との連携を強化し、広域的な地域公共交通ネットワークを形成する必要があります。
市の取組	交通事業者や近隣市町、国、県との連携の下、運行ダイヤの見直しや路線バスのルート見直し、路線バスと鉄道・高速バスとの連動など、広域交通と連携した地域公共交通ネットワークの形成に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	・地域は、市や交通事業者、企業・団体の取組に参加します。 ・交通事業者は、市や地域、企業・団体との連携を強化します。

③地域公共交通の利用環境整備	
現状と課題	子ども、高齢者等の交通弱者にとって地域公共交通は不可欠な移動手段であることから、地域公共交通を維持・確保するとともに、安全・安心かつ気軽に利用できる地域公共交通の環境を整える必要があります。
市の取組	既存の地域公共交通サービスの充実・向上、自家用車依存から自発的に地域公共交通に転換するモビリティ・マネジメント*の実施、駅やバス停留所周辺の駐車場や駐輪場の確保など、地域公共交通の利用促進や利便性向上に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、地域公共交通を積極的に利用します。 ・交通事業者は、安全・安心な運行サービスの提供やサービスの向上などに取り組めます。

④地域の主体的な取組による地域公共交通の維持・拡大	
現状と課題	地域公共交通を将来にわたって維持・確保していくためには、市民や地域が主体的に取り組む意識や機運を醸成していくことが重要です。
市の取組	地域の主体的な取組による市町村運営有償運送の維持・拡大や新たな導入、地域公共交通の事業推進体制の整備・人材育成など、地域公共交通を地域ぐるみで守り、育てる取組を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、地域の主体的な取組に協力します。 ・地域は、主体となって、地域公共交通を維持・確保します。 ・企業・団体は、地域の主体的な取組に協力します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	商業施設に併設した交通結節点の整備数	商業施設に併設した交通結節点（バスターミナル）の整備状況【累計】	箇所	↑	—	—	1
①② ③④	交通手段の確保に対する市民の満足度	市民アンケートにおいて、交通手段（鉄道、バス）の状況を、満足と感じる市民の割合	%	↑	43.5	39.1 2017(H29)	50.0
②	運行ダイヤ、路線等の変更件数	利便性向上に向けた運行ダイヤ、路線等の変更状況【累計】	件	↑	—	—	3
③	公共交通機関を利用する市民の割合	市民アンケートにおいて、公共交通機関をできるだけ利用するよう意識している市民の割合	%	↑	—	21.8 2017(H29)	25.0
④	地域主体の地域公共交通の取組数	地域が主体となった地域公共交通（市町村運営自家用有償運送など）の取組状況【累計】	箇所	↑	1	2	4

◆関連する主要施策

- ・（1）小中一貫教育の推進
- ・（29）地域包括ケアの推進
- ・（39）持続可能な都市基盤整備の推進
- ・（49）にぎわいと活力があふれるまちづくり

◆関連する個別計画

- ・地域公共交通網形成計画
- ・都市計画マスタープラン

◆用語解説

モビリティ・マネジメント

モビリティ（移動）が過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策のことをいう。

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	1 戦略的行政経営の創造
主 要 施 策	(46)国際交流の推進

◆将来あるべき姿

国際交流協会を中心に、市民や地域、兵庫教育大学などのさまざまな主体が連携しながら取り組む国際交流事業により、豊かな国際感覚をもった市民が増え、本市の国際化が進んでいます。

◆協働の取組

①市の国際化の推進	
現状と課題	姉妹都市オリンピア市とは、市民交流から一歩進んだ行政レベルなどにおいて十分な交流には至っていないことから、情報交換の有効な手法を検討し、交流の充実を図っていく必要があります。
市の取組	オリンピア市との有効な情報交換手法を検討し、教育や都市計画、環境、防災などについて行政レベルでの交流に取り組めます。また、現地の大学や協会などと本市の団体との団体間交流についての可能性について研究を進め、国際交流や多文化共生の取組とあわせて、本市の国際化をより一層推進します。
市民・地域・事業者等の取組	・国際交流協会は、行政等の国際化の推進に積極的に協力します。

②国際交流・国際化施策の推進	
現状と課題	今後、国際化社会がますます進展していくことが見込まれることから、学校教育と連携しながら、より一層国際理解を深めていく必要があります。
市の取組	学校教育と連携しながら、国際交流協会と共同で、国際理解の普及啓発や交換留学事業、兵庫教育大学の留学生をはじめとする在住外国人との交流事業を実施し、市民の国際理解を推進します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、国際交流事業に積極的に参加し、交流を深めるとともに国際理解に努めます。 ・地域は、地域のイベント等への外国人の参加を積極的に推進します。 ・国際交流協会は、市と連携し、交流事業を積極的に実施します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	オリンピック市との行政 情報交換数	オリンピック市との行政レ ベルでの交流についての取組 状況【累計】	テ ー マ	↑	—	—	4
②	国際交流施策の重要性	市民アンケートにおいて、国 際交流を通じたまちづくり や交流機会の確保を重要と 感じる市民の割合	%	↑	45.5	48.9 2017(H29)	55.0
②	外国人との交流者数	国際交流事業への市民の参 加状況	人	↑	466	597	750

◆関連する主要施策

- ・(2) 確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成
- ・(44) 新たな行政需要に対応した施策の展開

◆関連する個別計画

◆用語解説

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	1 戦略的行政経営の創造
主 要 施 策	(47)適正な職員数の確保と人材育成

◆将来あるべき姿

職員の能力、まちづくりへの意欲ややりがいを高め、職員力と組織力を向上させることで、活力あるまちづくりが進み、市民サービスの質や市民満足度が向上しています。

◆協働の取組

①適正な職員数の確保	
現状と課題	安定した市民サービスを提供するため、適正な職員数を確保する必要があります。
市の取組	市役所業務について積極的に情報発信するとともに、近隣の高校や大学の学生等が参加する就職セミナーやSNS※等を活用した職員採用試験の効果的なPRをはじめ、職員採用試験の実施時期や方法の工夫など、多方面から手法を検討することにより、適正な職員数を確保します。
市民・地域・事業者等の取組	

②職員の人材育成	
現状と課題	職務に対する意欲や、やりがいを向上させるための人材育成が必要です。
市の取組	係長等の新たな役職を設け、意欲の高い職員が早期に昇任できる制度を導入するとともに、市民ニーズに的確に対応できる実践的な研修の実施や、人事評価制度の有効活用により、職員の意識改革や適切な人事配置に努め、組織の活性化を図ります。また、女性活躍推進に向けた取組として、女性職員に対する研修を充実し、上位職への登用を一層推進します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、職員の資質向上などについて、意見を述べます。

③職場環境の整備	
現状と課題	長時間勤務が常態化するとともに、メンタル疾患等による病気休職・休暇に至る職員が増加傾向にあります。職員が心身ともに健康な状態を保持するとともに、仕事と私生活の調和がとれ、安心して働き続けられる職場環境づくりが求められています。
市の取組	業務の効率化・簡素化による時間外勤務の抑制、有給休暇や男性の育児休暇の取得促進、職場研修の実施など、職員が働きやすく、安心して働き続けられる職場環境を整備します。
市民・地域・事業者等の取組	・事業者は、職員研修に協力し、民間のノウハウなどを講義します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	市の職員数	市職員の定員適正化の状況 (病院事業部職員を除く。) ※4月1日現在	人	↑	311	311 2017(H29)	327
②③	職員満足度	職員アンケートにおいて、公務に対してやりがいを感じている市職員の割合	%	↑	—	63.2 2017(H29)	66.7
②	市の職員の対応（接遇、事務手続等）に対する市民の満足度	市民アンケートにおいて、市職員の窓口等の対応を満足と感じる市民の割合	%	↑	—	78.6 2017(H29)	90.0
②	市の女性管理職の割合	市の管理職の職員のうち、女性職員（一般行政職）が占める割合 ※4月1日現在	%	↑	11.7	22.1 2017(H29)	30.0
③	深夜残業時間数	22時以降の深夜残業の状況 (病院事業部職員を除く。)	時間	↓	—	1,380	1,223

◆関連する主要施策

◆関連する個別計画

- ・定員適正化計画
- ・特定事業主行動計画
- ・職員研修基本方針
- ・男女共同参画プラン

◆用語解説

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスをいう。

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	2 定住・移住の促進とにぎわいの創出
主 要 施 策	(48)シティプロモーションの推進

◆将来あるべき姿

シティプロモーションの推進により、市の認知度とイメージが向上して、定住人口[※]の減少が緩やかになるとともに、交流人口[※]が増加し、まちがにぎわっています。

◆協働の取組

①まちの認知度・イメージの向上	
現状と課題	人口減少社会において、まちの活力を維持していくためには、定住人口の維持や交流人口の増加が重要になりますが、そのためには、まちの魅力の維持・向上とあわせて、市内外に広くその魅力を発信し、浸透させていく必要があります。
市の取組	市民の住みよさ実感を高め、ふるさと加東への愛着や誇りを醸成するとともに、愛着や誇りをもった市民の自主的なまちの魅力発信を促進します。また、「加東伝の助」を市のPR大使として活用するとともに、市にゆかりのある自治体との友好都市協定締結や関東加東応援団との連携、ふるさと納税の推進、他市のイベントや事業への参加、多様な情報発信媒体の活用などにより、首都圏や阪神圏をはじめ、市外に魅力を発信し、市の認知度やイメージを向上させます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市の魅力の認識を深めるとともに、シティプロモーションを支える担い手として、市の魅力を、市内外のイベントなどでPRするとともに、多様な情報発信媒体により発信します。また、ふるさと納税についての意識を高め、ふるさと納税を呼びかけます。 各種団体は、あらゆる機会を通して、市の魅力をPRします。 関東加東応援団は、首都圏でのネットワークや持てるスキルを最大限活用し、市を応援するとともに、魅力を発信します。 事業者は、趣旨を理解し、市の魅力発信に協力します。また、ふるさと納税に関心をもち、特産品等を通して市のPRに協力し、商品、サービス等を提供します。

②情報発信媒体等の効果的な活用	
現状と課題	情報収集手段の多様化を踏まえ、市の広報媒体だけでなく、事業者等と連携しながら、多様な媒体により、市の魅力を市内外に効果的に発信していく必要があります。
市の取組	ケーブルテレビや魅力発信アプリケーション KATTOをはじめ、市ホームページやSNS [※] など、既存の広報媒体の特性を活かした効果的な情報発信に加え、テレビ・ラジオ局やフェロー制度 [※] を有効に活用します。また、ケーブルテレビにおいて、イベントなどをリアルタイムに放送できるシステムの構築を進めるとともに、より幅の広い映像・写真を提供するための方法（ドローン [※] の活用等）について、調査・研究します。
市民・地域・事業者等の取組	・事業者等は、趣旨を理解し、市の魅力発信に協力します。

③定住・移住推進体制の構築	
現状と課題	市の魅力発信にあわせて、定住・移住希望者のさまざまなニーズに対応できる相談体制等を充実させる必要があります。
市の取組	仕事や住まい、子育て、教育、医療・福祉、防災・安全などの定住・移住に必要な情報を集約し、希望者のニーズに的確に応えられる総合的な相談窓口を開設するとともに、定住・移住に関する催しやフェアに参加し市の魅力を発信します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域は、定住・移住希望者の受入環境を整えます。 事業者等は、定住・移住の推進に協力するとともに、定住・移住希望者を支援します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	ゆるキャラグランプリ 順位	「加東伝の助」のゆるキャラ グランプリにおける順位(市 の知名度)	位	↑	—	164 2017(H29)	50
①	友好都市協定締結数	ゆかりの自治体との友好都 市締結状況【累計】	件	↑	—	—	1
①	ふるさと納税受入額	ふるさと納税の推進状況	千円	↑	1,711	11,152	45,000
①	ふるさと納税ポータル サイト※閲覧件数	ふるさと納税のポータルサ イト(市ページ)閲覧による 市の魅力や取組のPR状況	件	↑	—	—	9,000
①	都市部におけるシティ プロモーション実施回 数	首都圏などの都市部におけ るシティプロモーションの 展開状況	回	↑	—	3	5
①	人口の社会増減数	転入と転出による人口増減 の状況【累計】 ※実績値と基準値は、年度集 計値	人	↑	-34	342	311
②	ケーブルテレビ加入世 帯率	自主放送番組や文字放送の 視聴世帯の状況	%	↑	—	65.3	70.0
②	自主放送番組満足度	市民アンケートにおいて、市 が制作する自主放送番組の 充実についての施策を、満足 と感じる市民の割合	%	↑	—	77.7 2017(H29)	80.0
③	定住・移住の相談件数	定住・移住相談窓口やイベン トにおける相談受付状況	件	↑	—	5 2017(H29)	80

◆関連する主要施策

- ・(8) 市民文化の創造の促進
- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(34) 商工業の振興
- ・(35) 観光の振興
- ・(36) 労働・雇用の促進
- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(49) にぎわいと活力があふれるまちづくり
- ・(50) 広報・広聴活動の充実
- ・(52) 健全な財政運営

◆関連する個別計画

- ・電子自治体推進計画

◆用語解説

定住人口

地域に常住している人のこと。

交流人口

その地域に訪れる(交流する)人のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、人と人とのつながり
を支援するインターネット上のサービスをいう。

フェロー制度

神戸新聞社がミント神戸ビル、さんちか(三宮地下街)や神戸
空港内に設置したモニターを利用して、各自治体が制作した映像
コンテンツを放送し、また、神戸新聞社ウェブサイト内のコンテ
ンツから地域の情報を発信する制度。

ドローン

遠隔操作や自動制御によって無人で飛行できる航空機のこと。
軍事目的のほか、農薬散布、災害状況の調査、空撮などに用いら
れる。

ポータルサイト

インターネットを利用して、さまざまなサービスや情報を集め、
簡単に閲覧(アクセス)できるようにまとめたサイトのこと。ふ
るさと納税ポータルサイトには、各自治体の自治体情報、返礼品、
寄附方法等がまとめられている。

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	2 定住・移住の促進とにぎわいの創出
主 要 施 策	(49)にぎわいと活力があふれるまちづくり

◆将来あるべき姿

まちの拠点機能などの充実や地域づくり活動の活発化により、にぎわいや活力のあるまちになっています。

◆協働の取組

①中間支援組織（地域づくり活動支援組織）によるまちづくりの推進	
現状と課題	時代に合った地域づくりをスピーディに展開し、まちづくりに新風を吹き込めるようにするため、地域の活動に取り組む団体や個人、NPO法人などを支援する、地域のコーディネータの役割を担う組織が必要です。
市の取組	やしろショッピングパークB i o多目的ホールを活動の拠点とする、主体的に地域の活動に取り組む団体や個人、NPO法人などを支援するための組織の設立を支援し、地域のコミュニティやまちのにぎわいを生み出し、育むための体制づくりに取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・地域の活動に取り組む団体や個人、NPO法人等は、イベント等に積極的に参加するとともに、自らがイベント等を企画・運営し地域を盛り上げます。また、NPO法人は、相互に協力しながら、地域の活性化に取り組みます。

②まちのにぎわいと活力の創造	
現状と課題	人口減少や少子高齢化が進行する中、まちのにぎわいや活力を維持・発展させていくためには、まちの拠点機能の充実や新たな基盤整備を進めていく必要があります。
市の取組	民間活力の活用などにより、まちの拠点機能の充実へ向けた取組を推進するとともに、雇用機会や安定した税金を確保するための新たな工業団地用地の創出に取り組みます。また、市内事業者等から要望がある宿泊施設の誘致について、都市基盤整備に向けた取組と連携しながら検討を進めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域・事業者等は、土地利用の推進について理解するとともに、用地確保や物件移転に協力します。 ・地域は、新たな産業を受け入れる環境整備に取り組みます。 ・事業者は、地域住民の理解に努め、開発を行います。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	中間支援組織の地域団体等への活動支援件数	中間支援組織による地域団体や個人の活動への支援状況	件	↑	—	—	45
②	新たな工業団地用地の創出に向けた取組実績	新たな工業団地用地の創出に向けた取組（基本計画の策定）状況	—	↑	—	—	基本計画策定

◆関連する主要施策

- ・(34) 商工業の振興
- ・(36) 労働・雇用の促進
- ・(37) 安全・快適で機能的な道路整備等の推進
- ・(39) 持続可能な都市基盤整備の推進
- ・(45) 効率的で効果的な交通サービスの実現
- ・(48) シティプロモーションの推進

◆関連する個別計画

- ・都市計画マスタープラン

◆用語解説

政 策	Ⅷ 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち
施 策	3 広報・広聴の推進
主 要 施 策	(50)広報・広聴活動の充実

◆将来あるべき姿

さまざまな媒体を活用した市民への情報発信や、市民との市政に関する情報の共有、市民の市政への積極的な参画により、広報と広聴が連携したまちづくりが進んでいます。

◆協働の取組

①市民への情報提供の充実	
現状と課題	市民アンケートでは、約8割の市民が主に広報かとうから市の情報を得ているという結果になりましたが、市ホームページやケーブルテレビ、新聞などからも多くの市民が情報を得ているのが現状です。広報かとうを中心に市民ニーズに応じた多様な媒体を通して、正確で分かりやすい情報を確実に発信していくことが重要です。
市の取組	広報かとう、市ホームページ、ケーブルテレビ、フェイスブック、新聞など、さまざまな媒体の特徴や利点を最大限に活かし、市民生活に有用な情報をはじめ、地域や各種団体の活動情報などを、動画を交えながら発信します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、市政情報に関心を持ち、さまざまな媒体から情報を得て、活用します。 ・地域は、多様な媒体を有効に活用し、積極的に情報発信します。 ・事業者は、趣旨を理解し、市民等への情報提供に協力します。

②広聴等の充実	
現状と課題	協働によるまちづくりを実現する上において、市政情報の積極的な発信による市民との情報共有とともに、市民ニーズを的確に把握し市政に反映するための広報と連携した広聴の充実が重要になります。
市の取組	意見箱の設置やパブリックコメントなどの参加者流動型広聴の充実に加え、市政モニター制度などの参加者固定型広聴に取り組むとともに、インターネットなど、ICT※を活用した双方向型の広聴システムの構築について検討を進めます。あわせて、市民ニーズに沿った行政相談コーナーの充実に取り組みます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、さまざまな広聴制度を活用し、積極的に市政に参加・参画します。

③表彰事務の適切な執行	
現状と課題	市政の振興を図る上において、市民の市政への参画や主体的なまちづくりが必要不可欠であり、その功績を顕彰することにより、参画と協働のまちづくりをより一層推進する必要があります。
市の取組	市民の功績をたたえとともに、まちづくりへの参画意欲を高めるため、地方自治をはじめ、さまざまな分野における功績が顕著であり、市民の模範となる方の表彰を適切に行います。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、積極的にまちづくりに参画し、市政の振興に努めます。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	市ホームページ閲覧件数	市ホームページ閲覧による情報提供・公開の状況	件	↑	456,347	555,584	650,000
①	市ホームページ動画閲覧件数	市ホームページによる動画閲覧状況	件	↑	—	—	1,000
②	「市長への手紙」提出件数	市民からの意見・要望の提出状況	件	↑	50	54	80

◆関連する主要施策

- ・(43) 社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進
- ・(48) シティプロモーションの推進

◆関連する個別計画

- ・電子自治体推進計画

◆用語解説

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、IT（情報技術）に、情報通信を表す Communication（コミュニケーション）を加えたものをいう。

政 策	IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち
施 策	1 安定した行政経営基盤の確立
主 要 施 策	(51) I C Tの利活用による市民サービスの安定化と利便性の向上

◆将来あるべき姿

I C T^{*}の利活用や安定稼働により、行政事務の効率化やコストの削減が図れるとともに、安定した市民サービスが提供でき、市民の利便性が向上しています。

◆協働の取組

① I C Tの利活用の推進	
現状と課題	I C Tを行政のあらゆる分野において利活用することにより、市民生活の利便性の向上や行政事務の効率化をより一層推進する必要があります。
市の取組	電算システムのクラウド化 [*] によりコストの削減を図るとともに、市の情報の一括管理により事務の効率化を目指します。また、くらしの利便性の向上を中心に、I C Tを利活用した事業を拡充するなど、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスの充実を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域、事業者は、I C Tを利活用するためのワークショップや講習会に参加し、I C Tを気軽に身近に利活用する意識を高めます。

②行政事務の電子化	
現状と課題	事務事業の複雑化等により、事務文書が増加傾向にあることから、事務文書を電子化し、検索性や活用性を向上させ、適切かつ効率的な行政事務遂行体制を整える必要があります。
市の取組	電子決裁機能を有した文書管理システムの導入により、決裁処理の簡素化や迅速化を図るとともに、書類作成段階からの決裁文書の電子化をはじめ、保存文書を順次電子化し、事務文書の検索性や活用性を向上させることで、公文書公開の迅速な対応など、行政事務の効率化を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	

③情報システムの安定稼働	
現状と課題	平常時から安定して継続しなければならない業務が多数あり、これらの業務を支える情報システムの安定稼働や適切な職員対応に加え、災害発生時においても災害対応業務等を適切に行うための対策が求められています。
市の取組	業務継続計画 [*] を策定し、情報システム等の事前対策を講じるとともに、職員の体制整備や教育・訓練などに取り組むことで、災害発生により利用できる資源が制限される中でも、災害応急業務をはじめ、優先度が高く継続しなければならない通常業務を遂行できる体制整備を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・事業者は、情報システムの安定稼働に協力します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	I C Tを利活用した業務実施件数	I C Tの利活用による事務の効率化や経費の削減、市民の利便性向上に向けた取組状況【累計】	件	↑	—	7 2017(H29)	10
②	事務文書の電子化率	行政事務効率向上のための事務文書の電子化状況【累計】	%	↑	—	10.0 2017(H29)	70.0
③	情報システム停止による業務停滞時間数	災害時等（予定外の停電を含む。）における情報システムの停止による業務停滞状況	時間	→	—	0	0

◆関連する主要施策

- ・ (15) 総合窓口サービス等の充実

◆関連する個別計画

- ・ 電子自治体推進計画

◆用語解説

I C T

「Information and Communication Technology」の略で、IT（情報技術）に、情報通信を表す Communication（コミュニケーション）を加えたものをいう。

クラウド化

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワークを経由してサービスとして利用者に提供する仕組みに変更すること。この手法を用いることで、機器の調達が必要になるとともに、運用経費を節約することが可能となる。また、データをクラウドに保存することにより、出先や遠隔地においてもデータの利用が可能になるほか、クラウド上の他のシステムとの連携が可能となり、データの活用性が向上する。

業務継続計画（BCP）

大規模災害時など、人・もの・情報やライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても適切に必要な業務ができるよう、あらかじめ、災害時における優先度の高い通常業務を特定し、その順位を定め、業務継続に必要な資源の確保や配分等について必要な事項を明らかにするための計画。

政 策	IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち
施 策	1 安定した行政経営基盤の確立
主 要 施 策	(52)健全な財政運営

◆将来あるべき姿

財源を安定的に確保し、健全な財政運営を行うことにより、安定した市民サービスを提供しています。

◆協働の取組

①健全な財政運営	
現状と課題	普通交付税の段階的削減など、財政的支援の縮減が進む中、複雑、多様化する市民ニーズに加え、とりわけ、大きな教育プロジェクトである小中一貫校の整備に対応していくため、限りある財源を有効に活用していく必要があります。
市の取組	市税をはじめとした自主財源を確保しつつ、将来必要となる資金を事前に積み立てるなど、計画的な資金運用を図ります。また、財源を有効に活用するため、事業の選択と集中を進め、健全な財政運営に努めます。さらに、国が示す統一基準により市の財政状況を公表するとともに、同規模自治体との比較分析等を行い、健全な財政運営に活用します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、市の財政状況に関心をもち、税金の使われ方をチェックします。また、サービスに対して受益者負担があることを意識します。

②自主財源の確保	
現状と課題	今後の人口減少や地価の下落に伴う固定資産税をはじめとした市税収入の減少が見込まれることから、市税を補う自主財源を確保する必要があります。
市の取組	経費の削減に加え、ふるさと納税や広報媒体等への有料広告の掲載をはじめ、公有財産の有効活用やネーミングライツパートナーの募集などの取組により自主財源を確保するとともに、新たな財源の創出策について調査・研究します。
市民・地域・事業者等の取組	

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	市の財政運営に対する満足度	市民アンケートにおいて、市の財政運営を満足と感じる市民の割合	%	↑	66.5	73.0 2017(H29)	75.0
①	実質公債費比率 [※]	財政の健全度合い（財政規模に対する地方債返済額の割合）	%	↓	14.5	5.1	7.4 [※]
①	将来負担比率 [※]	財政の健全度合い（財政規模に対する将来負担する負債の割合）	%	↓	-3.9	-95.5	-198.3

※計画する必要な事業を踏まえて設定した目標値であり、方向性「↓」のとおり目標値を下回るよう取り組みます。

◆関連する主要施策

- ・(43) 社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進
- ・(48) シティプロモーションの推進
- ・(54) 市税の適正課税の推進と収納率の向上

◆関連する個別計画

- ・財政計画

◆用語解説

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。25パーセント以上になると早期健全化段階になり、財政状況の改善に向けた財政健全化計画を、35パーセント以上になると財政再生段階となり、地方債の発行などの制約を受けるとともに、財政再生計画を策定し、早期健全化基準を下回るよう取り組みなければならない。

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。350パーセント以上になると早期健全化段階になり、財政状況の改善に向けた財政健全化計画を策定し、早期健全化基準を下回るよう取り組みなければならない。

政 策	IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち
施 策	1 安定した行政経営基盤の確立
主 要 施 策	(53)適正な財産管理と契約事務の推進

◆将来あるべき姿

公有財産の適切な維持管理や、公正で透明性の高い契約事務の推進により、質の高い市民サービスを提供しています。

◆協働の取組

①公有財産の適正な維持・活用	
現状と課題	公共施設等の老朽化が進む中、施設の適切な維持管理や長寿命化、統廃合などを進め、極力将来に負担をかけない取組が求められていることから、公有財産を有効に活用していく必要があります。
市の取組	公有財産については、ファシリティマネジメント※の視点に立って策定する公共施設等総合管理計画に基づき、指定管理者制度※など民間活力を活用しながら、戦略的な維持管理・更新・処分等を行い、適切で効率的な管理・運用を行います。また、嬉野公民研修所跡周辺地を、災害発生時の避難地や緊急物資の集積拠点などにも利活用できる公共広場として整備します。
市民・地域・事業者等の取組	・事業者等は、専門性を活かし公有財産の適正な管理に携わります。
②透明で質の高い契約事務	
現状と課題	公共工事等における入札事務において、一層の透明性向上と効率的な運営が求められています。
市の取組	契約管理システムを導入するとともに、電子入札を活用し、業務の効率化を進めます。また、正確な検査事務により、公共工事等の品質を確保し、公正で透明性の高い入札執行を維持します。
市民・地域・事業者等の取組	

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	指定管理施設数	市が指定する指定管理者に管理を代行させる施設の状況	施設	↑	14	13	14

◆関連する主要施策

- ・(10) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- ・(11) 図書館機能の充実
- ・(25) 福祉社会づくりの推進
- ・(40) 安全・安心で良好な住環境の形成
- ・(43) 社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進

◆関連する個別計画

- ・公共施設等総合管理計画

◆用語解説

ファシリティマネジメント

土地や施設、設備などの全資産設備やそれらの利用環境を、経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用すること。

指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社などの営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなどの法人その他の団体に、包括的に代行させることができる制度をいう。

政 策	IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち
施 策	1 安定した行政経営基盤の確立
主 要 施 策	(54)市税の適正課税の推進と収納率の向上

◆将来あるべき姿

的確な課税客体の把握による適正課税を推進し、自主財源である市税収入を安定的に確保しています。

◆協働の取組

①市税の適正課税の推進	
現状と課題	安定した税収の確保と公正・公平の視点から、適正課税の取組を強化する必要があります。
市の取組	登記情報電子データを活用した固定資産税課税連携システムの導入など、効率的かつ的確に課税客体を把握する取組を強化することで、適正課税と業務の省力化を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、適正に申告を行います。
②市税の確保	
現状と課題	現年分においても、催告、納付相談、滞納処分などの徴収対策を強化したことにより、全体の収納率は向上していますが、公正・公平の視点から、さらなる収納率の向上と滞納防止に取り組む必要があります。
市の取組	職員の徴収技能を高め、滞納初期段階での対応、法令に基づく適正な処理により、収納率の向上と滞納繰越額の縮減に取り組めます。また、全ての事業主（給与支払者）を個人住民税の特別徴収 [※] 義務者 [※] として指定することや未申告者への申告勧奨などにより、安定した市税の確保に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、コンビニ収納、口座振替制度などを利用し、市税を納期限内に納付します。 ・事業者は、従業員の個人住民税について特別徴収を行います。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28) 2017(H29)	2022(H34)
②	個人住民税の特別徴収 実施率	個人住民税の特別徴収の実施 状況	%	↑	68.4	78.0	90.0
②	市税収納率	市税の収納状況（合計収納率 ※）	%	↑	91.9	95.5	96.1
②	市税滞納繰越調定額	市税の滞納繰越額の調定状況	千 円	↓	599,784	304,390	224,378

◆関連する主要施策

- ・(52) 健全な財政運営

◆関連する個別計画

- ・財政計画

◆用語解説

特別徴収

事業主（給与支払者）が、従業員（個人住民税の納税義務者）に代わって、毎月の給与から個人住民税（個人市民税と個人県民税）を天引きし、従業員の住所地の市町村に納入する制度。

特別徴収義務者

特別徴収を行う事業主として、市町村から指定を受けた事業主。

合計収納率

現年分と滞納繰越分（過年の未収分）の合計額に対する収納割合。

政 策	IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち
施 策	2 危機管理・交通防犯体制の強化
主 要 施 策	(55)交通安全・防犯対策の推進

◆将来あるべき姿

市民の交通安全や防犯への意識の高まりと、交通事故や犯罪の抑止環境が整うことで、交通事故や犯罪のない安全なまちになっています。

◆協働の取組

①交通安全施設の整備	
現状と課題	カーブミラーなどの交通安全施設は、交通の安全を図る上で非常に重要なものであることから、引き続き、新たな交通危険箇所への整備を進める必要があります。また、信号機や横断歩道の設置、速度規制など、実現が長期化しているものについて、早期対策が必要です。
市の取組	既設の交通安全施設について、適切な維持管理を図りながら、学校や地区（自治会）等との協議を踏まえ、カーブミラーなどを設置するとともに、横断歩道や道路標識などの設置については公安委員会への要望を通して推進し、交通危険箇所を改善します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民や地域は、地域内における交通危険箇所や老朽化した交通安全施設について、市へ報告します。

②交通安全の啓発	
現状と課題	交通事故を防ぐためには、交通ルールやマナーを守ることが最も重要であることから、市民の交通安全意識をさらに高めていく必要があります。
市の取組	警察や交通安全協会と連携し、園児、児童・生徒、高齢者など、年齢に応じた交通安全教室や、街頭キャンペーンなどに取り組むとともに、自転車シミュレーターを活用した講座の充実などにより、交通安全意識の普及・啓発を行います。また、事故多発箇所を市ホームページで公開するなど、個々の意識の高揚を促します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、積極的に交通安全教室や講習に参加するなどして、交通安全意識を高め、実践します。 ・地域は、交通安全教室を開催し、地域住民の交通安全意識を高めます。 ・事業者は、従業員などに対して交通安全教育を実施します。

③防犯設備の整備	
現状と課題	犯罪の未然防止や事件の早期解決のため、引き続き、必要な箇所に防犯設備の整備を進めていく必要があります。
市の取組	既設の防犯設備について、適正な維持管理により機能維持を図りながら、学校や地域からの要望箇所をはじめ、通学路の安全確保の観点を中心に、犯罪発生の可能性が高い箇所などに、防犯灯や防犯カメラを計画的に設置します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、地域内における危険箇所や修繕の必要な防犯設備について、市や地域へ報告します。 ・地域は、地域が管理する防犯設備を適切に管理するとともに、地域内における防犯設備整備必要箇所や市が管理する修繕の必要な設備について、市に報告します。

④防犯意識の啓発	
現状と課題	市民アンケートの結果からも市民の防犯に対する意識は年々高まっていますが、依然として子どもや高齢者を狙った犯罪が全国的に多く、市内では特に車上狙いが多く発生していることから、犯罪の抑制に向けて、引き続き啓発を実施していく必要があります。
市の取組	かとう安全安心ネットによるメール配信や防災行政無線、市ホームページで迅速かつ的確に市民へ犯罪情報を提供するとともに、安全安心のまちづくり加東市民大会など、多くの参加が見込める行事を通して、市民の防犯意識の高揚を図ります。また、地域の自主的な防犯活動などを支援し、推進します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、かとう安全安心ネットや防災行政無線などで防犯情報を迅速に入手し、自ら防犯対策を心がけます。 ・地域は、声かけや防犯パトロール、子どもの見守りなど、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組みます。 ・防犯協会は、防犯パトロールを実施し、通学・下校時の子どもの安全を確保します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	カーブミラー設置基数	市内におけるカーブミラー設置状況【累計】	基	↑	1,076	1,205	1,297
①②	人身事故件数	市内の人身事故発生状況	件	↓	—	174	94
①②	高齢者の人身事故割合	市内の人身事故のうち、高齢者が関係する事故の占める割合	%	↓	—	13.4	10.5
①②	自動車対自転車の人身事故割合	市内の人身事故のうち自動車対自転車の事故の占める割合	%	↓	—	13.8	10.5
②	交通安全への取組に対する満足度	市民アンケートにおいて、交通安全意識の普及・啓発に満足している市民の割合	%	↑	77.2	80.5 2017(H29)	81.5
③	防犯カメラ設置台数	防犯カメラ設置状況（市が管理する公園等の施設に設置する防犯カメラを除く。）【累計】	台	↑	—	62	120
④	かとう安全安心ネット登録件数	かとう安全安心ネットのメール登録状況【累計】	件	↑	2,528	4,414	6,200
④	車上狙い件数	市内における車上狙いの発生状況	件	↓	—	51	40

◆関連する主要施策

- ・(4) 健全な子どもを育てる環境づくり
- ・(14) 良好な生活環境等の確保に向けた取組の推進

◆関連する個別計画

◆用語解説

政 策	IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち
施 策	2 危機管理・交通防犯体制の強化
主 要 施 策	(56)消防・防災力の充実強化

◆将来あるべき姿

消防・防災基盤の整備充実を図るとともに、本市で生活を営む人々が災害や有事に際しての役割を認識し、一体となって備えることで、安全で安心してくらするまちになっています。

◆協働の取組

①消防体制の維持・強化	
現状と課題	少子化や社会情勢の変化、地域への帰属意識の希薄化、サラリーマンである消防団員の増加などにより、消防団員の減少や昼間消防力の低下が大きな課題となっており、消防体制の維持・強化に向けた取組をより一層推進する必要があります。
市の取組	加東市消防団のあり方検討委員会の提言を踏まえ、消防団員の処遇改善やホームページなどを活用した入団促進に取り組むとともに、より安全で効果的な活動が行えるよう、装備品の充実や消防施設の整備更新を計画的に行うなど、将来を見据えた消防体制を構築します。また、常備消防 [*] や自主防災組織と消防団が連携した実践的な訓練を実施し、災害に迅速かつ的確に対応するための体制の維持・強化を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、火災予防運動や初期消火訓練などに積極的に参加します。また、進んで消防団に入団し、地域消防力の強化に寄与します。 地域は、地域ぐるみで消防団員確保に取り組めます。 事業者は、自衛消防組織の設置、従業員の消防団への入団促進や勤務時間中の消防団活動に配慮します。

②常備消防との連携強化	
現状と課題	3市1町で北はりま消防組合を設置し、消防力の強化や効率的な消防行政を運営しています。消防機能の強化のため、常備消防と消防団や自主防災組織などがより一層連携を強化するとともに、特に、不注意による火災を防ぐために、地域と一体となって地域防災意識の向上を図ることが重要です。
市の取組	消防署との連携により、小隊別訓練などの各種訓練を実施し、消防団員の消防技術の向上や消防団活動のさらなる充実を図るとともに、自主防災組織に対して訓練指導を行うなど、地域の火災予防に取り組みます。また、消防署は、市の消防の中核を担う組織であることから、消防署の訓練施設を活用した、市民対象の防災訓練に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域（自主防災組織）は、消防署や消防団と連携し、主体的に訓練を実施するなど、地域の消防力の向上に取り組めます。 事業者は、消防署や消防団と連携し主体的に訓練を実施するなど、自衛防災力の向上に取り組めます。

③総合的な防災施策の推進	
現状と課題	甚大化・複雑化する災害に対して迅速かつ的確に対応できるよう、防災基盤整備をはじめ、災害応急対策についての備えの充実など、総合的な防災体制の充実強化を図る必要があります。
市の取組	防災行政無線の効果的な活用と戸別受信機の設置率向上に努めるとともに、地域防災拠点（物資集積拠点）の整備、防災備蓄倉庫や指定避難所の見直し、福祉避難所 [*] の確保とあわせて、避難所運営訓練の実施やLPガス発電機などの整備により、指定避難所の機能充実を図ります。さらに、近隣市町と連携した防災備蓄体制の構築や、他市町村、民間企業や関係機関との災害協定を進めるとともに、地域や関係団体・機関等と連携した総合防災訓練を実施します。また、他国からの武力攻撃事態などの有事に備え、防災行政無線などの情報通信・伝達手段により、迅速かつ適切に情報の収集や提供を行います。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、災害に備えて、最低3日分の飲料水や食料などを備蓄します。 市民や事業者は、防災行政無線が災害時における有効な情報伝達手段であることを理解し、積極的に戸別受信機を設置します。 地域や事業者は、指定避難所や福祉避難所の指定に協力します。 地域や事業者、関係団体等は、防災対策におけるそれぞれの役割を認識し、市と連携して、総合的な防災体制の充実強化に取り組めます。

④地域防災力の向上	
現状と課題	近年、地震や局地豪雨などによる大規模災害が全国各地で頻発しており、市民の生命、身体や財産を災害から守る上において地域防災力の重要性がますます増大しています。
市の取組	地域の実情を踏まえた防災訓練や講習会の実施、マイ防災マップの作成支援や活動補助などにより、自主防災組織の育成、強化を図ります。また、消防署、消防団、自衛隊、警察などと連携した、学校と自主防災組織との合同訓練を支援し、学校や地域の防災力の向上を図ります。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市や地域などで行われる防災訓練に積極的に参加し、防災意識を高めます。 地域（自主防災組織）は、年1回以上の防災訓練の実施やマイ防災マップの作成、防災備蓄などにより、地域防災力の向上に努めます。 地域は、災害時における、避難所運営に協力します。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28) 2017(H29)	目標値 2022(H34)
①	消防団員の充足率	消防団員定数に対する消防団員の割合	%	→	—	91.7 2017(H29)	91.7
②	火災発生件数	たき火やあぜ焼が原因となる火災の発生状況	件	↓	17	11	8
③	防災行政無線戸別受信機設置率	防災行政無線の戸別受信機設置状況【累計】	%	↑	—	76.6	79.1
③	防災対策の満足度	市民アンケートにおいて、地震や風水害などの防災対策を、満足と感じる市民の割合	%	↑	67.0	75.6 2017(H29)	78.6
④	防災を意識する市民の割合	市民アンケートにおいて、災害時の備えなどを意識している市民の割合	%	↑	54.0	60.3 2017(H29)	65.3
④	自主防災訓練実施組織数	自主防災組織における訓練の実施状況	組織	↑	—	29	35

◆関連する主要施策

- ・(26) 障害者・要援護者福祉の充実
- ・(38) 河川改修等の推進

◆関連する個別計画

- ・地域防災計画
- ・水防計画
- ・国民保護計画
- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

常備消防

市町村等に設置される消防本部及び消防署で、専任の職員が勤務している。北はりま消防本部及び加東消防署、加東消防署東条出張所のこと。

福祉避難所

避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などを対象とする避難所をいう。

政 策	X 公平・中立なまちづくりに取り組むまち
施 策	1 公正で適正な行政の確保
主 要 施 策	(57)透明で公正な行政の推進

◆将来あるべき姿

所管する各委員会において、事務を適正かつ効率的に執行することで、透明で公正な行政が確保されています。

◆協働の取組

① 明るい選挙の推進	
現状と課題	近年、選挙投票率が低下傾向にあることから、有権者が政治に関心をもち、自ら考え判断し、行動する主権者意識の高揚を図る必要があります。特に、若い世代が積極的に政治に参加することが重要です。
市の取組	選挙についての適切な情報提供や啓発を行うとともに、出前授業等の実施により、若い世代が選挙権を持たない段階から選挙に関心をもち、選挙を身近なものに感じられるよう意識醸成を図ります。あわせて、期日前投票所の拡充などの投票環境の向上について検討します。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、選挙についての関心を高め、積極的に投票します。

② 監査業務の充実強化	
現状と課題	公正かつ合理的、効率的な行政運営や適正な事務処理等を確保するため、監査業務のさらなる充実強化に取り組む必要があります。
市の取組	監査委員による監査機能を十分に活用し、財務監査 [※] や行政監査 [※] などを通して、適正な事務執行を確保するとともに、監査委員が必要な措置を講ずべきことを勧告する制度の創設など、国の動向を踏まえ、監査業務の充実強化に取り組めます。
市民・地域・事業者等の取組	・市民は、監査に関心をもち、公表される監査結果を確認します。

③ 固定資産評価の客観的合理性の確保	
現状と課題	納税者の権利を保護するため、固定資産の評価の客観的合理性を担保する必要があります。
市の取組	納税者に対する制度周知に努めるとともに、固定資産評価に対する審査申出に対し、固定資産評価審査委員会において公正・中立に審査します。
市民・地域・事業者等の取組	

④ 公平審査制度の確立	
現状と課題	多様化、高度化する行政課題に対する質の高い市民サービスが求められるとともに、新たな人事評価制度の導入を踏まえ、職員が職務に専念し、能力を十分に発揮できる環境を整備する必要があります。
市の取組	職員からの不利益処分についての審査請求や勤務条件に関する措置の要求などに対し、公平・中立な審査を行うことにより、市民のニーズに十分に応えようとする意欲をもち、能力を最大限に発揮できる職場環境を確保します。また、事務の効率化や専門性・中立性を確保するため、公平委員会の共同設置 [※] について近隣市町と協議し、検討を進めます。
市民・地域・事業者等の取組	

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値 2011(H23)	基準値 2016(H28)	目標値 2022(H34)
①	出前授業実施回数	小中学校や高校を対象にした選挙に関する出前授業の実施状況【累計】	回	↑	—	8	37
①	市長選挙・市議会議員選挙投票率(18歳・19歳)	市長選挙・市議会議員選挙における18歳・19歳の投票状況	%	—	—	—	41.0
①	市長選挙投票率	市長選挙における投票状況	%	↑	—	48.2 2010(H22)	49.2
①	市議会議員選挙投票率	市議会議員選挙における投票状況	%	↑	—	56.8 2014(H26)	57.8

◆関連する主要施策

◆関連する個別計画

- ・北播磨広域定住自立圏共生ビジョン

◆用語解説

財務監査

市の財務に関する事務の執行や市の経営についての事業の管理について監査を行うこと。

行政監査

市の事務の執行について監査を行うこと。

共同設置

地方公共団体が、協議により規約を定め、共同して執行機関(委員会、委員など)や執行機関の附属機関(審査会、審議会など)を設置すること。

政 策	X 公平・中立なまちづくりに取り組むまち
施 策	1 公正で適正な行政の確保
主 要 施 策	(58)農地等の利用の最適化の推進

◆将来あるべき姿

農地等の利用の最適化により、市内の農地が、有効かつ適正に利用されています。

◆協働の取組

①農地の適正管理の推進	
現状と課題	耕作放棄地 [※] が増加しており、適正管理へ導いていく必要があります。
市の取組	農業委員と農地利用最適化推進委員による全市一斉農地パトロールや日々の活動により、農地の適正管理について指導するとともに、農政部局や関係機関等との連携により、認定農業者 [※] 等への農地利用の集約化のための適正な利用権設定 [※] などを推進することで、耕作放棄地を抑制します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者や農業者は、農地を適正に管理します。 ・地域は、農業委員や農地利用最適化推進委員、関係機関と連携し、地域ぐるみで耕作放棄地の抑制に取り組めます。
②農地の無断転用の防止	
現状と課題	食料供給の基盤である農地を確保する上において、農地の転用を適正に管理していく必要があります。
市の取組	農地法に基づく手続を広く周知するとともに、農業委員と農地利用最適化推進委員による担当地区内を中心とした農地パトロール等により、無断転用事案を早期に発見し防止します。
市民・地域・事業者等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者は、農地を転用しようとする際は、適正に手続を行います。

◆まちづくり指標

協働の 取組番号	指標名	指標の考え方	単位	方向性	実績値	基準値	目標値
					2011(H23)	2016(H28)	2022(H34)
①	耕作放棄地の面積	耕作放棄地の増加抑制状況	a	→	1,096	990	990

◆関連する主要施策

- ・(30) 力強い農業経営の実現
- ・(31) 農産物のブランド力向上と生産拡大
- ・(32) 農村環境の整備等の推進
- ・(33) 鳥獣被害対策の推進

◆関連する個別計画

- ・地域農業活性化ビジョン
- ・農業振興地域整備計画

◆用語解説

耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと。

認定農業者

市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に示した目標に向け、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市にその計画を認定された農業者のこと。

利用権設定

農地を借りて経営規模を拡大する農業者と、農地を貸し出す農業者との間で農地の貸借権利を設定すること。

第6章 計画実現に向けた分野横断的施策

計画を実現する上においては、協働によるまちづくりをはじめ、まちづくりを支える行政経営を効果的に展開していくことが重要であることから、関連する施策を横断的に連携しながら推進します。

1 協働のまちづくり

広報広聴の充実などによる市民の市政参画の促進や、地域やまちづくり活動団体への支援、地域福祉活動の推進、市民の本市への愛着や誇りの醸成によるまちの魅力向上・発信など、あらゆる分野において「協働」を基本とした施策を展開し、市民をはじめ、地域コミュニティの主体となる地区（自治会）やまちづくり協議会、各種団体や事業者など、多様な主体と共に、市（地域）の活性化、元気づくりを中心とした協働のまちづくりを進めます。

2 行政経営

(1) 行財政改革を核とした行政経営の展開

あらゆる分野において行財政改革の視点を常に念頭においた施策を展開し、より一層の財政負担の軽減・平準化や、行政効率や市民サービスの向上を図ります。

また、行財政改革と行政評価を一体的に推進し、事業の選択と集中を進め、重点的に取り組むべき施策に経営資源を優先的に配分します。あわせて、職員が従来の仕事のやり方を見直し、自らの仕事の意味を確認し、課題を見つけ、実践につなげていく市役所の体質改革・改善に継続して取り組み、質の高い市民サービスを安定的に提供できる、持続可能な行政経営を展開します。

■行財政改革の主な視点

- ・事務事業等の効率化・適正化、利便性の高い市民サービスの向上
…公共施設などの適正化、事務事業の見直し、民間活力の活用、統計調査を活用したまちづくり施策の展開、電子行政の推進、福祉総合相談窓口の設置 など
- ・人事・組織管理の適正化
…職場環境の整備、行政組織の見直し、人材育成 など
- ・健全な財政運営の確保
…財政の健全化、自主財源の安定的確保、新たな財源確保 など

(2) 広域連携等の推進

本市と加西市を中心市として形成する北播磨広域定住自立圏において、行政事務や市民サービスのさらなる連携・強化を図り、圏域の活性化と市民生活の向上に取り組みます。

あわせて、現在設立している一部事務組合等を関係市町と共に安定的に運営するとともに、2019（平成31）年度から、滝野地域のごみ処理を小野加東加西環境施設事務組合小野クリーンセンター等

に移行し、市内全域のごみ処理を一元化するなど、多様化・複雑化かつ広域的な行政課題への対応や、さらなる行政事務の効率化、財政負担の軽減を図ります。

また、将来的な行政経営を見据え、自治体間における有効な広域連携や事業者との包括連携について調査・研究を進めます。

現行の広域連携の取組
【協議会】 播磨内陸広域行政協議会
【共同設置】 加東公平委員会
【一部事務組合】 兵庫県市町村職員退職手当組合、播磨内陸医務事業組合、北はりま消防組合、北播衛生事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、北播磨清掃事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、小野加東広域事務組合、兵庫県市町交通災害共済組合
【広域連合】 兵庫県後期高齢者医療広域連合
【その他】 北播磨広域定住自立圏

第7章 計画の推進にあたって

総合計画の推進にあたっては、行政内部で行う内部評価と、市民や各種団体、学識経験者等の幅広い参画を得ながら客観的な視点で評価する外部評価を中心とした、マネジメント（PDCA）サイクルに基づく行政評価システムにより、協働で総合計画の進行管理に取り組み、総合計画の実行性や実効性を高めます。

■ マネジメント（PDCA）サイクルと行政評価システムの概要

